

第6回長野県治水・利水ダム等検討委員会 砥川部会 議事録

開催日時 平成14年1月29日(火)午前1時05分から午後6時40分

開催場所 下諏訪町総合文化センター

出席委員 宮澤部会長以下17名(林委員、藤森委員欠席)

田中治水・利水検討室長

それでは定刻となりましたので、ただいまから「長野県治水・利水ダム等検討委員会 第6回 砥川部会」を開催いたします。開会にあたりまして始めに宮澤部会長からごあいさつをいただきたいと思っております。お願いします。

宮澤部会長

皆さん、どうもご苦労さまでございます。足元の悪いところお集まりいただきまして心から感謝を申し上げます。また、幹事の皆さんも大変お忙しい兼務の中をやり繰りしていただきましてありがとうございます。それから傍聴の皆さん、第6回目ということでございますけれど、いつもたくさんの方々がお越しいただきまして、ご意見をいただきまして心から感謝を申し上げます。また、マスコミの皆さんもご苦労さまでございます。それではこれから始めさせていただきます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。

本日2名の方が欠席されております。本日の出席委員は19名中17名でございます。条例第7条第5項で準用する第6条第2項の規定によりまして本部会は成立いたしました。

それではこれから議事をお願いしますけれども、その前にちょっといろいろ今日資料をお手元にしておりますので、ちょっと確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。その後に「国土交通省への質問と回答」ということで数枚のものがございます。それから次に高田委員からの「質問について」ということでこれもやはり数枚のものがございます。それからよろしいですか。そのあと「宮坂特別委員からの質問」ということで1枚の紙が用意してございます。それから「砥川提案改修断面」ということで高田委員さんのものが2枚。それから追加でお配りしましたが、グラフ書いてあります、これ2枚の資料でございます。そのあと写真入りで「ワカサギの採卵」ということで配ってございますがご確認お願いしたいと思います。それから「下諏訪町の資料」ということで、下諏訪町・諏訪湖・砥川・東俣川という、このやはり何枚かとじたのがございます。それからその次に「マル11番、ダム案に対する疑問」ということで武井委員さんの1枚紙お配りしてございます。これは事務局でおわびしなければいけないのですけれども前回部会で治水対策案に対する委員の意見をまとめたものをお配りしましたけれども、事務局の手違いで武井秀夫委員さんの意見が大部分抜けてしまったということで、本日は皆様にお配りしました。大変ご迷惑おかけしましたことをおわび申し上げます。資料の方よろしいでしょうか。それでは宮澤部会長さん、議事進行の方をよろしくお願いしたいと思います。

宮澤部会長

はい。最初に議事録署名人を指名させていただきます。清水委員さんと武井秀夫委員さんのお二人に

お願いをいたします、それでは議事進行に入らさせていただきます。

今日は、過日は流量の配分の問題。それから氾濫シミュレーションの問題。それからダムサイトの周辺の地質の問題等々いろいろな委員からそれぞれご質問が出たわけでございますけれど、それに答えてまずスタートを切らさしていただきました。今回はみなさんから大変、武井委員さん恐縮でございました。事務局の方で武井委員さんの提案をこの間の時に間に合わなくて落としてしまったということで、大変申し訳ございませんでした。そんなことで、全部のそれぞれの委員さんから18のそれぞれのご意見をいただきました。それに基づいてそれぞれの意見を、今日は集中的に論議をしていきたい。そして集中的に論議をして、その一つ一つの問題について一定なりきの集約を図っていきたい。こういうふうを考えて、今日はスタートをさしていただきたいとこんなふうに思います。また、今日ずっと集約さしていただきまして、今日が一応総合治水の集中審議の日となってるわけでございますが、また足りないものがあつたらその段階でまた皆さんと意見を次のスケジュール等について説明させていただく、相談させていただきたいと、こんなふうに考えながら進めさしていただきたいと、こんなふうに思っております。

まず、それぞれの委員さんからの委員におけるご質問。高田委員さん、それから小沢委員さん、それぞれございました。小沢委員さんの基本高水にかかわる問題。これにつきましては、現在検討委員会の基本高水ワーキンググループの方で検討をいただいております。そういうことで今日までにワーキングの方から結論が部長のところへまだ返ってきておりませんので、返ってきた次の段階でその小沢委員さんのご質問に対してはさしていただきたいと思っておりますので、そういうふうにご了承してください。また、高田委員さんの方からのご質問は、今、お配りさしていただいております。

その次の問題として、全員の皆さんから出た問題が、ダムサイトの地質の問題について。これをしっかりとすべきではないだろうかということで、この地質の問題をどうするかと、こういうことでございました。検討委員会の地質の専門家であります松島委員さんの方から、あの場所はダムの地質にはよくないと、こういうご発言がございました。また、それについて松島さんの方から関連してもっと説明をしたいと、こういうご要望もいただいております。その前に、それで建設省。失礼しました。国土交通省ですね。国土交通省のその専門家のところへ行って、ここへ来ていただいて、それでここでもって松島委員さんの意見とそれから国土交通省の意見を、ここでもってそれぞれ質疑応答。質問回答。国土交通省の方も松島さんの方に質問があるでしょうし、ということで、そういうようなやりとりをしながら進めていこうということで前回終わったかというふうに思います。そういうことで、実は事務局の方で国土交通省にお願いをいたしました。ところがあんまりにも急な話なのでということで、残念ですけど今日の出席はできませんで、というご返事でございました。それで、5日の日に利水の関係がありますので5日の日にはどうでしょうかと、こういうことで聞かさせていただきました。そしたら、これもちょっともう既に出張が決まっておりますので出席できないと、こういうことでありました。そういうことになってしまいますと、この問題を全く触れないで今日の総合治水の問題等に入っていくわけにはいきませんので、2月9日、日曜日でございますがこの日にはどうでしょうかと、こういうことをお願いしながら含めて高橋部会長代行と相談をいたしました。高橋部会長代行と相談させていただいた中では、この間過日もしこられない場合は高田委員さんの方から質問用紙をこちらの方で作ってもいいからそれで聞いてきてもらって、そのことについて話しをするという形にしてもいいんじゃないかと、こういう発言もありました経過も含めまして、高橋部会長代行さんと二人でそれじゃあ行ってこようと、こういうような話しをいたしました。それで、前回の議事録を起こしまして、どんな点が問題点だったの

か。つまり焦点はどこだったのか、地質に対して。それを全部起こしまして、そして高橋部会長代行にそのことをお示ししまして、私と二人で。整理をしたものを二人で、それで建設省の方へ出向くことといたしました。その中では私の方では公開が条件でございますと。つまり新聞記者の皆さんとマスコミ関係の皆さんには必ずご出席していただきたいと思ってずっとやってまいりましたので、そのことをお願いして欲しいと、こういうことを私の方からお願いをいたしました。その結果、結構でございますと。どうぞお越しく下さいと。こういうことで、今、お手元に配りました国土交通省への宮澤部会長質問回答というのにまとまられているように、1月25日金曜日4時30分から18時までにはわたりましてこの建設省河川局の会議室でこのメンバーのご出席をいただきまして会議をいたしました。そのテープはございますので、ご質問なりたい方は、関係ある人は委員の皆さん方にありましたら、どうぞご自由にさせていただきたいと思います。ちなみに、その時に表現道場の方にその旨を朝10時半までにということでございましたので、急きょ部会長名でその旨を知らせまして、機会均等ということでもってすべての新聞記者の皆さん方、マスコミ関係の皆さん方に同じ条件ということでお示しをいたしました。この内容のことについて。質問内容のことにつきましても、全部その中に記ささせていただいて建設省へ行きました。誠に申し訳ございませんが、県庁の中の表現道場は田中知事がそういうことで全ての人たちに自由ということございましたので、地元の下諏訪・岡谷の関係の新聞社の皆さんにはもしかしたら事前に届かなかったことがあったかもしれません。それはお許しいただきたいと、こんなふうに思います。出席いただきましたのは信濃毎日新聞社。それからSBC信越放送。それと共同通信の三社でございました。他の社につきましてはお見えになりませんでした。そこで、そういうような中でもって国土交通省、出席者は河川局治水課の田村専門官。それから伊藤補佐。それから河川計画課の岡村補佐。それから技術関係ということで地質の専門であります、独立行政法人土木研究所の中村地質官。これは建設省のこの研究所のトップの地質官でございます。それから国土技術施策総合研究所の吉田ダム室長と、県の方からは高橋部会長代行が都合で出られないということございました。部会長一任ということございましたので、私と事務局の河川課長。それから事務局の荻野さん。それから川上さんと。このメンバーで質疑応答をさせていただきました。今その内容につきましてはお配りをしたとおりでございます。私の方で大事なことでございますので、今松島委員さんから出ておりますが、質問と回答ということで、それぞれのところに整理をさせていただきますと、10項目の質問をさせていただきました。重要な問題でありますのでちょっと触れさせていただきたいと思います。かいつまんで触れます。国土交通省より地質についての説明ございました。一般的なダムの地質についての評価基準。そこに書いてあるとおりでございます。河川法に基づく河川管理施設等構造令。省令の中及び施行規則。これは国土交通省令でございますが、規定されていると。こういうことでそれぞれの安全が確保されているかということでもってすべて個々の地質、それから地形等々をふまえて判断をしておりますと、こういうことでございました。下諏訪の地質については現段階で得られている情報はこの河川管理施設計画構造令及びに施行規則に照らし合わせると安全が確保されており、ダムの建設は十分であると判断をしているというお話しでございました。その中で話を進めていきました。これで、まず松島委員さん、それからこの間の高田委員さん。その二人のご質問をまとめたものであります。クエスチョン、Qって書いてあるのはクエスチョンでございます。1つ。コアに指紋がついているような粘土化した軟らかい熱水変質した岩盤である。108本もボーリングをやっているのは他に例がない。岩盤が問題だからじゃないだろうか。2番目として軟らかい岩石と硬い岩石が交互に出ているということで、著しい不連続性が多いんじゃないかと。こういう問題。それから石英閃(せん)緑岩はダムを支える強度において心配な材質であると。

これが松島委員さんから出された問題だったというふうに整理をいたしました。答えでございます。一般的に石英閃緑岩はダム基礎として有効な岩盤である。本ダムサイトの場合は熱水変質を考慮しなくてはならないが割れ目に従って脈状っていうんでしょうか、が変質している。これを適切に評価する必要がある。それから熱水変質の程度がどれくらいか。コアから、地山の地質調査を推定するのは大変これは難しい仕事で経験が必要だと。この方が言われている、この心配だと言われる方がどの程度の経験を持たれているかぜひとも後で教えていただきたいと、いうことを言われました。理学と工学を併せ持った土木地質としての判断が必要だということでございました。それからボーリングコアで粘土化した部分では地下では圧力が強く固まっているが、地上にあがってくると応力開放や吸水によって膨張する鉱物がある場合など軟弱化すると。そういうことを知った上でコアを見ることが大事なんだけど、そのような配慮をされているかどうか。つまりコアを取った段階のコアは地質が眠っている時のものよりも軟らかくなるのが普通だと。そういうことも見ていただいているのだろうか、ということでございます。それから熱水変質の傾向が下流上がりで軟らかい場合は、ダム堤体や基礎岩盤の安全性について慎重な検討が必要であると。つまり、このダムの...すいませんけど、この間のあれ出してくれませんかね。ダムの下のところのやつ。すいません、大事な問題だったんで、私正しく伝えようと思っておりますんで。これはこのように、どうの、思ってくださいとか、そういうことで言い伝えてるわけではございません。あくまでも、松島委員さんから出された問題に対しての答えということでお話ししてるだけで、このことについての後の論議はまだこれからあるということですので、こういうことだということを決めつけているわけではございません。それから指すの無いですかね。今言っている、このこういうふうに脈状になっていると。このダムの本体に対してこういうふうに入っている地質はこれが滑って危ないんだそうです。しかしこれがこういうふうに縦に入っている。こういうものについてはプロは、ダムの土木工学的に言ったらこれは心配ないというふうに見るんだと、こういうご説明でございます。そういうことで安全性については慎重になるが、下諏訪ダムの場合は熱水変質が部分的でしかも傾斜が立っている。今申し上げたこの立ってるということですね。これが。立っているということなので、地質は複雑であるが安全、特に問題はないということにとっている。また、ボーリング108本は多いという指摘があるが、地質がダム建設に適さない場合であればむしろボーリングの数は少なくなるということだそうです。ですので、他の委員さんからも多いということはこれは危ないんじゃないかということのご意見ございましたが、これは逆です、ということでございます。その場合はダム建設に不相当と判断される場合がほとんどであると。下諏訪ダムは熱変質の分布や性状って言うんですか、が明細に確認して合理的な設計を行うためのボーリング等の数量が多くなっているが、全国に見て多すぎるとは言えない、ということでございます。その次に弱い岩盤なので糸魚川 - 静岡構造線が動いた場合、地震の揺れで一番怖い岩盤であると、こういうご指摘がございました。これについての答えは、河川に設置する高さ15メートルのダム基準は法令でダム管理施設等構造令に定められているということでございます。この設計の震度は施行令規則の第2条に定められているということでございます。それで長野県はこの中では特に地震が強いというところで、ここで高田委員さんの意見とちょっとここが食い違ったわけがありますが、重力式コンクリートダムの設計は0.12となっていると。下諏訪ダムはこの中で0.15を採用していると。これで実はですね我が国のダム技術は耐震性設計をされてるのは全世界でトップ水準にあるそうでありまして。関東大震災の後ダムの耐震設計については世界ナンバー1の技術と配慮によって成されているということだそうです。これについては耐震性については日本のダムの耐震の分野では先駆者であり70年の歴史があると。ですから、数多くの重力式ダムをつくっていると、こういう

ことをごさいます。じゃあ私が0.12と0.15はどこが違うんですかということをお聞きしました、このダムは太さですね。太さ。これが違うんだそうであります。そういうことで、ダム本体が太くて水圧とかそういうような横転とする危険性は考慮して、下諏訪ダムについて地震に対しては安全サイドが設計されているということだそうでございます。その中で、安全率というものが施行規則で、これは建設省、省令でございますが、国土交通省令ですか、で、せん断摩擦の抵抗力とダム本体の体力については4倍以上とるということが、これは定められているんだそうでございます。この下諏訪ダムについてはこの構造令に定められているので、もし仮にこのことについて、なおかつあれのことになりましたら、これは長野県のこの問題だけじゃなくて、国のこの要するに河川管理施設令構造令とそれから施行規則の問題に対してのクエスチョンだというふうに思いますので、そのことはそういうふうに解釈していただきたいと。つまり建設省は心配いらぬということをおっしゃいました。それで、不均等性とか違った方向へ走るといふ岩盤なんで水漏れがすると。だからグラウチングをやれば岩盤破壊もあり得ると、こういう話でございますが、この質問に対しては4番目。グラウチングはダムの基礎岩盤の遮水工法として最も一般的な方法で、多くの実績があるということで、グラウチングでは基礎岩盤の状態に応じて適当なセメントの基本注入や圧力・条件をテストして決めると。ですから岩盤を崩すような圧力をかけることはもつとないと、こういうことだそうです。ここは先ほど言われたように、改良状況を確認しながら施工を進め最終的にもっていくということ、さっき言った粘土化している状況のところは逆に水を通さなくてかえっていいんだとこういうお話しもございました。下諏訪ダムで計画しているグラウチングの範囲は問題でないと。石英閃緑岩は基本的にグラウトにより改良しやすい岩盤であると。つまり熱水変形していてもこれはグラウトするとセメントを注入するとかえって硬くなるということだといふふうに説明を受けました。それから6番目といたしまして、硬い岩盤と軟らかい岩盤を平均的せん断強度で評価するのは疑問だと、こういうことでしたが、これはダムの基礎岩盤設計ではこれが一般的な方法なんだそうでございます。ですので、どうしてそんな一般的なことに對してそのような疑問が生まれるんでしょうかということもございました。それで今回下諏訪ダムについては岩級区分でDの2、Dの3という強度を普通は強度ゼロとしてるわけじゃなくて、多少あれするんですけど、ここは一番強度を見ていないゼロとなっているので、非常に安全率を確保しており合理的な設計と言えると、こういうお話しもございました。それから、今度は横の画面を出していただいけませんか。上からダムを見た時の地質の状況のやつを。これ。これがダムの中で、今問題になっておりますのは、すいません。今Dって言ったのはこれですね。これがここですね。このセメントを注入すれば工事をすることはこういうふうに細くなっているのはえらい問題ないと。このところが集まっているところ、こうセメント処理をするんだと、こういうふうなお話しもございました。それで一番安全なのが、強いのがこのCHということで、このCHの分布。CHの分布がこの青い図であります。それからこの緑。この緑がこれほとんどですね。ここに黄色。その次のこのC1の黄色が少しあります。ほとんどこれ緑と、CH級とそれからCM、最も強いと言われている岩盤の上に立っている。しかもダムの場合はここに一番圧力がかかるんだそうです。このところの一番かかるのはここ。ここに最も地質が安定していると言われる、硬いと言われているCH級がここにあるので、どうしてこんなにいい地質のところ、地質が悪いといふふうになるんでしょうかと、こういうお話しもございました。それから今の土木技術において、今度はクエスチョン7でございますが、ダム建設は可能と思うが、弱い部分をコンクリートで置き換えれば非常に金がかかると。それからこの岩盤で軟らかくて、軟らかいのでできてロックフィルダムは貯水効果が悪くなると言われているのは、今の説明で終わったかと思いま

す。再度そのところをお読みいただきたいと思います。それから9番目に、一枚めくっていただきまして、岩盤強度が著しく違うのでダムが乗れば不等沈下も心配であると、こういうことでございますけれど、この地質調査の精度からすれば広域的に置き換える必要はまずないだろうということでございます。下諏訪ダムについて十分な地質調査が行われているのかということについては、現在の調査までダムサイトで問題となる熱水変質について、おおむね把握できていると。つまり調査は万全であると。こういう10項目のポイントをいただきました。

この私の説明、意見じゃありませんよ、説明について質問がある方は挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。小沢委員。

小沢委員

先回の部会の結論では、地質の専門家、松島先生とそれから国土交通省とそれから土木の方がいらしていただいてここでもって討論して結論を出していただくというように僕は理解しておったのですが、どこの時点でもって部会の皆さんの了解を得てこういう進め方に変ったのでしょうか。

宮澤部会長

小沢委員さん。今説明させていただきました。お願いいたします。他に。はい、どうぞ。武井委員。

武井秀夫委員

今小沢委員からそういう意見が出たのですが、私この国土交通省へ行かれて様々な意見を聞いてこられてということに関しては大変ご苦労さまでしたと申し上げたいのですが、その前に、この質疑に入る前に私はちょっと部会の進行について部会長に確認したいことがございますので、お答えいただけますか。

宮澤部会長

ちょっと待ってください。このことについてまず質問をお受けさせていただきたいと思います。

武井秀夫委員

じゃあその後で。はい。

宮澤部会長

どうですか。今の私が行ってまいりまして、私で足りないところは全部、私一番あれなのは松島委員さん、高田委員さん、それからこの前他の委員さんが出された質問が私の何て言いますか、質問のテクニックとかそれとか整理とか、聞き逃したところがあったんで、そういうことでもってこのことについて十二分に質問はできたかどうか。このところが一番私としては心配なんですけれども、そのことについてまず皆さんに私が全部を触れてなかったらまずおわびしたいと思っておりますが、大体触れたかなと思うんですがどうでしょう。はい、どうぞ。高田委員さん。

高田委員

質問はたくさん出していただいてわかりやすかったと思います。この結果、答えは予想しとったとお

りの、まあこんな答えだと思います。前も言いましたけど、土木地質いう特殊な分野があって、建設工事にはその地質と土木と両方掛け持ちした領域でないと判断しきれない。それは正しいと思います。安全率が0.15ということも当然ですし、日本のダムというのは昔から耐震に非常にやかましかった。もちろん昔の耐震というのは地震の動き自体よくわかりませんし、解析方法も今でもそれでいいかという問題がいっぱいあるのですが、とにかく非常に気使ってやっているという点において多分世界で一番始めの本格的耐震設計で今もそれが続いている。それは日本だっていうことも正しいことです。私は最終的には、そのダム軸、下が上流側、上の方が下流側ですが、上流側の赤い斜めのくし状に線が出たところ、その辺がやっぱり問題だろうと。そこは結局置き換えないといけないだろうと。断面図出していただけますか。これで先ほど部会長が言われた安全率を上げるというのは、この底面の赤い線の底面の長さ。これを大きく取ると。これが安全率を上げるということです。この場合に上の青いところはこれ河床砂礫（れき）でこれは掘削して骨材に使うところです。ただその河床砂礫の下、標高で千メートル、そこから下990メートルあります。10メートルの掘削がある。10メートルの掘削は結構大きい。これ現実に10メートル掘削は今の計画ではそうですが、掘ってみないとわからない時が出てきます。これは地盤工学の怖いところで、ボーリングの結果ここの断面がかなり綿密に調べられてこれだと思うのですが、実際掘ってみて岩盤検査というのがありまして、もうちょっと掘ってくださいという話しも出てきます。ですから私は一つはこのダムサイト自体は断層、大きな断層に挟まれたとこの空白地帯なんですけど、そのでかい断層でもまれていることは確かです。だからそれ相応に耐震性には気つけんといけない。最終的には掘削量、結局お金の問題になってしまうと思います。以上です。

宮澤部会長

今、高田先生、お意見をいただきましたけど、ご意見はご意見としてまたこれから皆さんで、このことですべてあれだということではありませんから、先ほ私申し上げましたように、これで先ほどのダムサイトのことで議論が解決しなかったら議論が進まないということでございますので、こういうようなお話しをした。ですからここんとこで、ここんとこ今こういうことが質問だとか、こういうことが疑問だとかっていう話しの中で、私が聞いてて素人でございますから聞き慣れないところは河川課長も行きましたから、また河川課長さんや県の土木部の専門の方から補足していただきたいと思っておりますけど。はい、どうぞ。宮坂さん。

宮坂委員

丁寧なご回答をいただきまして。わからないところを1点ほど。ちょっとまとめますと、松島委員は下諏訪ダムの地質は、地質を見るとダムの建設にだめだとは言っておらない。適さないということをおっしゃっている。それから高田委員はですね、それをかんがみて今の土木工学ではできるのだけれどもお金がかかりますよと、ということをおっしゃっている。それから今宮澤部会長からご説明受けたのですが、まとめますと、県は、県・国ですね、それはダムはできると。十分可能な地質であると。これはもう三者三様のことを言っている。ということですね。（宮澤部会長 三者、二者でしょ）いや、三者ですよ。松島委員、（宮澤部会長 言っている内容が違います）言っている内容が違うってことですね。我々住民としてはよくわからない。これ三つの意見が分かれてしまって。それで、一番住民として問題になるところがこのクエスションの7です。お金がいくらかかるかと。これはダムの計画自体、計画当初計画をされた時は240億円。そのままずっと来ていますよね。聞きたいのはその240億円でいい

のかどうかということを質問したいのですが、その前に、なぜ240億に私がこだわるかって言うと、これは負担額があるわけですね。240億を前提としますと、長野県、我々は県民ですから県民としての負担は3億3380万。はい。それからなおかつですね、私たち下諏訪町民に対しては3030万円かかるのですよ。それを認識していただきたい。で、本当にこの240億ですむのかどうか。高田委員は、もっとかかるよということをおっしゃっているわけですよ。だからそこをご回答いただけますか。

宮澤部会長

質問ですね。はい、わかりました。

今、宮坂委員さんから出された、高田委員さんからさっきは出された問題でありますけれど。いいですか、他になければ質問にあれしますが。はい、どうぞ。

植木委員

詳しい説明である程度理解できましたが、まず1ページ目のですね、ちょっと教えてください。下諏訪ダムの地質についてのマルポチ(・)二つ目あります。今後他ダムと同様実施設計の段階等を経て、さらに詳細に検討を進めた上で本体工事に着手することが必要ということですね。ここですね、今の宮坂委員の、結局予算との関連。今後この詳細に検討を進めた上というのはこれはどういうことなのかということですね。何が必要でどういうふうにそれを我々は理解して、そして着手するのか、あるいはしないのかまで入っちゃうのかわかりませんが、その辺ちょっと教えていただきたいと思うのですが。

宮澤部会長

はい。他にありますか。はい、どうぞ。笠原委員。

笠原委員

ちょっと個々のところはなかなか難しくわからないところもあるのですが、要するにこの回答はですね、簡単に言えば今まで説明していただいたと結局同じということで、今の松島委員さんの方から出ていることについてですね、についての疑問についてきちんと答えているっていうか、それはわからないと思うのです。ですから最初の話のようにですねちゃんとこちらへ来ていただいて、その場面で僕たちはわからないところも質問したりしないと、この回答だけでは十分に納得できないというふうに思いますので、ぜひ遅くなくてもいいので一度来ていただいたら、というふうに思いますけど。

宮澤部会長

プロセスとかやり方の問題はともかくとしまして、今大事なのはですね、この地質の問題のことについて住民の、先ほど宮坂さん言いましたように、住民の皆さんにご披露してくわけですよ。ですからその住民の皆さんに私どもは部会ということでもって一つ資料を披露をする。要するに資料をある意味では作っているというふうに思ってもらっていただければと思うんです。そういうことで、このところで疑問に思っているとこと、今先ほど宮坂さんのお金の問題とか、そういうような部分のところを申し訳ございませんが、質問があったら出していただけませんかでしょうか。その具体的なそういうようなと

ころです。はい、どうぞ。清水さん。

清水委員

大変部会長、東京まで出向いてご苦労さんでございました。今笠原委員の方からこの前の約束ではここへ来てお互いに生で語り合ってもらおうと、こういう約束だったと言われ...確かにそれは私はそのとおりだと思うんです。しかし、非常に丁寧な回答をいただきましてね、私どもも、私も地元の立場からずっとこの熱水変質帯については本当に大丈夫かなという疑問を持ちながらかなりしつこく建設事務所やらにお尋ねした契機があるわけです。そうしたことから考えますとね、高田委員やあるいは松島委員から出された疑問にはかなり丁寧に答えていただいて、おそらく来てやっていただいても同じことだろうと私は思うのです。そうした意味からはそのことを理解するかしないか、納得するかしないかというのはね、また別の問題ですので、一応私は部会長はじめ県の方々が出向いて今回採った措置については納得をいたしますとこういう立場でございます。

宮澤部会長

ありがとうございました。それはそうとして、清水さん、何かこのことについて内容のことについてですね、今までの不安なこととかそういうことが...今、清水さんでも結構です。どなたも結構ですが、要するにこのところで、何で私どもがしたかっていうと、これから今日総合治水案に入ってくわけです。七つの案を出しました。その七つの案を出した時の七つの案の一つはダム案がございました。そのダム案について先ほど適切じゃないということでご意見がございました。多くの皆さんはそのことを明確にしてもらいたいってということで、それで行ったわけです。それで生のテープを起こして皆さんに聞いていただくという時間を先ほども言いましたようにいつでもお作りくださいと、ということというのはこれに間違いはないということでございます。ですからそれをどういうふうに思われるかはどうか別問題として、ですから先ほど私も言ってます。皆さんの思いを聞けたかどうかは疑問ですがって言ってるんですが、おわびしているところはそこです。この内容についてとにかく行ったわけでありますから、まず内容のことについてご意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。武井委員さん。

武井秀夫委員

笠原委員から出た意見だとか、小沢委員から出た意見は、後ほどでまたフォローさせていただくことにしてですね、先ほど宮坂委員からの質問の財政的な負担がどのくらいかと。これ常々私に...、(宮澤部会長 全部まとめて聞きますから)はい、(宮澤部会長 同じ質問は申し訳ございませんけど...)いや、それですべてその点にシフトする集中することだと思うのです。要するに財政的負担がどうかということで、選択肢は全部変わってくる。利水の選択肢も変わってくるとすれば、その辺はもうこの間もその話が出たので、利水の時に、ですから幹事会の方からか、あるいはワーキンググループの財政委員会の方から、こういうくらいなシミュレーションだよという、そういうことが出てこないとなかなか具体的な問題にならないと思うのです。それから、この論議、非常にご苦労いただいたことわかるのですけれども、やはりこの質問でリアルタイムで生でもってやりとりをしないと理解が非常に苦しむと思うんです。ですからその辺を。

宮澤部会長

ですから、これに理解できないところを言ってくださいってことです。他に質問があれば。

武井秀夫委員

ですから、財政的なことはどうなのかということも答えていただきたいということです。

宮澤部会長

はい、わかりました。財政的なことですね。申し訳ございませんけど、これ、はい、どうぞ。

新村委員

財政的なことね、それはいや、この間...いや、いやそうじゃなくて、240億かかるかかからないっていうの、それは今日の論議じゃないのですよ。私が質問した時に県当局はできませんって言うのですから、現時点では。現時点でできるっちゃうのいくら言ったって変わらないでしょうから、それはやめていただきたい。240億ってというのはこの前の時に正式に明確にお答えが出ていますから。

宮澤部会長

その論議はですね、それはね財政...ちょっと、皆さん冷静にここを、すいません、わかりました。はい。今町長さんの意見も武井先生の意見も両意見のことはよくわかります。これは今のことはこれから判断を基準をしていく中の地質の分野のことです。ですから、このことはこの前問題になったことです。このことで問題になったことを今ここでもって明確にしてるわけです。このことについて今高田委員さんからの問題。それから宮坂委員さんからの問題。それぞれ出ました。ですから、この地質の問題に対して、来る来ないとかということじゃなくて、この一番問題なのはこの地質のこの今の説明ではだめならだめで言っていただけばいいです。そういうことをお伺いしたいんです。ですから他に今高田委員さんと宮坂委員さんから質問ございましたことにつきましてはまた一緒に、私で答えられることはお話しを申し上げますが、そういうことを言ってるんです。何のためにこれを私どもが行ったのかって、早くやらないきゃいけないとしたのは、今日その計画に出していく時に地質のことも当然出るだろうと。だからしっかりさしておかなければ皆さんの意見が次のところに進まないだろうと。こういうことで行って来たわけでございます。あくまでも地域住民の皆さんや傍聴人の皆さんに私どもは誠心誠意でいこうと、そういうことで行ってるわけでございますから、その細かい内容のことについて質問があったらお願いいたします。はい、佐原委員さん。

佐原委員

5番目の水漏れの問題なのですが、私が前から言っているのは、グラウチングが届かないような深いところに透水性の高いところが2カ所ある。それについて答えていただけないということ。それからもう一つ、ダムの耐震基準と言いますか安全性のことなのですが、下諏訪では0.15G。Gっていうのは地球の重力と同じで、1Gっていうのは、1Gのもし地震が起きればそれで浮いてしまうという、非常に大きなものなのですが、7年前の兵庫県の南部地震では0.8Gの地震が起きているわけですね。下諏訪のは0.15ということで、これの判断の仕方っていうことがわかりません。

宮澤部会長

はい。大体今のそこら辺でいいですか。もしあれだったら聞いてからまた...というのもあれですけど。どうぞ、高田委員さん。

高田委員

代わりに答えることになるのですが、私はそっちの本職ですので。現実に兵庫県もそうですし、釧路でしたかそっちでも1Gというのが出ています。ということは建物を横向きにして壊れないかということになってしまうのです。そんなことはあり得ない。この設計震度というのは、地震というのは振動でこけそうになったらまた反対に揺れて元に戻る。そういうことを考えて経験的にとっている値なのです。ですから、現実に地震で飛び上がったり、横へ振り飛ばされたりというのはもっと大きな加速度あるんですけど、そのままの形では設計はしない、というのが当たり前なのです。この0.12にするか0.15にするかというのはごく経験的です。それと正しい設計は振動を与え設計せんといかんわけですけど、それは今の計算機ができてからやっとできるようになりました。そういうものと横から重力加速度の0.12とか0.15とか掛けて横倒れるのと、対応させて便宜的にこういう設計するとそれより進んだ設計法でやるのに匹敵する。そういうことをやっているのです。ですから、でかい地震の時の地震計で採った生の加速度というのは、全部この0.12とか1.5を超えています。設計法が違うのです。

宮澤部会長

それでは、今の高田先生の今の0.12と0.15のこの安全性の問題は、どうも佐原さんの理解とこの土木工学的なものと、ちょっと今先生の言われてることと、基本的にちょっと数字があんまりにも違うんで、違うと思いますので、そこら辺のところを含めて。

高田委員

これは、常に設計とか研究者ん中でも話し題になるとこです。だけどいったい動的な設計法と静的震度法とどう対応するかというのはいまだに正確にはわかりません。あくまで、これは便宜的経験的設計法で、ある意味では非常に使いやすい設計法です。日本の耐震設計が発達したのはこれを発明したからなのです。

宮澤部会長

はい。それじゃあ、そのことを含めて事務、まずさっき財政の問題。それから今の高田先生のその前に出されたグラウチングの時のその問題。それから今佐原さんから出た深いところでの問題。ここら辺のところのところ集約してちょっといいですかね。はい、どうぞ。

武井秀夫委員

この7番の問題なのですけどもね、7番、8番ですか。この間高田委員が指摘された、この下諏訪町の東俣の予定地は重力式ダムはちょっとやばいんじゃないかと。それでこれはロックフィル、できてもロックフィルダムということで、ここに質問が出ておりますね。その回答を見た限りでは私たち素人にはさっぱりわかりませんので、本当に重力式ダムがだめなのか、ロックフィルダムならなぜいいのか、その辺を高田先生からご説明もいただきたいし、もう少し国土交通省でどのような明解な回答をいただいたのか、その辺をちょっと聞かしていただきたいと思います。

宮澤部会長

はい、わかりました。それでは、ちょっとですね、それぞれまとまってきておりますので、大事なところへきておりますんで、ちょっとこちら辺で整理して事務局の方から、私と一緒に行きましたプロの方で結構でございますので、その問題について、すいませんけれど、お話しいただけますか。まず、お金の問題から始まって、それぞれのところ。はい、どうぞ。河川課長。

大口河川課長

最初に宮坂委員さんから言われた費用のことでございますが、先般もお答えしましたけれど、平成9年度に今までの資料等で概略設計を行っております。その時の試算が240億という試算であります。今後、先ほど植木委員さん言われたので、今後実施設計の中でや掘削の地質等の調査を行う中で事業費の変更はあり得ますけど、現時点では240億ということで県は考えております。それから植木委員さんの下諏訪ダムの実施設計の段階を経てさらに詳細に検討を進める。これははいよいよ工事を発注するための設計を行うという意味で、その段階においてボーリング調査が必要ならやる中で、ダムをもうちょっと太らせなきゃいけないとか、もうちょっと経済性も、安全性はもちろんのことですが、経済性も兼ねた中での設計を行うのが実施設計で、それをもって発注したいと考えておりますので、意味はそういう意味でございます。それから、財政の話し、こっちでしていいですか。武井委員さんから言われました財政的なことの中です、昨日の検討委員会で財政ワーキンググループの座長である五十嵐委員さんの方から、絞られた案が出てきた段階で積算してみなさいということと言われておりますので、そういう時点になった時点でもう一度再度積算をしないきゃいけないとは考えております。

宮澤部会長

お願いいたします。

河川課 手塚補佐

続きまして、佐原委員さんから深いところに透水性が高いところがあるのでそこまでグラウトが届かないのではないかと、いうご質問についてですけれども、ダムの止水処理としてのグラウチングは深くてもダムの高さ程度の深さまで。例えばここだと70メートルですから下へ70メートルぐらいの深さまで最大治水を行えば、それ以上下に透水性が高いってことがあってもダムの安全性に影響がないということで、そこまで改良する必要はないということです。

宮澤部会長

それから、それですべての質問に答えましたか。はい、どうぞ、もう一回。北村補佐。

河川課 北村補佐

すいません。宮坂委員さん、武井委員さんですか。すいません。負担の財政負担の話し。今ちょっと課長の方から財政ワーキングの方でという話しありましたけど、もうちょっと細かく言いますと、いわゆるいろんな案があると思いますけれども、ダムの場合とか河川改修の場合とか、いろんな場合があると思います。そのいわゆる積算の240億っていうのは今ここでは積算しておるわけですが、

例えばダムが240億の場合に補助がいくらで、純の県費がいくらで、いわゆる起債がいくらでとかいうような話しを財政ワーキングの方で案が絞られた段階でやりますよと、いう説明でございます。ちょっとすいません。追加をさせていただきました。

宮澤部会長

はい。今の質問についてそれぞれの、意見は別ですよ。すいません。意見を言われる方が本当に多いんですが、意見を言う時は、意見で言う時にしてください。質問についてお答えしないと進みません。お願いいたします。はい、どうぞ。

植木委員

説明ありがとうございました。それでちょっと聞きたいのですが、今後実施設計の段階を経てさらに検討していくと、いうことでボーリング調査等々があって、安全性・経済性を考えて実施していくということなのですが、そのボーリング段階を経てその後安全性・経済性を含めたいわゆる費用というものはこの現在の240億に含まれているのかどうかということを確認したいのです。

宮澤部会長

はい、お願いいたします。事務局で。はい、米山課長。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

まずは今の件ですが概略設計の段階です。ですが概略設計の段階でいろいろ考えられることは考慮して240億を出しております。私はこのダムのですねダム軸・ダム形式の基本設計会議に出て検討しておりますので、先ほど高田委員さんの言われたこと。水漏れ等について答えさせていただきます。過日の国土交通省へは同席しておりませんが、ダムの考え方の基本で、このダムについてであります。先ほどこの位置のD級岩盤のことのお話がありました。本来はダムはこのフィレットがつかなくて、先ほどの耐震等考えて広げてるということがございましたけど、これから実施設計でどうやっていくかという中で、このフィレット部分を除いたこの底のダム底の岩盤評価をしてフィレットがもう一度必要かどうかを考えていきます。過日の私説明をさしていただいたのですが、このCH級岩盤は約150メートル級の重力式ダムに耐える岩盤であります。これが100メートル級のCM岩盤がございます。CMを二つに分けているのは。

宮澤部会長

具体的に、何トン級っていうと、どのくらいのダムのことを、どこら辺のどういうダムがそのくらいにあたるかっていうのを言っていただければ。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

ちょっと今、資料が。ですけれども、(宮澤部会長 大体でいいですが。わかりやすい例になるので) ええと、この規模で言うと豊丘ダムなのですが、豊丘ダムと同じくらい。豊丘ダムの岩盤評価は、このCHで、1平方センチメートルあたりのせん断強度が30キロよりも低いです。低いところに70メートル以上のダムができております。それで、これから実施設計の中に重要になってきますのはこの分布

になりますが、この分布の中で、現在の設計は、かなり評価を落としたものでこれにフィレットがついております。その後基本設計会議後に、このCHは評価は同じなんですけれども、このCMの評価が変わってきている。再区分をされております。そういう中で評価、非常に評価を安全に見過ぎた点がございまして、今後実施設計の中では、例えばCH級の岩盤をわざわざここまで切っていますが、これを切らずにこの上でいいとか、このCMを切っております。CM級分布の中ではここで切ってもここで切っても同じなのです。こういう詳細をやっていきます。ここで切る、このCMLのいわゆる岩盤を切るか切らないかとか、それはこれから分布の状況を見ます。そういう分布を見てここを切る、切ってCHを出して全体を考えた方がいいのか、これをもう少し転ばした方がいいのか。いわゆるこの勾配を緩くした方がいいのか。それともフィレットがつけたいのかというのは経済性についてこれからやってきます。先ほど高田委員さんがこれが実施でやってくると必ずこの悪い面が出ると。そういう意味である面では安全率4というのは、地質っていうのは最後やってみないとわからないという点ではかなり安全を見ていますが、下諏訪ダムの108本というのは、非常に細かく入っています。そういう意味ではこういう方向性だとか、厚さだとか、そういうのをすべてとらえております。これから実施設計が非常にやりやすい段階になっておりますので、そういう無駄なことを省いていきます。フィレットも最適なフィレットにしていく。これを幾分取って、こういう本来の断層として厚いものも処理してやっております。これは一般的なダムですが。そういう中では、このフィレットがつかなければ問題にならないです。ダムの安全性の一番大事なことは、今、せん断がなぜ重要視されるかって言いますと、岩盤が一番引っ張りに弱いです。岩盤は、引っ張られるとですねはく離っていわゆる現象になるのです。それとですねせん断が弱いです。圧縮というものに対しては非常に強いです。これはコンクリートも同様であります。そういう中でダムの安全性を見た時にこのスライド。地震時にスライドすることに対する強度はどうかっていうことで調べています。圧縮には非常に強いです。あと転倒の中で、転倒するとこちらに下流側圧が掛かりますが、こっちは上りますので引っ張りになります。そういう中で引っ張りのゼロということで、引っ張り力がありますけれど、ゼロとして設計しております。非常に安全な格好で転倒に対してもやっています。だけどその中で一番重要だっていうのは転倒よりもせん断が重視されています。というのは一番弱い、せん断。これは地震に対して先ほどありましたけれども、これだけ重いものが動きません。下から突き上げられても、軽いものは飛び上がりますが、東南海地震でもですね軟弱地盤に乗っているところは震度6とか揺れています。そういったことで、この軟弱にあるという堅固な岩盤に乗ることによって設計震度はいわゆる震度っていうの、先ほどガルの話が出ましたけど小さく出ます。これは阪神淡路でも実証されております。全部出ておりますので、そういったデータも必要であれば出しますけれども、こういう岩盤の中は、そういったことの中で設計に組み込まれています。今後の中ではそういう詳細設計をやってより経済的なものにしていきます。今は概略で切っていますので非常にラフな部分があり無駄もあります。こういった処理をやる必要があるかどうか。それから水漏れの話がございましたが、非常にボーリングをやっていまして、水漏れという言い方がちょっと語弊があるんですが、いわゆる透水性がどういう状態かと。透水性は10のマイナスの5乗センチメートル・パー・センチという非常に、マイナス5乗です。非常に水が通らない状態まで求めております。日本は非常に厳しい基準になっています。アメリカでいうとその5倍とか、非常に基準は緩いです。そこまで求めるかっていうとここまで求めてしかも改良効果もチェックしております。ですからそういう点にスポットがあれば、こういうところが例えば漏るとかあればそれはちゃんとチェックして、漏らない形にしています。ただ裏側の地球の中まで全部を改良することはしないと、先ほどの話しにもありましたけれども、

それは水がこう通って流れてくる時に、地球の深部までいってこう出てくる、という水に対しては対象にする必要がないってことでダム高というような話しができました。これは浸透路長と言いますけど、そういうチェックもしております、そういう中でこれから実施設計やってく中で今ここに問題になっていきますけど、むしろこの岩盤が先ほど部会長さんが平面図の中で岩級を見ましたけど、どういう状態かと。どういう評価をする。場合によってはCHを出して、この緑のCHを出してここもちょっとこの部分で見るとここまで出したようになりますけども、そういう分布まで見て実施設計をやってくということですので。以上です。

宮澤部会長

すいません。平面図出してください。すいません、これが上から見た全容です。今の説明を含めて、これはあのですね、松島委員さんが具体的に、ちょっと指し棒借してください。今のこれ横のところをこう切った、ここを切ったものが今、前のに戻してください。この図面ですね。もう一回元に戻してください。それでダム全体は、ダムというのはこののところに一番の圧力がかかるんだと、こういうお話しでございました。今、ダムはこっちはこういうふうに行く力もあります。こっちは上へ上がる力になるんだと。こういうようなお話しもございました。実は私もはっきり申し上げまして素人です。ですので、今の説明のことについて私自身もいろいろこの間松島委員さんから専門家という形でお聞きすれば、ああそうなのかな。って今回こういうふうに聞けば、ああなるほどなあ。とこういうふうに思うわけです。その基準の私も実はこのCAという、これ最も硬い岩盤なんですと。それで、これですね。その次に硬いのはこの緑なんですと。この緑なんです。ダム軸はこれなんですと。これなんですと。ダムをあれるのはここだと。こういうように話しをしていただきました。それで私はとにかくこれで建設省としては、いや、県が答えていただいたと同じでありますと。建設省と県とは同じ、一貫として同じ資料に基づいて共同で検討してるわけでありますから、県が言ってることはそんなに説明悪いですかと、こういう実はお話しをいただいたわけです。ですから本当は、要するに先ほど言った4倍とか、要するに省令とか、制令とか、そういうような基準に対して問題を言ってらっしゃるんでしょうか。それともこの今回のこの安全性っていうことは、私どもはこのサイドから見て絶対大丈夫だということだと言っているんだけど、ということをおっしゃいました。それでさっきのロックフィルの問題がまだ答えができておりません。これちょっともう一回お願い、ちょっとそれだけいいですか。先生まずちょっとこっち聞いて。それじゃあ先にその答弁を受けてから高田先生のまた意見をいただきたいと思っております。どうぞ、お願いいたします。はい、手塚さん。

河川課 手塚補佐

ロックフィルダムということなのですが、この国土交通省の回答は一貫して県が重力式コンクリートダムで計画している。その設計もこの地質からいって問題ないという回答で、要するに熱水変質一部受けているけれども重力式コンクリートダムが十分できます。そういう回答でございます。

宮澤部会長

はい、高田委員。

高田委員

私が言いましたのは、ここは中心部のその赤いと置き換えればコンクリートダムが十分できると思います。ただでかい断層に挟まれて地震の問題があってコンクリートダムよりロックフィルダムの方が粘りがある。変形に追随するような粘りがあると。そういう点でロックフィルダム。ただここはロックフィルダムつくとダムのポケットがなくなりますから、多分だめだと思います。例えば、今大阪の北の方に有馬高槻構造線って大きな構造線があるのですが、その近所に計画したこれと同じような規模のコンクリートダムが地盤が悪いからロックフィルダムに換えました。まだ設計段階ですけど。そういうこともありまして、ただこれぐらいのとこなりますと水をどんだけためられるかということの方が重要視されると思います。ロックフィルダムをつくるかコンクリートダムをつくるかというのは、その会社なりその施工をする側の経験が多いかということにもかかわってきます。

宮澤部会長

今、高田先生のご質問に対して事務局の方でありますか。いいですか。今、ロックフィルダムの問題についても、今、高田先生の方で大体話ができたんですが、私はこのことで地質問題でどうのこうのということではここで論じてもらうというつもりはなかったんです。先ほど武井委員さんの質問の中で、今事務局の方で答えましたですが、実は財政の方のワーキング、検討委員会と部会というのは、キャッチボールはこういう形でやらなければならないと思ひまして、私の方では部会、財政部会、私財政部会の部員、メンバーでありますけど、の方で具体的にどういふうなものを掛かるかということ、これから今日いろいろないくつの案、私はどのくらいなるかなあと思っているわけですが、そういう案に絞り込んでいきたい。絞り込んでいった段階の中で一応今の案をまた再度検討する意味でも進めていきたい。しかし、不可能のものとか、事実上の問題のことでできないもの、ものを論議してもいけない。そういうようなところで、なんせ20年間いろいろな形の論議を生んできた地域でございますから、そういうようなことの中で一つ一つ話を進めていきたい。ということで、これで一応、松島委員さんは松島さんの意見として発せられました。しかしそれに対して国土交通省まで行って、国土交通省は他の全国のそれぞれの実績と経験の中でこのダムについては大丈夫だと、いうことでお金もそれをふまえて240億でやっておりますというご答弁を聞いてきました。あの聞いても同じこと言うと思います。このことの問いに対してはですね。ですから、このことについて他のことでまたご質問があればまた次にさせていただきますと思いますが、いかがでございましょうか。この地質の問題は、もちろん一つの問題、あれに絞るといふことの気持ちでこの今あれを進めてるわけじゃありません。今までダムについては絶対だめだといふ意見と、安全だといふ意見が出てなかったもんですから、その安全だといふうに言っているそのところを検証したわけです。そういうことで理解してください。ですからこのことについては今これで皆さん方にどういふうことで、松島さんの意見がどうのこうのということをおし上げてるつもりはないんです。つまりこのことについてはこういうような形の中でダムが研究されて専門家、つまり建設省の中と県と、これ協力してやったわけですが、その中ではこういう状況であったということをお頭に置いて、この前中島委員さんそれから浜委員さんから出されていた地質の問題がだめならば次の方へいけられない、ということの一つの何て言いますか、同じテーブルに乗ったと、こういうふうにご理解をいただければどうか。この問題なんです。まだこれでも地質の問題については前へ進められないということならば、どの問題とどの問題で前へ進めていけないのか、もう一回その問題に整理をさせていただきます。こういうふうにお思ひます。はい、それについて。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

あのですね、この10番の問題ですね。クエスチョン10。下諏訪ダムについては十分な地質調査が行われているか。アンサーとして現在までの調査でかねがね把握できていると。これは当然国土交通省からの回答とすればこういう回答が出るのは初めからわかっていることだろうと思うのです。私たちがなぜ心配するかというと、先だってから全部主張しているように、この熱水変質ということについても異論があるわけです。信大の地質学教室の小坂教授は限りなく活断層に近い断層破碎帯であるというような見解もありますし、先ほどの佐原委員の発言にもあるように水漏れダムということについても前回は私もそれを披瀝しているのを重複するのを避けませけれども、水漏れダムであるというようなこと。そういうことが私たちの中ではまだまだ納得がいてないのです。それで国土交通省へ行かれてこれだけの専門官が3人4人と向こうにきら星のごとく並んでですね、その話しを河川課長さんや宮澤部会長さんが4人で聞いてこられた。これはもうね断然一方的にお聞きするということだろうと思うのです。ですから私たちはさらに安全性についてなお地域住民の一人として疑問がある。だったら複数のまだ、もちろん松島委員を信頼しとります。ただ皆さんが心配だと、中島委員もおっしゃるし、様々な方たちでこういう選択肢が選ばれたとすれば、私たちの抱いている疑問についても国土交通省、絶対だということだけでなく、住民の中にそういう意見もまだたくさんわかまってるのだということをも明快にしたい。そのためには他の地質学者、小坂教授にしても熊井久夫教授にしても、その見解を聞いていただくということは私は整合性のある主張だろうと思います。

宮澤部会長

武井委員さん、もうちょっとどうかご自分の主張はご自分の主張で結構でございますから、私どもは全下諏訪の町民、それから利水については岡谷市の市民、そういう人たちが全部見てマスコミの皆さんも見て、そして言ってるわけです。やってるわけです。ですから、それぞれの意見はそれぞれの意見を私は否定することを今申し上げてるわけじゃありません。ですので、このことについての状況についてはこのことの質問でおわかりなければ、おわかりなられないっていうのもっていただければ結構です。これから代案にいくんですから。それまで変えてくださいとは申し上げておりません。さっきから。はい。

武井秀夫委員

私の個人の見解というのは語弊があると思うのです。私は様々な選択肢で6年間にわたって地域住民の意思を聞きながら様々な運動を展開した中で私の個人の意見でない。集約された意見がそこにあるからそれについての検討の整合性がいかがだろうかということで疑問を投げかけているので、私の意見だからそれはそれで結構だろうという決めつけはちょっと私は不服です。

宮澤部会長

いやあ、武井さん、ちょっと心静かに聞いていただきたいんですよ。私どもはねこの18人の人たちがそれぞれの代案をこれから整理してくんです。その時に自分たちの意見は自分たちの意見で主張していただければいいんです。それをどういうふうにまとめていくか、可能かどうか、財政的にどうか。そういうようなことを裁判じゃないんですから、ここでもって一回やってみてその中でもってみんなでも

って最もいい案を考えていこう。それを住民の人たちにお示してこう。流域住民の皆さん方からそれを選んでいただこうと。こういう立場に立ってやってるです。

武井秀夫委員

それでね10番についてね、

宮澤部会長

ちょっと待ってください。手挙げたら私指名しなくても他の人たちもいっぱいいますから、手挙げたらすぐ発言できると思わないでください。私が手挙げて当ててから発言してください。

武井秀夫委員

今の論議の連続だから発言しているのです。

宮澤部会長

それでですね、ですから、申し訳ございませんけれど、今のところもうちょっと静かになっていただいて、今地質の問題であります。ですから地質の問題のことについて、それぞれ今松島委員さんからは要するにダムの問題のことについてこれ適さないだと、いう話がありました。県の方から説明してもそれでも皆さん納得しないということで皆さんから出していただいた質問に対してこういうような形で時間をつくってやりました。私の方でも皆さんの立場に立って偏ることなく聞いたということについて、どうかテープおこしでも全部してみてくださいと。聞いてくださいと。そういうお話しも先ほど申し上げました。それから公開でやりました。いうこともさせていただきました。それでですね、それ以上のことでこのことは一応このこととして私は先に進めていきたいわけです。はい。

武井秀夫委員

あのですね、よろしいですか。10番について私は、10番についてどういう見解かということをつめているのであって、私の見解を押しつけているわけじゃございません。

宮澤部会長

それでは、10番のことについてお話しを承ります。どうですか、これについて。地質が十分な地質が行われているのかと。これ何度も繰り返したと思いますけど、この質問も。はい、どうぞ。お願いいたします。米山さん。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

先ほど高田委員さんにもお話しをしましたけれども、それぞれ岩盤の状況を把握するために、108本のボーリング、また横坑も8坑をやっております。その中に物理試験もやっています。それから今特に課題になっている熱水変質脈についてもボーリング。さらにボーリング孔にスキャナーと言いまして、いわゆるテレビを入れて亀裂の方向だとかいろいろ見ております。そういう細かな説明を今までちょっとカットしている部分がありますけども、あらゆる角度から見て綿密な調査をして現段階にきて、ダム建設可能という判断をしたわけであります。

宮澤部会長

はい、このことについて今の要するに地質の問題。意見は結構でございます。もう意見はこういう検討の場ですからいろいろあるのが当然です。それをどうのこうのということは申しません。意見を言われるのは大いに結構でございますが、今は質問の時間です。申し訳ございませんが、質問をしてください。お願いいたします。はい。西村委員。

西村委員

フィルダムについて教えていただきたいのですが、高田委員の方からフィルダムもあるということでございますが、地形的にできるものかどうか。また、もしフィルダムにした場合費用的にどのくらい掛かるものか。この同じ貯水量をあの場所でつくるとしたら。それは我々はダムを一つの選択肢にしてるもんですから、それが重力式かフィルダムかどっちがいいかっていう判断の一つの材料になりますので教えていただきたいと思います。

宮澤部会長

どうぞ、浜委員。

浜委員

高田委員さんに一応確認をさせていただきたいのですが、前回せいぜいこの地盤ではできてもロックフィルだという表現であったというふうに思いますが、先ほどの高田委員のご説明ではフィルダムの方がロックフィルダムの方がより粘りがあって強いのだというご説明でありましたので、そうしますと今の地盤、この図面を見て、十分重力式コンクリートのダムができるというご判断でよろしいのかどうかと、その辺も含めてお願いします。

宮澤部会長

先生、先にいいですか。じゃあ高田委員さんの方から。

高田委員

私はコンクリートダムよりフィルダムが好きですので、というそういう選択肢もあると思います。ただここは重力式コンクリートダムと貯水量の関係が体積でいくと1対9です。ですからここへフィルダムつくったら水がたまりません。だから利水というか水をためるのがダムの目的ですから、そっからいって適当ではないと思います。それで、多分同じ規模の高さだったらフィルダムの方が安いと思います。

宮澤部会長

どうですか。今の問題について。はい、手塚委員。

河川課 手塚補佐

今、高田委員さんが言われたフィルダムというのは一般的にフィルダムにするか重力式コンクリダムにするかという時には、まずフィルダムの場合は材料の入手が容易であると。近くにそういう材料とな

るそういう岩石がすぐ採れるかと。この場合はそういう場所がございません。それと、容量なのですが、必要な容量を確保するためにはフィルダムの方が体積がくいますので高いダムをつくらなきゃいけないと。そうすると結果的に費用も高くなってくると。そういうことです。

宮澤部会長

どうでしょうか。ここら辺で、この地質の問題のことについては一定の区切りをつけさしていただいて、必要とあらば先ほどから言われておりますように、この次の段階、再度お願いして、国土交通省の人たちに来ていただくように2月の9日。一番近いのは今のところでは2月の9日ってことですが、お願いしてみます。それでお願いをして来ていただきたいということではありますが、疑問点だけは明確にしておかないと向こうの方では、実は私ども行く前もですねこの人は筑波の方からみんな来ていただきまして、研究所から。この中村地質官っていうのは全国の地質のやつを建設省の中で見ておりまして、どうして来れないんだと。そんなここで一生懸命やってるんだからと。こういうお話しもあるそうですが、この日本のこの技術研究の地質官の最高の立場に立っている人であります。中村さんっていう方は。そういう方がこの時に時間をつくって筑波から出てきていただいたわけであります。それからダム室長の国土技術政策研究の吉田さんもしかりであります。筑波の方からこの日わざわざ県庁のところへ来ていただき、失礼しました。国土交通省の方に来ていただいて、そこでもってこの話をしたわけあります。ですので、そういうようなことも含めてここに出ているのはそれなりに建設省の方では最善の真心を尽くしてやっていただいたということは事実だということだけ私の方から付け加えさせていただきます。あとのこれこれの意見はこれから代案に入っていくって、それぞれの意見の中でいろいろ出てくると思います。出てきて今まで基本高水の設定、それから氾濫のシミュレーション。それぞれ今までの治水案、それぞれの基本的な材料となることはこれで大体一応はあたっていったように思います。それについてご意見は別問題であります。一応こういう形で基本高水の問題から、またカバー率の問題も一つ今疑問を投げてあります。実は国の方にまいりましたら国はもう既にカバー率というのは17に絞った段階でカバー率はもう50%カバー率というものはもうそれで充当しているんだよ。今までの説明では17残った中から17ありました中からそれをいくつかということでもカバー率を出してく。その60から80だということの説明がございました。ところが国の方へまいりましたらそうじゃない。ということで後でもし質問、ご質問、関係ある方はお渡しいたしますけれども、国の中で文書質問という形で最も格調の高い最も権威ある質問主意書の中では、これはもう既に37とおり、4とおりある中から34とおりの中から17つ、17とおりに絞ることがこれがカバー率充当率ですよ。というお話しもございました。この真相については今私では一言でも言えませんが基本高水ワーキンググループの方に検討をお願いしてございます。ですので、様々な状況がいろいろ出てきて一つ一つきちっと整理をさせてここまでまいりました。ですので、これから当面いろいろな状況であります、基本高水280、これで私は一つの案を皆さんに推し進めていくことではないだろうか。ということでそれぞれの案を皆さんの、280とそれ以外の案で出さしていただいたんですが、280というのを素案として今私のところに二人の方から具体的な案を説明したいと。皆さんのを聞いていただきたいということできております。一人は高田委員であります。もう一人は新村委員であります。具体的な案を説明させていただきたいと。こういう案を皆さんのも見ながら私ども考えていきたいという二人の案から出てきております。ですので、ここまでの基本的な状況を煮詰めた上でこの案にあたって再度皆さんの意見をお聞きしたいと。という気持ちがございますが、このことについて進めてよろしいでしょうか。ご意見を願

いいいたします。はい。高田委員。

高田委員

先ほど部会長が紹介されたQ & A、もう一個残っております、小沢委員が出された基本高水の算定にかかわる基底流量の関係。これが基本高水ワーキンググループに投げかけられまして、昨日の12時半から14時近く、検討委員会の前まで検討したのですが、ちょっと時間切れで答えは出ておりません。全部を答えるには至ってないわけです。

宮澤部会長

どうですか、それは先生。まだ途中ですので完全になってもらったのが結構でございますから、先ほどのカバー率の問題もそのまんまだ答えになっておりませんので、これは宙に浮かしたまんま取りあえず案を、要するにこれ当初280で設計されましたので、私は280の案の具体案。例えば河川改修案。皆さんから出されてるのも全部。その中で放水、要するにため池。池でためるのはどうなのか。それからまたそれぞれの案をそういう問題について一つ一つ検証していきたいと思うんです。とにかくまず一つ、二つ、今二つ出されてる案を先にお話を聞くと、何か皆さんもう大体のイメージがわかってくるんじゃないかなと。ということで非常にいい案、いい案、図面も高田さんからも出されておりますし、それから新村さんからもOHPを使いたいというようなお話しもきておりますので、お二人の案がいいとか悪いとかってことじゃなくて、たまたまそういうような形で具体的に委員の中からそういうようなものを、具体的な案を持ってこられた方がおいでになられるので、そういう形についてみんなでもってお話しをさしていただけたらどうだろうか。こういうふうだと思うんですけど、どうでしょうか。はい。どうぞ。

宮坂委員

地質についてなんです、まだよろしいですよ。先ほど言ったようにやはりまだ納得できないのです。それで今県の方、部会長さんが国の立場で、またご説明を伺いました。これは国の立場からすれば当然ダムをつくれるということは当然であります。それで松島委員が第4回の時に、これはこのことの発端は第4回の委員会の中で、部会の中で、地質に問題がある、適切じゃないよ。っていうことをおっしゃられて、3分か5分ほど説明されてこうなったと思うのです。それでこの、今県の国の地質に対する意見に対してですね、検討委員の専門で地質の専門であられる松島委員の反論をぜひ伺いたい。ぜひその意見を聞いてからでないとい私はどちらが正しいのか全く判断ができない。だからもし松島委員が何か用意していらっしゃる、説明できるようでしたら、これはもう地質の専門家としてですねきちんとした時間を取っていただいて説明をしていただきたいのですが。いかがでしょうか。提案いたします。

宮澤部会長

今のご提案でございますが、松島委員から、松島委員さんがご提案、提案するということはどうだろうと、こういうお話しがございました。と言いますのはですね、私は松島委員さんの意見が間違ってるとか、国の意見だけが正しいということをし上げてるつもりはありません。この前自分たちの案を出す時に松島さんからそういうふうに言われたんでダムの案は出せないと、こういうふうにおっしゃられたんで、そのことをクリアしてもらいたいと。つまりその委員さん、特に中島委員さんだったと思いま

すけど、中島委員さん後で求めます。ですから私どもはここんとこで今の一つ一つの問題の検証のことにかかっております。総合的にかかっております。地質の問題もそうであります。地質の問題についてもダムは、高田委員さんからも高田委員さんも地質の時について私決して満足しているということをお話してはならないけれど、土木工学的にはできないわけじゃないと、いうことでできるということをお話しになっています。今までの、この間の松島さんの意見はダムはできないという意見、というふうに中島さんもとられた。そういうことだったらから中島さん中で次の代案とか、このそれぞれのメンバーの中で意見が次の案を出していけるような状況になれば、私は地質のことに対して不安を持っている人は違う案でもって出せばいいことでありますし、それぞれの意見はいつまでたってもこのことについては平行線だと思っんです。この前も申し上げましたように。それぞれの意見がありますから。それを一つに絞ろうということをお私どもは考えてないんですよ。考えられるはずがありません。私どもで。皆さんのそれぞれの20年、ないしはそれに代わるべき歴史があるんですから。ですから、とにかく案を出していただくことが私は、それで...いただきたいということをお話しをしたはずなんです。ですから、その中でもって要するに不満なところとか問題のあるところってことはペンディング（pending：未決定、留保）で残しておいてよろしいんじゃないでしょうか。私は松島委員さんからも説明したいということでもあります。ですから今再度武井さんの方から、何ですか、国土交通省を呼んでいただきたいと、再度と。いうことですので、お二人でもって一緒にやる機会を先ほど再度お願い、国土（交通）省へお願いしますということをお願いしました。それが原則だということなんですということですからね。ですから、まず一番はじめに皆さん方が一つ一つこだわっている問題を言っていただきたいと思っんです。自分の案を出すために言っていただきたいと思っんです。はい、どうぞ。

松島信幸委員

私のこの前の説明では、説明不十分だったから誤解も招いた点もあるかもしれないと。だから今日はねもうちょっと細かいところを、私が見たその現実問題のところを説明させていただくと。当然、今米山さんの方からダムサイトの調査結果は非常に詳細にされているということはもう私に対しても十分説明受けていますから、それとは別な角度でね、要するに地盤工学というのとはちょっと角度を違えて地質全般の問題でこういうような見方もできますよという説明をさせていただきたい。そういうお願いなのですが。

宮澤部会長

今、高田さん、松島さんから、失礼しました。自分の、要するに地質に対する意見をこのところはちょっと経過がそういう経過でございましたから、そういう状況の中でそうとは、そういうサイドではなくて、自分の地質としてのご意見をお話ししたいと、こういうお話しでございませうがどうでしょうか。今宮坂さんからは私よく宮坂さんご存じだなあと思っんですけど、宮坂さんからはご本人様より前にそういう賛同のご意見があったんですけど。どうでしょうか。はい、どうぞ。

中島委員

この問題は前々回の時に松島委員さんの方からあすこのダム予定地は不適であると、こういうお話しが生まれてそれに対して私はそういうことが本当であるならこのダムは中止すべきであるという意見を申し上げている。ほいで前回の折にですねこれは松島さんだけの意見であって、我々は相対する違っ

た意見というものがないわけですから、そのためにしかるべき学者、あるいは国土交通省から来ていただいて我々の前で討議をして欲しいと、いうこの前提案をさせていただいたわけですね。ほいで宮澤部長さん方ご苦労いただいたけれども、国土交通省の方のご都合がつかないということで来れないと。ということでわざわざ今度はお出かけをいただいて先ほどのご説明をいただいたわけですね。そういうことで私どもは基本的に松島さんの意見、それから国の考え方。こういうことを一応両方お聞きすることができたわけです。それで私はどんなことでもこれ反対意見ある。どんな専門家でも、いや私はこう考えるけどこっちはこう考える、という。これはいつまでやっても平行線をたどっているだけです。ね。ちっともこの論議っていうのは進んでいかない。だから私は今までの松島さんの意見、それから県・国の説明。この基本に基づいてですね論議を進めて次の治水関係に入っていかなければ、こんなこと永遠にやっとなきゃいけないですよ。ね。だからそういう形で私は進めて欲しい。以上です。

宮澤部長

今、全くあれする意見が出たわけでありますが、もう一回最初からここんとこで皆さんこのテーブルについた時のことを思い出していただきたいと思いますが、私どもは地元の意見を聞いてくださいと。武井さんから私どもは学者じゃない。だから住民の素朴なことを聞いてもらって、それで検討委員会でもってそれをあれしていただきたいと、こういう意見もございました。それからそれぞれのやっぱり論、要するに考えていらっしゃる暖めてこられた論議に基づいてそれについて主張したいと、言うことのご意見もございました。それで、これ全く、こんなこと申し上げちゃいけませんけど、私最初に皆さん方の論文見させていただきました。もちろん名前のところは黒い字でもって囲ってありましたので、皆さんがどういう意見、どなたがどういう意見を持ったか、顔とその名前がわからない状態でスタートいたしました。そういうふうには、ですから、名前が、どの人がどういう意見を持ってるかわかりません。ところがこれやってるうちに大体あの時の論文とそれぞれの意見とが一緒になってまいりました。そういう中でもって真っ二つに割れてるわけですね。一つはダムが不要の案とダムが必要な案。それぞれの理念に基づいてお考えなんですね。こら辺のところではやっぱり流域住民の皆さんにどれがどういうことなら、どういうことがネックなのか、何が問題なのか、どうなのか。それぞれ意見がやっぱり割れてるんですね。そういうことはそういうこととして、それぞれの中でもってまた変え、一つ一つチェックしていけばいいけれど、そういう中でもって私も地質の問題も重要だと思っております。ですから昨日ちょっと失礼でございましたけど、宮地委員長今日ここおいででございますけど、この検討委員会からワークグループ、何しろ専門家から出されたものに対してどういうふうに意見を尊重すればいいのかということをお私はそのことについてもご質問をいたしました。一定の委員長からないしは検討委員会からの答えもいただきました。それでですね、私はここんとこで、やっぱりそれぞれのですね意見は意見として出していただいて、それぞれのウイークポイント・ウイークポイントを主張し合っていて、限りなく案がどういう案がどうなのかということをやっぴりみんなの前に出して、その中でもって地質の問題再調査しろ。これの問題は引堤の問題はここ調査しろ。ダムの安全性もう一回調査しろと。こういうような問題がそれぞれの案が出てきた段階で、財政的な問題どうなんだと。というような形の中でそれぞれ案も何も決まらないですねあれが心配だこれが心配だ。今までのとかく20年の歴史はそういうダムがあったってということについてただただだと思ったんです。ですので、それなりきの案を出していただきたいと、皆さん方に。それをまとめていきましょうと。その中でお互い同士の主張をぶつけ合いましょう。ということで進めてきたつもりでございます。で、今そのところで意見が意見を生

んでいるわけなんでありまして、そういうことで私はずーっと見ました。全部の案を。そしたら典型的な案が高田さんの案と今日出されてる新村さんの案なんです。皆さんもそれを私がさっき提案した時にお気づきだと思います。その二つの案をそれぞれ検討し合っていく中でいろいろな問題点が財政の問題だとか、そういうような問題点が出てくるだろう、と思ってそれぞれ案を検討してこうじゃないかと。じゃあ河川改修の問題を高田委員さんから提案されています。それについてはどういう問題が今想定されるんだろう。ダムの問題については今新村さんから提案されています。今提案される内容を私見しました。そうするとその中で様々な問題が出てきます。そういう形で具体的な案に皆さんが18名から出されていた案をそれぞれまとめ上げてそれぞれいくという方便を採らないと、いつまでたっても私は今中島さんがおっしゃられるように前でへ進んでかない。これと、またもう一個ですね。利水の問題もからんでくるんです。水の問題です。この問題もこの今回の下諏訪の問題にはあるんです。それと同時に昨日のは他の部会も設置されました。この地区は下諏訪の場合は上川がスタートいたします。この諏訪、今のここんとこへ来ている人たちもすべてそちらの方の今度は上川の問題もこれから平行してかなきゃなくなるわけです。そういう問題もありますので、とにかくまずここで代案を示さしていただいて、それも皆さんの中からの案です。をそれぞれご発表いただく中でこのことについてはこれは今先ほど地質の問題はここんとここうだ。ここんとこどうだろう。そういうようなものをやり合っていかなければ、誠に申し訳ないんですが、論議は深まっていけないんじゃないだろうか。住民の皆さんも注目しております。ですので、そここのところで先ほど私はとりあえず当初の280だと。まだ基本高水の問題の問題も残っております。あります。小沢さんの問題もまだはっきりしてない。ですけれど一つの基準というものをつくって前でへ進めていかないと、こういう論議は進まないんじゃないだろうか。こういうふうに思います。ですから松島さんの意見をどうのこうのというふうにつきもりはありません。で、松島さんの意見のこのことについてのことについて、これは松島さんから出された問題じゃなくて、中島さんから出された質問だったんです。ですから中島さんのところについて再度お聞きして、中島さんが了承したということんなれば、それぞれの状況の、また初めに戻っちゃうじゃないかと、おっしゃられる方もおられるかもしれませんが、それぞれ次の案に進んでいきたいと思うんです。それを案をまず示した中で再度基本高水の問題、まだ解決しておりません。次の段階でそのことの答えがあるでしょう。カバー率の問題は検討委員会の方針と国の方針が真っ向からぶつかり合ってるわけです。カバー率の問題は。これはここの委員会の一人の委員の皆さんの意見と、それから検討委員会の答えが違ってるんじゃないんです。国の出したのと検討委員会の方針が真っ向から違ってるんです。こういう問題も私ども今検討委員会に出されてるわけです。そういう中でもって一つの方向性を前でへ進めてくには私はこの方法しかないんじゃないだろうかと思っております。ですので、この問題については、ちょっと皆さん方にお時間をいただきたいと思っております。ここで休憩を取りたいと思っております。10分間の休憩を取りまして、どうか皆さん方のご質問とかそれぞれのことがあったら私の方に言ってきていただきたいと思っておりますし、そうさしていただきたいと思っております。10分の休憩を取ります。

< 10分間休憩 >

宮澤部会長

大変、傍聴の方、またマスコミの方、また幹事会の皆さん、お待たせして申し訳ございませんでした。ちょっと打ち合わせを休憩の時に取りまして、その中で皆さんの意見が大変盛り上がりまして、再度心

静かに会議が進行できる状況になりましたので引き続きさせていただきたいと思います。

先ほど申しました。基本高水の問題。それから特にカバー率の問題については、これちょっと検討委員会の方も寝耳に水、ちょっと驚いたというような経過もございました。そういうような問題。それから地質の問題。これも積み残しの問題があります。そういうような状況の中で、とりわけ松島委員さんの方から自分の持論をちょっと発表させていただけないだろうか、こういう意見がございました。今、松島委員さんの方で、実は私も先ほど2月の9日の日曜日、土曜日でございますけど休みの日ならば役所の方に再度お願いしてここでもってお話しするというところでどうでしょうかということでお話しをしたわけでございますけれど、それも来れるかどうかわかりません。そんなようなこともありまして、一応お願いはしたわけでございます。昨日なお願いをしたわけでございますけれど。そんなようなことで、そういう経過の中で代案をまず示させていただきたい、ということは、先ほど申しましたように不確実な問題でこれから代案を出してくということは非常にあれでございますけれど、とりあえず一つ一つ全部が完全に胸に落ちて次のところにいければこんな素晴らしいことはないわけでありますが、そろそろ、私ども案から入っておりますので。この案は実は松島委員さんが提案される自分の案の中でダムについては不相当だということでお話しがございました。それに対して中島委員さん、それから浜委員さん、清水委員さん。それぞれのダム案を自分でそこに書いていたそういう方々から、まずその問題をちょっと明確にしてもらわなければ私どもこの議論をこれから進められないと。こういうお話しでございました。そういうことで、国土交通省に来ることをお願いしたわけでありますが、残念ながら次の29日も、1月の29日も、今日も、それからまた2月の5日もスケジュールが入っていてだめだと、ということになったわけでございまして、それで先ほどの経過の中で私と事務局でそれではということで疑問符をもって飛んだと、そういう経過でございます。その中で松島委員さんが先ほどご質問ありますかという中で手が挙がらなかったものですから、それでその問題のことについてはご了承いただいたんだなあとこういうふうに私どもは思ったわけでございまして、そういうことで次に進んでいこうとしたわけでありまして。しかし、あくまでもこの地質の問題は大事な問題でありますから、国土交通省と松島委員さんと一緒に論議をしてもらおう。こういうことが大事なんじゃないだろうかということ、そういうふうに先ほどの基本高水の問題、それからカバー率の問題。それから今の地質の問題。これからまたいろいろ代案が出てくる中で様々な問題が出てくると同じようにこの問題は出てくるのではないだろうかということ、それを考えないで、それをひとつこっちへ置いときまして、次にとにかく代案の18出された代案の中から松島委員さんの意見が出てきたものですから、18の代案にかえらさせていただきたい。こういうことで18の代案に替える、代案を検討する方に入りたいということでお話しを申し上げました。その中で今松島委員さんのお話の中で、松島委員さんが持論の、私の持論をもう一回お話しさせていただきたいんだということでございますので、それはいいじゃないでしょうかということで、今休憩中にお話しがあったわけでございます。しかし、だからと言って松島さんの持論でそれが国土交通省とお話しをしないということではなくて、それはそれでしましよと。こういうことございました。ただちょっと代案の問題、松島さんのご意見でございますので、まずちょっと代案の経過に入った後松島さんのご意見をお聞きしようということで部会長なりに整理をさせていただいた。中には今の休憩中にそれはすべきだと。松島さんにすぐ今先にやるべきだという意見と、いやそれは2月の建設省のところで一緒にやる時でいいじゃないかという意見に真っ二つに割れました。そういう意見の中でそれじゃあこれから代案説明に入らさせていただいた後で松島委員さんに意見を言うことではないかということで松島さんにお話ししたら、それで結構でございます、ということで、ちょ

っと休憩時間が長くなったとこういうことをご理解をしていただきたいと、こういうふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。それじゃあ、そういうことでそれぞれの案に入らせていただきます。

今、私の手元には二人の案をきております。今日とりわけ説明したいんだということで一つの案は、これちょうど好対照の意見でございます。ですので、好対照の意見でありますので、好対照の意見、このお二つを一つの集中的な一つの案としてテーブルに乗せて、それでその案を様々な角度から、今の地質の問題もございました。これ以後検討させていただきたいとこういうふうに思うわけであります。それでは、そういう形の中でまず高田委員さんから、初めに高田委員さんの治水案。総合治水案をご発表いただき、それについて意見をお話しいただく。それからもう一人は新村委員さんから意見の発表をお求められておりますので、新村委員さんの案はダムと河川改修でございます。この案に対してそれにかかわらない放水路案、それから貯水案、こういうようなものについては独自にそれぞれ今日は検討していきたい。それで、また結論を出すわけじゃあございませんので、今日一応治水の予定の中では検討というふうにして、2月の9日に再度検討するというように予定としてはなっておりますので、その日にちのところに送らせていただきたい。その中で、2月の3日には利水の公聴会。それから2月の5日の中では利水の、利水の集中論議と、こういう形で併せて進めていきたいと。こういうふうに考えてるところでございます。

それじゃあ、そんなことで、まず高田先生。よろしいございますか。いろいろな機材もありますので、用意をさせていただきます。そういうことでお願いしたいと思っております。

高田委員

資料は2枚とじと、グラフが2枚あります。それで、文章を作っておりますのでこれに従って説明します。絵を見ていただいたら結構かと思っております。文章の1ですが、2枚目の図ですが、県の「流部」となっていますが流量のことです。流量220立米毎秒。上流部は200立米。これは上流部は医王渡橋下流部ですね。一番最初一行目ですが、県の下流部220立米。これは福沢川が合流してこれが20トンありますので。上流部は福沢川の上流に対する改修断面。これはダムが前提の改修断面です。ダムでカットしましてもこれだけ流れてきますので、これはダムをつくる場合に必要な義務的な断面になります。これを私はベースにしまして、これを少し広げれば280トンまで流れるということを図を書いてみましたら、わりと簡単にできました。それが図です。計画高水は県の改修案と同じです。つまり200トンなり220トンを県が流す時にハイウォーターレベルという、これは県の改修案をいただいておりますが、そのハイウォーターレベルと書いた水位、それを同じにしています。同じにして、200トン以上流れる川では余裕高が80センチあるということ。それで、それを基にしまして改修の必要な部分の、ただし県からいただいたのは断面が少し貧弱なところを改修するという図でしたので、それ以外のところはいただいておりません。いただいておりませんが多分手を入れなくても220トン、200トン流れるということですので、あまり大きな変更をしなくても280トンは流れるだろうと考えております。またそれは今後検討したいと思っております。県からいただいたのは上流部、下流部で断面が非常に小さい。現状ではこれを流すのはかなり困難という、そういう部分が主体になっております。2番ですが、平成11年6月洪水のデータからこれを普通の貯留関数法で248ミリの計画雨量に対して算出すると320トンなります。これは医王渡橋。これを考慮したカバー率80。これで以前の部会で県の見解がありましたが、280トンを出しているの320トンというのは実績降雨から出るので、

県としては280トンのままでいきたいという話がありました。しかし現実に同じ手法で出しますと320トンというこの厳しい数字が出ています。カバー率の話はこれから意見がまとまっていくと思いますが、私はカバー率、この場合はとりあえず80%採りますと250トンになります。これを計画高水にするのは私自身は妥当とっておりますので、ただし、これは先ほど部会長がありましたように国のカバー率の考え方がちょっと変わってきてるようです。これは我々ここに座っている全員ちょっと寝耳に水みたいな感じがあるのですが、それはちょっと置いときます。とにかくここでは320トン・280トン・250トンという三つの数字が出てきます。250トンと280トンにおける水位の差は100分の1勾配、100分の1勾配というのは富士見橋まで。120分の1勾配の富士見橋から赤砂橋上流までです。ここで15センチの水位が高くなれば280トンが流れる。赤砂橋から河口、下流150メートルあたりまでが230分の1の勾配です。これは県の資料から見ています。この間で250トンが280トンになりますと25センチ水位が上るということです。こういうことなるのですが、安全と安心の区別をちょっと私意識的にしまして、250トンでやってもいいなあとと思っているのですが、280トンでこの2枚目の図は全部書いています。それは結果的に無理せずに、今言いましたように少し水位が上るぐらいで、無理せずに納まるのでこういうふうになりました。この砥川は非常に直線的で一部福沢川のところで曲がっていますがほとんど直線です。粗度係数0.03。県は0.029と採っていますが細かい数字ですんで0.03とします。その次は非常に難しいところですが、洪水時は移動床、つまり河床が水と共に動きます。川底の細かい砂や礫と一緒に下流に押し流されますので粗度が減るだろう。あるいは水深が深くなったと同じ効果がある。粗度係数をここは0.25としていますが、0.025です。ゼロを入れてください。これで粗度係数に流量は反比例します。それで0.03と0.025の比になりますと1.2倍になります。従って流量は280トンとして粗度係数を0.025にしますと336トンに増えます。逆に0.025として280トン流す水深は0.03の場合より25センチから35センチ減ります。つまりこの粗度係数というのは非常によく効きます。これは実際には洪水が流れてる時に、例えば浮きを上流から落としまして秒速何メートルで水が流れてるか測らないとはっきり出ません。今のところこれよくわかりませんが、一応0.03いうのももっともらしいし、こういう考えで0.025にするのももっともらしい。多分両者の間かなと思います。富士見橋と鷹野橋はこれは橋脚がありますので架け替えるべきだと思います。富士見橋の方は実際にあの橋脚があきらかに流れをじゃましていますし、特に流木なんか来ますとこれはもう致命的にあふれます。それで5番目ですが、福沢川の扱いうのは悩ましいところで、福沢川は流路が非常に短い。砥川の一番分水嶺(れい)の辺りから比べると3分の1ぐらいの長さしかありません。それで、同じように雨を降っても福沢川が先に水が出てきます。それに遅れて砥川本川が出てきます。それで単純にこの20トンを、例えば280トンに不足というのは、これはまた安全側を繰り返すこととなりますので、ピークが重なる場合ですと上流部で10センチぐらい、下流部で15センチ程度水位が上がります。要するに20トンの流量というのは洪水が出ている時は水位の差で10センチから15センチ上がる程度です。だから80センチの余裕高で吸収してもいいんじゃないか。だから福沢川がピーク20トン流れて流量が下がってきた時に砥川本線がピークを迎えるわけですから、5トンとか10トンぐらいピーク後の流れがあるだろう。そうすると、わずかな水位の上昇しかありませんから80センチの中で処理してもいいだろう。それで川の断面ですが、計画高水付近までは法勾配1対0.5。今の砥川は1対1です。1対0.5のコンクリートブロックなどの不透水工。これは浸透破壊というのが川では一番怖いので、浸透しないように、堤体に浸透しないように。これは今の河川、砥川の改修方式と全く同じです。不透水工の上は法勾配1対1の

土、天端の道路区間は今のままアルファルト。非道路区間は天端幅を3メートルぐらい広めにとる。今は非常に狭いです。一部で天端幅非常に狭いところがある。これはその表面をあふれる、まああふれること考えることないと思うのですが、万一超過洪水ということ考える必要はやっぱりあるので、広めにとって、管理道路幅として軽四か軽トラックぐらい走れるようにして、2メートルはソイルセメント舗装で越流時の浸透に備える。裏法の勾配は1対1.5。これは普通の堤防の勾配です。敷幅、つまり用地境界が民家に接近してしまって勾配がとれないところは堤脚部をコンクリートブロックなどの擁壁で0対1.5にする。その次のページの下の方に天井川域の標準断面と書いたのがあります。これは今の堤防とそんなに変わりません。ですから、びっくりするような断面にはなりません。あとちょっとしたこと書いています。医王渡橋の直下流は河床勾配が急に減るので流速が落ちて粗粒礫、荒い礫が非常に堆積しやすい。これはたまったら取る。ここは流木が怖いと思います。これ本当にこの248ミリののようなこんな雨が降ると砥川の特に右岸側がもう至るところに山崩れが起きるようなそういう状況なると思います。その時には流木が一番怖い。それで、上流部の川幅の広いところに流木止めるスリット堰を設ける。現在スリット堰というのは土石流止めるためにあるのですが、その土石流止めるための堰というのは荒い石まで止めるように非常に頑丈にできていますから、流木止めるのだったらそんなたいそうなものはいいません。8番の流量観測というのはこの医王渡橋の下で観測計置かれてるんですがこれは非常にまずい。ここは流れが非常に複雑ですんで観測精度は非常に低い。これは現に観測された数値というのはなんかちょっともう一つだなというような値が出ています。これはあんまり本質じゃありません。それと以前この案、これに近い案を出した時に放水路案を口頭で発表しましたが、これでいきますと放水路はいらない。トンネル型の放水路。下水の幹線下水道ぐらいの大きなパイプを入れればすむ。これはこの段階ではもういらないと思います。何人かの方が上流に沈砂池を設けるいうことを書かれます。砥川に土石流が流れるのでそれをキャッチしようと。ただそれをやりますと普段の中小洪水の時に土砂が流れなくなって河床低下が起こるのじゃないかと心配しています。それでこの断面見ていただきますと、ダムありの場合の県の計画を少し兩岸の護岸を急にして河床幅を広げる。堤内の方の盛土のところがありますが、これは県の案でこんな広いのはいらないんで、その間に線が入ってる。一点鎖線が入っていますがこの程度あればいいと、そういうものです。それと続けてその2枚のグラフがあります。河床勾配が230分の1と120分の1。これを見て、例えば急勾配の120分の1勾配のこの図見ていただきます。横軸に今言いました一番左が220トンの縦線が入っています。その次が250トン。我々慣れ親しんだ280トン。その次が福沢川と280トンを集めた300トン。平成11年6月の100%。カバー率100%、320トン。それに福沢川をそのまま足しまして340トン。ですから220トンから340トンのこの間の縦軸の、縦軸、水深の変化見ていただきますと、二本の線がありますが、下側が粗度係数が小さくよく流れる方。0.025。上は0.03。そうしますと0.025のを見てみますと220トンで大体2メートルの水深が必要。340トンで2メートル60の水深が必要。つまり220トンから340になっても60センチの水深が増えれば、流れるということになります。粗度係数を大きく取った場合でも70センチ、一番大きいのが2メートル95、一番下が2メートル25ですから70センチの水深差があれば吸収できる。先ほど私が言った250とか280とか320。このぐらいの値が現実になるとすれば45センチとか、そんなものなのですね。35センチぐらいの水深でこの間が埋まるということです。その230分の1の区間、赤砂橋から砥川の河口にかなり近いところまで。鷹野橋のかなり下の方です。それでいきますとも200、250トンから320トンの間で55センチとか50センチとかそんなものなのですね。50センチぐらいですか。数字がちょっとおかし

いとこあるかもしれませんね。要するに50センチぐらいの水位の差で、流量は、流量の大小が吸収されるということです。ですから、私これ急いで作ったのは、砥川を掘削して大きな断面にする時にびっくりするような川ができるのじゃなかろうかというような疑問をこの前の一覧表に出されている方がありましたので、現実に行ってみますと、このぐらいのところで納まってしまうというのが今日のこの資料です。以上です。

宮澤部会長

ありがとうございました。貴重な資料をいただきました。まず、高田委員さんからご提案がございました。これは河道を改修するというところで処理をしてこうと、こういう案でございます。もう一人新村さんからの意見が出ております。どうしましょう。一つ一つ検討、ご意見があるところにお話ししてきましましょうか。それとも一緒にご提案を受けさせていただきますか。どうしましょう。皆さんのご意見をお待ちします。どうでしょうか。一つずつ、一つずつというのが今西村さんから出ましたけど。よろしゅうございますか。はい。それじゃあ、宮坂さんも一つずつというご意見でございますが、一つずつ触れさせていただきたいと思いますが、いいですか、それじゃそういうことで。まず、今、これはもう一緒にいいですね。高田委員さんのご提案に対してご意見、それからご質問等ありましたらお願いをいたします。はい、松島委員さん。

松島信幸委員

基本的に今提案された具体的なものは、私も高田先生とは違う立場から見ても妥当じゃないかなあという意見なのです。それで、ちょっと皆さんにお願いなのですが、この前の第5回、前回の委員会の時にこういう地形図を配布したのです。5万分の1の地形図を4枚コピーしまして、そしてこう閉じてあるのですけれども、こういう地形図を配布させていただいたのです。これをちょっと確認していただいて、私の意見は現在の砥川の形状をそれほど大きく改変しない方がむしろいいのだと、こういう意見なのです。それはなぜかと言うと、この最初に出ている地形図はですね。明治43年ですから今から90年前の日本の国土基本図です。最初にできた5万分の1の国土基本図ですね。ですからその時の測量結果を見てください。その時にはもう砥川はきちんと現在の流路と全く同じ形になってできあがっていますね。これは明治以降の努力で、この下諏訪の人たちの努力でもってできあがったと思うのですよね。その形がですね、その次の昭和6年の修正測図。さらにめくっていただいて、今度は戦争に負けてっから後にですね米軍の空中写真を使って応急修正がされています。その時になりますと、何が変化してるかという赤砂崎が少し太っているのですね。赤砂崎が太っているっつうことは、それだけこの天井川の流砂能力というのは非常に合理的だっということ。この合理的にできている河川で、今までに大きく越水するような災害が起こったかっつうと、水防史を見ても明治44年に一回起こっていることは確かですが、それ以後になるとですね、大したことは起こってないのです。ですから、砥川そのものが現在のこの河川の状況っつうものは、長い経験則でもって非常に合理的な形にできあがってきたのだと。そのできあがってきたものを今更大きくいじっちゃうとよくないことになってしまうのでは。それが自然の姿だと思っております。そういう意味においてあまり大きくいじるのじゃなくて、この高田さんがですね試算したようなことを基本的にして、地域の皆さんが、安心できるような形にもっていくことがいいのじゃないかなあ、というように思っております。

宮澤部会長

今、松島委員さんからご意見がございました。他にどうですか。はい、中村委員さん。

中村委員

私自身も今聞いて大変納得したのですが、あと問題的には用水という形で水を取る場合。あとワカサギのところですね、下流の。その問題だけだと思うのですが、予算的に見ても河川の改修の方が同じ値段だったら約10億以上の県負担がないわけですから、もしそういう形でできれば、本当にカバーできればいいなと思いますけども。ただ、その問題点だけをどうやってカバーするのか、お願いします。

宮澤部会長

はい。ちょっと、先生、全部まとまってから。ええ。どうですか。他にご意見ございましたら。はい、小沢委員さん。

小沢委員

高田先生の案は非常に明解で私は全面的に賛成いたします。ただ、橋脚を本当に掛け替えなのでいいかとか、あるいは沈砂池というのは有害無害であるかというような点に関しては素人として意見を申し上げることはできません。しかし280トン、十分の安全度・安心度を含めた素晴らしい計画であろうと思っております。

宮澤部会長

はい、他にどうでしょうか。はい、笠原委員さん。

笠原委員

僕もそういうようにたくさん嵩(かさ)上げとか掘削とかいうことで流れたらいいなというふうに思っても、まあ実際に素人がねなかなかどういうふうになればそれだけ流れるのかっていうのがわからなかったのですが、この高田先生の案で、いや、非常にこの意を強くしたのですが、その嵩上げとかそれから堤防の補強とか、そういう部分でまたちょっと教えていただきたいと思います。

宮澤部会長

はい。今、新しいまた提案もございました。他にいかがでしょうか。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

これは質問なのですが、沈砂池の評価が非常に低いようなことなので、下流域で河床が洗われるという辺、それをもうちょっとわかるように教えていただきたいと思います。

宮澤部会長

はい、他にどうでしょうか。はい、宮坂委員さん。

宮坂委員

はい。コンクリート護岸ということなのですが、私が出した治水対策案には大部分がコンクリート護岸になるということ書いた覚えがあります。それに対して各委員から大分おしかりというか、ご不満の意見をいただきまして、まあこの意見を見ますとちょっとわからないのですが、どのくらいコンクリートにですねなるのか。それによって起きる環境破壊っていう問題が当然付いてくるのですがね。その割合ってのがわかればと思います。

宮澤部会長

はい。今、新しい、また宮坂さんからございました。はい、どうぞ、高橋委員さん。

高橋委員

この案を見せていただいて、まあ本当はびっくらしているわけですがけれども、どうして県がこういう考えはなかったのかなあとというように思うのですが。まず、この断面で流れることはよくわかりますけれども、これによってですね用地関係のはですね今の河川内で収容できるのかっていう辺がですね、大分検討する上で聞いてくると思うのですがね、なんの移転も保障も何にもなくてもよさそうな、今この絵だけを見ますとね。橋の話しも高さもわかりますので、何にもしなくてもいいのかな。本当にいけるのかなってのが心配なのですが、その辺を検討しているかどうか。

宮澤部会長

他にいかがでございましょうか。はい、西村委員さん。

西村委員

今、高橋委員と同じなのですが、この福沢川上流、合流のところのところ、現在の堤防より右側に堤防が動いているということになりますと、これは現在の川幅の中では納まらないだろうというふうには私は理解をしたのですが、それに間違いがないかどうか。それから各断面で現在の河床より大分下がると、その下がる度合いが40センチから50センチというようなお話しもございましたけれど、この川底が下がりますと、通常まあ洪水時でない場合の水の量というのはかなりウォーターレベルが下がるだろうと思うのですが、それに対してその周りの地下水も一緒に下がってくるのではなからうかなって私は疑問を持っておるのですが。ましてやこの不透水表法工と言うんですか、...それをしますとなおさらその周りの地下水が下がると。ということになると地盤沈下が実は心配をされる。そういったことに対する対策はどうされるか、とういことが、まあ2点目。それから、民家が接近する場所につきましては1対0.5の急な勾配で擁壁をつくると。土手の外側ですけど。それについては、今ですら土手に圧迫感を感じている住民に対してなお急なコンクリートの擁壁ができると、いうその高さがちょっと、一番最後の図面にありますけれど高さがわかりませんが、住民に対する生活の影響、悪影響が私は考えられるというふうに思っております。この高さについてもちょっと教えていただきたいというふうに思いますがよろしくお願いします。

宮澤部会長

他に、違う方で、佐原さん。

佐原委員

なるべく現況河川を変えないという点で、この河床、河川改修でいけるのならいいと思います。

宮澤部会長

はい、他に。はい、浜委員さん。

浜委員

先ほどの1対0.5の問題が一つ引っかかる問題です。それから、その不透水のコンクリートブロック、先ほども出ましたけれども、どこまでどうなるんだということ。これはこういう図面ではなくてもしできるならば、高田先生全国の河川見られているわけですから、ある程度その写真等あるいは鳥観図等です。この様な状況になるのではないかということをお示しいただければ大変有り難いと。もう一つは、川の幅が少し広がるわけですから、これに対して、今、これから利水の方でも出てきますけども維持流量あるいは正常水位というようなものが出てくるわけですが、すなわちアマゴや魚が住める水位、水位を保っていかなければならないということがあるかと思えます。その正常水位が変更することによって先ほどのワカサギの問題も出てくるはず。その辺の問題についてどう対処していくのかということ。これだけちょっとお願いします。

宮澤部会長

はい。新村委員さん。

新村委員

今、先生のお話を聞いておりましたが、おっしゃられるようにこの案でその280トンが本当に流れるのか。流れることができるのか。その辺のチェックをお願いを、まあ一応お聞きをしたいと思えます。県の案とはその辺が違っていますのでやはり大事だと思えますのでお願いします。

宮澤部会長

他にいかがでございましょうか。はい、清水委員さん。

清水委員

先ほどどなたか質問ありましたけれども、かなり急勾配のコンクリート護岸になると思うのですが、これは基準というものがあると思うのです。そういうものに合致するものなのかどうか、その辺のところは1点と、それからこの工法だと以前になんか資料があったような気がするのですが、国の補助なんか得られるのかどうか、その辺のところをお願いしたいです。

宮澤部会長

他にありますか。はい、松島委員さん。

松島信幸委員

さっき、ちょっと付け忘れたので1点付け加えさせていただきます。7番のところなのですが、7番の流木を止めるスリット堰のところですね。これは現地を調べた経験ですとですね、浮島のすぐ上に大堰っていう堰があるのです。右岸側の堰ですね。そこんところに小さい堰堤（えんてい）があります。その堰堤の上は大きく開いた河原があって、最近しっかりした護岸ができています。あそこんところは、スリット堰を設けるのに最も適地だと思います。あと、今、新村さんがおっしゃったような心配は当然起こると思うのですけれども、これは十分に、模型実験で、どこの河川改修の場合もそういうことやっていると思うのですけれども、やれば十分皆さんが納得できるでしょう。まあ模型なのですけれども、普通、国土交通省なんか絶えずやっていますから、県の方でもできると思います。

宮澤部会長

はい。お答えもありましたが、とりあえずは、ここではそれぞれのご意見と質問をお願いいたします。
はい、どうぞ。中島さん。

中島委員

この河川の場合ですね、自然だとかその環境問題に対してどのような配慮が成されるのか。そしてその堤防の形状についてももう少し具体的な説明を聞きたいなど。それで、私は学者先生たちの今までの議事録等を拝見しますと、砥川は放水路で、排水路であると。そういう感覚の基にこの設計がされたとするならばですね、私は非常に疑問を感じる。だからそこらのところをわかりやすく説明をしていただきたい。

宮澤部会長

他にいかがでございましょうか。はい、どうぞ。西村さん。

西村委員

先ほど、質問を忘れましたので。表紙に書いてあります5番目なのですが、福沢川の洪水ピークは砥川本流ピークと重ならないという断定をされているのですが、確かに今まで勉強する中でそういう話しが出てまいりました。20トンという流量でございますけれど、これは雨の降り方によって、例えば東俣から砥川本流の方に先に大きな雨が降って後で福沢川の方に実は降ったという状況になると、ピークが重なるような私は素人考えをしておるのですけれど、そういった時に、まあ280、その福沢川から下も280トンで断面計画をされている。県の方ではこれ300トンという見方をしておりますので、その心配は絶対ないのかっていうことを、まずお聞きをしたいというふうに思っております。それから80センチの余裕高の中で吸収するという方針も掲げられておるのですが、そういったことも県の方で大丈夫なのかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

宮澤部会長

他にいかがでございましょうか。はい、清水さん。

清水委員

この図面の鷹野橋のところなのですが、兩岸をちょっとこう線が引いてありますが、これは嵩上げが

必要になるということなのかどうかと、それからもう一つ、まあ掘削をしなけりゃならないわけですのでこの橋梁の掛け替えが必要になるのかどうか。それからもう1カ所橋脚のことで言えば富士見橋があるわけなのですが、この辺のところはどういうふうにお考えなのか、その辺のところもお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

宮澤部会長

他に、いかがでございましょうか。大変、高田先生には申し訳ないご提案をしていただいたわけでございます。他に、よろしゅうございますか。ここで高田先生に一問一答をするというのは大変高田先生に対して、非常にボリュームのあることでございます。これでこのところで、この高田さん、先生との案を少しびしっとしたといいますか、ものにしてみて、それで今のような問題点を再度チェックをしてみ、一つの案として私は、まあ他の皆さんもこの河川改修するのはもう非常に大きな案でございました。ですのでこの案を私は一つの案、流域住民に示す案にどうだろうかあと、こういう、ひとつ考えているわけでございます。この案を考えている上で今度はご意見。こういうものに対してこうだというようなところで具体的にそういうようなものがあれば、ここでもって再度この高田試案を基に案がいけるかどうかということで、今までいろんな問題出てきたわけでございますが、そんなことでどうだろうかあとこんなことも含めまして、ご意見も再度まとめたいと思います。いかがでございましょうか。はい、どうぞ。小沢委員さん。

小沢委員

今のご意見の中で費用の問題が全く出ておりませんが、それはやはり詰めていただきたい。県は200トン、220トン流すのには17.9億でできるのだとっておりますが、先生の案で費用がどのくらいになるかをはっきりさせていただきたい。

宮澤部会長

はい。費用の問題、先ほど中村委員さんからも出ました。はい、それから他にどうでしょうか。はい、笠原委員さん。

笠原委員

今、ご意見というよりもなんか質問が多かったと思うのですがね、だから、一応高田先生にもしできることはお答えいただいて、そうしてからの方が意見は出しやすいと思いますけれども、いかがでしょうか。

宮澤部会長

はい、どうぞ。他にいかがでございましょうか。はい、西村委員さん。

西村委員

質問ではございません。意見でございますけれども、私は、前から言っていますように、早い治水対策を望んでいるということでございまして、これが仮にダムに替わってこれが実現されるということになりますと、今まで20年かかったダムの時間が、これからダムができる時間までの間に、...と同じくら

いでこの改修ができるかどうかということ。民地の買収等々あるいは橋の架け替え等と非常に難しい問題があると思うのですね。そこら辺の時間的な問題っていうのがやっぱりついてまわるといふふうに考えております。仮にダムより時間が掛かった場合、まあその間に災害がないことを望んでいるわけですが、どうなるのかなと。まあ私は補償の問題をいつも言っているのですけれど、そういった問題もご検討いただきたいというふうに思います。

宮澤部会長

他にいかがでございましょうか。それじゃあ一度高田委員さんにお返しして、そのご意見をまた聞いた上で再度進めさせていただきたいと思いますが、高田委員さんどうでしょう。

高田委員

はい。農業用の取水、農業とは限りませんが、私が今必要な農地がどれくらいあって農業利水がどうなっているか実体をむしろ知りたいと思います。それで、幸いなことにこれは非常に急勾配の河川です。ですから例えば1メートル河床が下がってその場で取っていた取水口は使えなくなるけれど、もう150メートル上流に取水口を移せば取れます。だから、それは構造の問題でそれほど困難な問題ではない。おそらくその農地はもう非常に少なくなっていると思います。だから大規模な堰、あるいは取水口というようなものはなくてもいけるのじゃないか。これはまあ検討せんといけません。現状というかそれ程たいそうな問題ではないと思います。これによってこの治水計画はだめだということになるほどのものじゃないとは思いますが。その次に沈砂池の問題先ほど武井委員からおっしゃいましたが、洪水時の土石流、土砂の流れは河川工学の究極のテーマやと思います。わかりません。ただし先ほど言いましたように、一般にダムをつくると河床が低下してしまいます。砂が供給されなくなって。それと同じようなことが起こる可能性があるのじゃないか。松島委員が先ほど言いましたように、上から土砂が流れてきて下へうまく流れている、流れてこの川底を自分で維持しているのじゃないか。たまにはたまってしまう掘削しなければいけないが。それに関連して、急流河川というのはその横断の床固め工が普通とられるのですが、これは入れる必要があるかなと思いますが、これの入れ方はかなり難しいと思います。難しいというか慎重にやらないといけなと思います。これは県の方だって技術屋がいっぱいおるわけですから、こういう方々と相談して、控えめに入れたらいいと思います。それと、それで3つ目は橋脚の話が出ましたが、これはだれが見ましてもあの2つの橋はできるだけ早く架け替えて欲しいと。老朽化していることも確かです。それで、ここに書きましたけど、あの橋台間隔は別に狭くありません。うまくすればあれをそのまま使えるとしたら建設費あるいは建設時間、非常に短くなります。富士見橋はどっちにしろあの近所の家2、3件一時移転しないと無理です。これは、あの橋自体は多分県の方でも問題の橋だと思われると思います。だれが見てもあそこの橋脚の下に物がたまったり、あれによく流木が引っかからないと思う、そういう状態です。ですからこれは私の提案はもともとやらんといかんことにちょっと上乘せしたいというぐらいの便乗型です。堤防の補強ですが、これは現堤防は多分転圧不足だと思います。昔はそんなでかい機械がなかったから。阪神震災の時、淡路島から京阪神のため池から河川堤防全部見て回りましたが、原因は転圧不足です。今は重機がありますから徹底的に転圧して強いものができます。それとコンクリートの護岸の問題ですが、これは現在、清水橋の上で工事やられています。あれは法勾配が1対1ですが、あの高さまで、私の案もあの高さまでコンクリートがくると。ただあれは1対1ですからコンクリートの面積が非常に広く見えます。夏の照り返しで、水生生物、

むしろ昆虫とか、あそこホタルいるかどうか知りませんが、水生生物にむしろ夏の照り返しがきついかからむしろその面積を少なくする。1対0.5というのはそういう意味です。用地の話ですが、ここでこの図でありますこの斜線を引いたところ、縦線で影を作っているところ。これは県の改修つまり220トンの案を丸写しにしたものです。ですからその中に一点鎖線が入っていますが、むしろ私はそれを縮めています。西村委員から言われました福沢川の合流点の上流2150メートル、ここは非常に狭いので、この影を作ったところが県の案です。だからこれを用地買収するかどうかというのは私は知りません。知りませんが、私の考えた断面からいったらこの用地幅はむしろ狭くなります。鷹野橋のところに盛土がありますがこれも県の案です。ですからこの盛土とか、この影をつけた部分ゆうのは、私は全部県の案に便乗したものでむしろ小さくしています。それから、浜委員から水位が下がるのじゃないか。これ水位が下がるというのは、河床幅を広くするから水位が下がります。水位が下がりますがしばらくほっとくと必ずこんな真っ平らの河床は維持されません。蛇行が起きます。それで深いところ浅いところができるはずで。私がむしろ心配するのは、浅いところがだんだん盛り上がってしまって、今、あそこツルヨシとオギが生えています。そういうところはますます土砂がたまって上がってます。だからそういう多年生の水生植物が生えるところまで中州はほっといては困ると思います。参考のために横河川見ていただきたいと思うんです。これは松島委員からありましたこれ兄弟の河川みたいなものです。あそこはすごい護岸が、河床から5メートルか6メートルぐらいのコンクリートの壁の護岸ができています。それよりはこっちはずっとまじに考えています。あそこは、下流の方は、ヨシとオギが茂った中州がもう非常に高くなって私はあれ浚渫しないとイケないと思って気が気じゃないです。そのヨシが茂ってさらに草が茂ると土砂がそこにたまります。流速が下がって。もっと高くなりますと今度はオギに代わります。オギに代わったところは、これはもう浚渫しないと疎通能力ありません。だから維持という点はそういうふうにもむしろその後の問題を考えていただきたいと思います。新村委員から堤防の勾配が急になって圧迫感と言いますが、これはほとんど関係ないと思います。だから堤防の天端は今と同じです。あとは、堤防の形態がどんなかというのはイメージがわからないと、中島委員からありましたが。これは多分今の災害復旧工事を終わったあたりのあの形とっていただいたら結構です。それで、先ほど西村委員から横河川じゃなくて、福沢川とピークが重なる場合はどうか。これは雨がどちらから降ってきて、例えば東から降ってきて、砥川のピークと横河のピークが重なるということですが、これは実は平成11年6月の雨がそういうものでして、これは今日の資料にあります。むしろそうなりますと、東俣川のピークと砥川のピークは重なりません。ですから、実際は160トン流れたわけですが、それはもともとの川を足し合わすと200トンになると。むしろその方がいいわけです。だからそういう意味でもこの福沢川の比重というのはあまり考える必要はないだろうと思います。だからここで書きました、万一そういうことになっても余裕高80センチという安心感の中に入れていただいたらいいと思います。

経費の問題はよくわかりません。これは実際に県の方に積算していただいたらいいと思います。

宮澤部会長

いかがでございましょうか。他に。この今のご説明を聞いた上でご意見をお述べください。はい。じゃ先に西村委員。

西村委員

質問した、周りの地下水の問題はどう…。

高田委員

地下水は、私も下諏訪町の方から、ボーリングデータを1本いただいています。そうしますと地表から大体2メートルぐらいのところに地下水があって、これも下諏訪の方にちょっとお聞きしたいんですが、こういう天井川の場合は洪水の時に、堤内の周りの地盤から噴水が出るように漏水があるんじゃないかということの中島さんその他の方にしつこく聞きましたがないということで、意外と思いました。現実にはこれは一遍計ってみる値打ちあると思うのですが、医王渡橋のこの流量と一番末端の流量に差があるかどうか、漏水、要するに浸透しているかどうかということですが、どうもこういう扇状地というのは礫とか砂の間にシルトっぽい土、あるいは有機質を含んだものがサンドイッチ状に複雑に細かく重なってしまっていて、水平方向には水通しはいいけど鉛直方向には意外と水通しは少ない。ですから堤防の護岸の根入れを深くすれば、おそらく県の220トン対応の深さでいいと思うのですが、それでその漏水はまずないだろうと思います。現在JRの下で漏水、横に水が流れていますが、今までで出水しても増えていません。危ないのは、出水の時に泥が混じってきたりというのがパイピングで抜け出すことなんですが、非常に安定してるのでまず心配ないだろうと思います。ただし、護岸の根入れを深くするとあの湧水は減る可能性があります。地下水位に与える影響はほとんどないだろうと思います。

宮澤部会長

はい。ありがとうございました。他にどうでしょう。宮坂委員さん。

宮坂委員

はい。ソイルセメントというのはよくわかりませんので一つ教えていただきたい。それと堤防道路なのですが、私は案の中で3メートルの一方通行というふうにお話し、案を出しましたが、それはどのような含みがあります、どうなっているのか。それからもう一つ、JR橋の架け替えが必要ではないかっというような案もあったわけですね。意見が。それはJR橋の架け替えは必要ないと考えてよろしいのでしょうか。

宮澤部会長

どうぞ、高田委員さん。

高田委員

橋台の間隔をずっと計ってみました。そしたらJR橋が20.4メートルありました。清水橋が、21.5メートル。それと赤砂橋でしたか、これが23メートルぐらいあります。鷹野橋が23メートル。だから河床幅20メートルは十分とれます。ちょっと出っ張るところは出るかもしれませんが、これによる疎通能力の低下はまず考えられません。

宮澤部会長

ということは、架け替えなくてもいいと。

高田委員

ええ。橋脚のあるやつはまた別です。

宮澤部会長

他にちょっと、はい。

高田委員

ソイルセメントというのは、粘土分があまり入ってない土にセメントを入れて攪拌（かくはん）してそれで転圧します。そうするとコンクリートみたいな感触じゃなくて土の感触で、ツルハシで掘れるぐらいの硬さのものができます。（宮坂委員 堤防道路は）

宮澤部会長

堤防道路は。

高田委員

堤防道路は普通の車が通れる幅です。ここへ書いているのは天端幅3メートルとしていますから十分です。下流の方は非常に広い道路幅になっていますからそれは一部を川を拡幅する方向に使えばいいと思います。

宮澤部会長

よろしいですか。他に。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

質問ということではございませんけれど、関連して、いつも一人歩きしてしまう農業用水のことがあるのです。今、高田先生の方から実体はどうなのかな、よくわからないけれどというようなお話がございましたので、私の知り得た範囲で参考までに発表とします。

鉄橋下くらいから、今日藤森委員お見えになっておらないのですが、主な取水口は鉄橋下西大道路道東、そこに...、ところはほとんどこの周囲は宅地化をしているということです。2番目に、清水町のメイン補助という言い方をしているのですが、使用者は2件ということで現在は使用してない。その実名もわかっていますけれどもMさんという方とHさんということにとどめます。それからもう一つはこうじや用水溝花岡醸造管理という取水口がございまして、水田利用者は1名でHさんという人が利用しているということです。もう一つは、水防をやって、私現認してないのですが、その下んところに米作者が3件。Hさんて方とMさんという方とNさんという方、その3名ということで、私の知り得た範囲では非常に休耕田だとか農業用水の必要がなくなって、このくらいの範囲であると聞いとります。ですからもしその正確な氏名その他のデータが必要でしたらそれは実名で公表しても差し支えないということでしたら、また別途でお話しをしたいと思います。実体はそういうことだそうです。以上です。

宮澤部会長

他にご意見は。はい、中村委員さん。

中村委員

用水路についてまたちょっと。鉄橋下なのですけども、あそこから上になるともう宅地化なのですけども、120メートル上っていうことでさっき言われたものですからそれで聞きたいんですけど。その時に、線路の、線路がある以上どうしても用水路としてはもうそこは使えない状態なんと思うんですけど、実際使っている方もいるはずですよ。私、...その中で、そこを上げた場合にどのような形で水を補給するかっていうことと、あとこれちょっと違うんですけども、実際その土手を管理したりそれを見てくれる方は地元の方でいるわけですよ。実はこの正月も、本当に正月のうちと思うぐらい木を伐って、もうすごく整備してもらっている方がいます。でも、やっぱりそういう方々の思いっていうのはね砥川にうんとあるものですから、その中でやっぱりこういう、その思いも含めて、これからの土手を、土手も含めた整備。自然に対する整備っていうものも必要だと思うんですけど、そこら辺のところもきちんとして欲しいんですけども、お願いします。

宮澤部会長

はい。それでは次に、意見ですが、新村さん。

新村委員

先生の5番でお尋ねをしたい、いただきますが、先ほど西村委員の質問に対して、福沢川のピークと砥川本線や東俣のピークと合わないっていうお話しでしたが、私はとんでもないことで、平成11年の時をつぶさにあの場所で見えていましたが完全に一致をしておりました。先生の話しを聞いている範囲では河幅もそんなに広げなくてもよし、あんまり掘らなくてもよし、という形になるとすれば、砥川が今危険で、大変大事で、ダムが必要か、そうでなくて代替案が必要かっていう形に私は少し疑問を抱くような今お答えを聞きましたが、先生についてもう一度、そのところ見解をお示しをいただきたいと思います。

宮澤部会長

他にどうでしょうか。はい、清水さん。

清水委員

先ほども質問したのですが、すべて高田委員にお答えをいただくっていうのはね無理があるかと思うんですけども、例えば、技術基準。コンクリート壁のね。技術基準の関係...それでいいのか。それからこの護岸の変更している部分あるんですけども、これはあくまでも県の示した案だというお答えなんですけれども、高田委員はそれより小さくしてある。これ一つそれでいいのかどうかという問題もあるかと思うのです、思いますし、それからそれに対する用地ですね、用地っていうのは、どのくらい確保しなきゃいけないのか。それから橋脚のことも高田委員からお答えをいただいたのですが、一つは端的に言って、このまま使えればいいのかというお話しがあったのですが、通ることが前提なのかね、あってもいいのかどうかっていうことをね、この辺のところははっきりしていただきたいところですが、もしこのままでいいということになれば、40センチ掘ってもそのまんまで橋脚が使えるのかどうかっていうのが技術的にどうかねお答えをいただきたいと思いますが。

宮澤部会長

他にいかがでしょうか。笠原委員さん。

笠原委員

さっきちょっと嵩上げのことをお聞きしたのですけれども、特に医王渡橋の下あたりですね。まあ右岸とかあるいはまあ左岸の方もそうですけど、わりあいこう見た感じずーっと橋からずーっとこうくぼんで低いのですね。あの辺ですと結構水位が上がるとすぐこう堤防の近くに水が見えるというような感じで、ああいうところはやっぱりちょっと嵩上げしておかないと、なんかこう安全という面もありますしそれから安心感という部分もあって、ああいうところは必要かなと思いますけど、その辺、こう全体的には多分嵩上げの必要はないと思いますけども、そういうようなところはどんなふうになさるのか、とお願いします。

宮澤部会長

他にいかがでございましょうか。はい、中島委員さん。

中島委員

先ほどの水利の、農業用水の問題ありましたのですが、確か農業やる人たちが減って水田面積も減っていることは事実なのですね。けれども、これはたとえ1件であろうとですねそこに耕作をしている以上その水利を守ってやらなきゃいけない。これはもう当然の、私は、ことだと思っています。それで先ほども100何十メートル、20メートルですか、上流へ持ってければ今のところ大体水は取れるじゃないだろうか。取ったらその取り方をどういうように具体的にされるのか、そこらがちょっと問題だなというように思っています。

宮澤部会長

はい、西村委員さん。

西村委員

今の用水路の話して、たまたま今武井委員の方から名前が挙がった中に私の田んぼが1件入っております。際に水田を持っておりましてそこから取水をしております。実はうちの父は百姓ですから、非常に水を大事にしております、年を取ってきたものですから田んぼができないということで果樹園に替えているのです。果樹園でも水が必要なのですね。赤砂っていうのは非常に水田が少なくなっているけどまだ果樹園がある。果樹園の中に、夏なんかの水がない時にはその水路から水を上げて畑に水を入れなともういいリングが採れないのですね。ですから、決して水田だけが利水だと思ったら大間違いだということをよく皆さんに言うておきたい、いうふうに思います。それともう1点。すいません、粗度計数というものを割り引いて計算をされていると。これは、砂が、砂と言うか河床を一緒に動かすからそれだけ割り引いてもいいのだと言うことなのですが、ここのその理論がよくわからないのですね。大体85%くらいにしているということですけど、この0.03から0.025に、の数字の出し方というのですかね。例えば9掛けにすると0.027ですけど、その割り引いていいのかどうか。要す

るに上から流れてきますから、砂はいつも一緒にこう流れていくのじゃないかなって私は思うのですが、割り引いていいのかどうか、そこを説明をいただきたいと思います。

宮澤部会長

他にいかがでございましょうか。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

今の中島委員さんから言われた、1軒だけであってもね、それはお百姓さんのために利水は必要だ、それ全く同感です。私は先ほど申し上げたのは実体がこうであるということという客観データを申し上げたので、西村さんのおっしゃる果樹園ということも理解しております。ただ実体がそうであるから、これがどういう、具体的にやる時に絞り込んでいくかというデータとして申し上げたということを誤解しないでいただきたいと思います。

宮澤部会長

他にありますか。はい、中島委員さん。

中島委員

先ほどちょっと一つ落としましたけれども、まあ確か今、水田だとかそういうもの減っています。けれども今休耕している人たちもたくさんいるわけですね。それでやはり将来的に、これ私はこんな話しは...ちょっとそれちやいますけれども、必ず食糧不足の時が来るだろうというように私は考えています。従ってそういう時は必ずまた水田を復興しなきゃ、復活させなきゃいけない、そういう事態が必ず起こってくるだろうと。そうするとその時にはそれなりの水が必要であると、という意味でどんなことがあってもこの水利というものは確保しておかなきゃいけないというように考えています。

宮澤部会長

他に。はい、小沢委員さん。

小沢委員

中島委員や西村委員のおっしゃること100%賛成なのですが、問題は今18ある堰の中でもって、それぞれの堰の利用者がどんな状況にあるかというのは、多分、建設事務所がつかんでおられるでしょうからそのデータを開示していただきたい。お願いしたいと思います。

宮澤部会長

資料要求ですか。

小沢委員

使用状況ですね。

宮澤部会長

使用状況、資料要求ですか。今の資料要求よろしいですか。今の資料要求、委員会として取り上げますか。どうでしょうか。この部会として。はい、どうぞ、新村委員。

新村委員

今、小沢委員さんがおっしゃるのは無理もないことですが、私は中島委員が申したとおりで、水利権ってというのは非常に大事なのです。でも水を使っているか使ってないかは関係ないんです。いつ使うかわからない。ですから水利権ってというのは、私も親から言われていました。孫子の代まで絶対水利権ははずしちゃいかんよと。そういうことなりますから、今、求められた資料があっても、私はそうでなくて、どこまで水利が...権利があるのか、それだったらいいのですが、ただ今使う方がどうだっていうのはあまりに参考にならない。私はそう思っております。はい。

宮澤部会長

今、そういうご意見も出ましたですけど、小沢委員さん、それを論議の次の過程にどういうふうに持っていかれるということですか。

小沢委員

いえ、やはり現状がどうであるかということを知ることがこの委員会として非常に大事だろうと思って、そういう資料があったら見せていただきたいと希望しているわけです。

宮澤部会長

今、二つの意見がございました。資料要求できますか。今のところはあまり大きな問題じゃないと思うんだけど。いいですか。はい、じゃあお願いいたします。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。武井委員。

武井秀夫委員

今、新村委員がおっしゃったことは、私も重々わかるのですけれども、要はトータルでどういう施策をしていくかという時に、水利権の問題は非常に大変だって、この間の新和田トンネルの時にも新村委員から聞きました。だけれども現状を打開するにおいては、その水利権に関してはやっぱり政治的課題だろうと思うので、それはこれは大変だということじゃなくて、具体的にどこがどう関係してどのように大変かということをやっぴり大きな目標としてやってかないと、なかなか問題の解決にならないと。私は新和田トンネル1万2千トンうんぬんという話しも、昨日のワーキンググループの中でも若干、利水ワーキンググループで出ていたようですし、利水のことは...すでにのっていますのでそれを触れませんけれども、水利権の問題は十分検討しておく課題として上げていただきたいと、それでないとなかなか解決がつかないというふうに思います。

宮澤部会長

先ほどから、ちょっとお待ちください。先ほどから水利権の問題にかかわってる問題がございます。この問題については2月の5日、利水の関係のところで触れるということになってるはずでございますので、その時にまわさしていただきたいと思いますがよろしゅうございますか。はい。これも総合的に判

断するというごさいますから、その時にまわさしていただいて、検討を再度深めたいと思っております。はい、他に。植木委員さん。

植木委員

この高田委員の案ですが、基本的に、...すいません。別のこともちょっと考えながらやって...。賛成ですね。基本的に賛成です。今の話しの中で、医王渡橋の下の部分についてかなり皆さん言われているので、まあ総合的な治水という面から見れば、その上流部分の土地利用の部分でちょっと検討しておく必要もあるのだろうと。やはり基本的に水を出さない、土砂を出さないという点ですね、しかも最も出たのが梅雨の時期、それから台風、秋雨前線が交わる頃ですよ。大きく言えばその辺だろうと思うのですが、その辺の時期について、できれば時期を絞って出さないような方法が一番いいのでしょうか、それは基本的には難しい、日常的な問題だということなのですが。以前はですね、その医王渡橋の上流部分ていうのはですね土地利用としては非常に農用地として多かったですね。それが基本的には宅地工場用地がかなり河川流域周辺の部分で人工物が多くなってきた。という中で、実は従来はその農用地が水がある意味ではこう遮断するというか、一時的にこう止めるようなバッファ効果があったのですが、それが実は舗装道路、人工物によってスッと出るような形になってきた。その辺の対策もある程度ですね考える必要があるのだろうということが一つ。それから、さらにその上流部分の結構やはりもういところかなりある地質ですね。そういった中で護岸工だとか緑化工だっというものを含めて考えることによって、基本的にはできるだけ水の出を押さえながら、土砂を押さえながらという形で、この医王渡橋下流のこういうような工事というものがかなりもっとも有効になるのじゃないかと。高田委員のこの案で、かなり慎重なですね数値の基でかなりの安全性を見た、私はここまで安全性を見てもこいこういうふうに通せるのかというような形でですね、非常に驚いているのですけども。基本的にはこういった案は十分検討の余地はあるのだろうというふうで...

宮澤部会長

それぞれの意見がありました。新村委員さん。

新村委員

今、植木先生からお話しありましたが、私は大変重大なこの問題だと思います。もともと280ってというのは一つの案として皆さんが、これは高田先生もお認めですよ。そうすると、今のやつを聞いていますとね、もうこのことは何も関係ないのじゃないか、水は出ないのじゃないか。だから、先生の案をもう指示するっちゃうことになるとこれ大きな大問題です。私、県の方にお聞きしますけれども、このことで構造的にも、これで今先生たちがおっしゃてるのがいいのかどうか、改めて私は県の方に回答を求めたいと思います。

植木委員

すいません。ちょっと誤解されていると思うので、私は280で...いいですよということ言っているのですけどね。

宮澤部会長

はい。それぞれの意見が出ました。今、新村委員さんから、要するに法律的な問題、県の方でもどうだったという話もございました。他にご意見がございましたら...、やっと本格的なこれこそ待ち望んでいた議論でございませうけれどこれが出てきました。どうぞ、お話ししたいと思ひます。はい、西村委員さん。

西村委員

すいません。何回も、非常に不安なものですからお聞きをしたいのですが、やはり地下水の問題なのですが、この断面図見ますと一番上の右下に2メートル2メートルのスケールが書いてございます。私は先ほど4、50センチくらいの掘削かなと思ひたのですが、結構深い掘削の部分もあるということで、この砥川の両側でいくつか工事をさせていただきました。工事をするには基礎をつくるわけですが土を掘ります。そうすると地下水が出てくるのですけれど、先ほどの説明では2メートルくらいが地下水の水位だというおっしゃいましたが、けっこうバックホウでひとすくいするともう水が出てくるという状況であります。それもいくつか掘りますと川のように地下水が流れている状況が目にとれてわかります。この地下水について山から流れてくるとは到底考えられない流れ方をしているものですから、私は当然天井川から、その堤防の、柔い堤防の下を通して出てくるのだらうと。それはまあ検証してみないとわからないのですけれど、それをきちっと止めてしまうことによってやはり影響は出るだらうというふうに思ひます。先ほど絶対大丈夫だというか、絶対とは言わなかったのですが、大丈夫だというお言葉があったのですが、これはきちっと検証をしていただきたい。ということが1点と、その堤防が柔だという話がありました。柔だということは、その転圧が弱かったのだと。昔の工法ですから転圧が弱かったと。とすると今度の堤防については転圧をきちり掛けるとすれば、堤防をそっくりつくり替えないとそれはできないだらうというふうに思ひます。そうなりますと、過日、公聴会の中でもありましたように、隣のお宅がちょっとした工事によって地盤、建物沈下してしまつたという話があります。これだけの大規模になりますと、当然地盤が非常に弱いところでございます。昔は諏訪湖の中でございますから。その振動によって建物の被害するのは相当考えられると、いうこともございます。これら辺のクリアもしておいていただかなければいけないでしょうし、もう1点すいません。先ほど笠原委員から、橋から橋の間が、まあ堤防がこう垂れ下がっているように見えるということでございます。まあ我々、堤防をあんまり高くしてもらいたくないというふうに思ひておりますが。この下がっているという理由がよくわからないのですが、おそらくこの橋の、橋梁のそこから余裕高水、余裕高を取つていると思ひますから、その橋の部分は高くなつて当然だらうというふうに私は思ひます。その部分が低いから埋めていただくと、より周りに住んでいる人が堤防の高さを感じてしまひますし、水がきた時に橋脚、橋脚に、橋梁にぶつかつてあふれるという心配がありますから、私はそこは埋めないでもらいたい、というふうに思ひます。

宮澤部会長

他に。はい、小沢委員さん。

小沢委員

県でも200トンまで流すために大きな工事をしなきゃいけないと言っているのですよね。西村委員にお聞きしますが、県の計画ではそういうサイドエフェクトが殆んど出なくて、高田先生の案に

なるとそういう困った問題がいっぱい出てくるのだと、そういうご主張でしょうか。

宮澤部会長

小沢委員さんに、誠に申し訳ないんですが、私も言いにくいところなんですが、これは今高田案に対してご意見を言ってるわけでございます。皆様のご意見、ご質問を言ってるわけです。高田委員さんに答えていただいて、それで、そのところで一つ一つですね検証していきたいと。お互い同士の質問に対して今度やり合ってたんじゃないですか、またこれ前でへ進んでかないわけです。ですので今日はとにかく今の案に対して思うことがありましたら何でも言っていただいて、そういうことも高田委員さんの方でお答えできる部分のところと、それからそうじゃない部分のところもあるわけです。ですから、それぞれの意見を今どんどんどんどん出していただいていたいただいているんです。その一つ一つにまたここで水掛け論やってしまいますとそちらにもいっちゃうんで、申し訳ないですがこれはそういうことで理解していただきたいと思います。はい。

小沢委員

私としては、結局、県の案でも200トンまでは改修し、掘削しなければいけないということをお願いしたかったです。

宮澤部会長

はい。ご意見をどうぞ、お話ください。はい、浜委員。

浜委員

これは河川管理者であります県に聞きますが、先ほど新村委員さんもおっしゃっていました。これで実際に280が流れるかどうか。それで今までこういった案を検討してきたのか。それからもしこれをやるとするならばその財源的な措置はどうなるのか。県単でやらざるを得ないのか、その辺がもしわかる範囲まででいいですから教えてください。

宮澤部会長

はい。今、河川管理者とのお話で問題がございました。はい、清水委員さん。

清水委員

先ほどから、まあ何回も私発言しているのですが...

宮澤部会長

あのですね、全部お話受けてですね、それで、高田先生が今日そのことについて結論だそうというふうに思っておりません。それで進め方おわかりいただいていると思うんです。それでまだ他の案もございまして、一つの案として、これからどういうような形で、例えば今植木委員さんから上流対策の問題も今具体的なところ出ました。そういうようなことで、この案を一つの、まあ一つの案として育てていくところということでもって私は先に提案したつもりでございます。ですからそういうようなことで、いろいろご意見があれば何でも言ってくださいと。だからここで今日終わりではないんです、そう

いうことで理解してどんどん言っていただきたいと。こういうことで考えておりますのでよろしく願いしたいと思います。どうぞ。

清水委員

それじゃ、まず、そういう立場に立ってまた発言させてもらいますが、一つは先ほど地盤沈下の話でも出ましたけれども、工事するにあたってはかなりまだ大型な建設機械というのが導入されると思うのですが、そういう工事にあたっての振動というような影響というのは周囲の人家にどういうふうに影響を与えるのか。それから、もう一つはこの護岸というのがすべてコンクリなのかどうか。以前に確か、鋼矢板というようなお話しもなされたかと思うのですが、高田先生じゃなかったかちょっとはつきりしませんが、そういうお話しもどっかであったと思うのですが、そういうことも考慮に入っているのかどうか、お聞かせをいただきと思うのです。

宮澤部会長

他にいかがでございましょうか。はい、中島委員さん。

中島委員

断面図画ですね、これ10あるのですけれども、床面、いわゆる川の底のところまでの寸法が出ているところと出ていないところがあるのですが、これをちょっと寸法を入れていただければもっと判断しやすいし、そうしてもう一つはこの図面に基づいてやはり現地です状態を見ないと何とも言えないという面が私は感じるんですね。それでそらのところをやはり一度そういうような機会を作っていただければなあというように思います。

宮澤部会長

ご要望もございました。他にいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。これで終わりじゃありません。多分高田先生から答えていただいて、それから多分これはこれと一つのこととしてこれからいろいろな形の中で検討していくと思いますので、それをまず高田先生から答えていただいて、その後浜委員さんと新村委員さんから質問がありました河川管理者の方にそれをお聞きしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

高田委員

二つ一緒に。福沢川のピークと砥川のピークの話ですが、6月30日の雨はたとえば医王渡橋ピークと蝶ヶ沢、東俣のこれは医王渡橋のピークが9時頃で蝶ヶ沢が8時ごろ、雨は霧が峰の方と東俣浄水場とでは3時間くらい遅れています。それで両方の流量たしたら200トンにならずに160トンになった痕跡水位というのはゴミやなんや引っ掛かって、ここまで水がきたということから後で最大水位を推定するのを痕跡水位の追跡いうのですが、その時にやられた痕跡水位というのは川の表面波がありますから実際より上がっている可能性がある。一方でこの痕跡水位から粗度係数を0.029で水深を推定して出されて160トンになっているのです。しかし現実に移動河床というのは川の底は固定じゃなくて砂も動いていますから水と河床との摩擦が小さくなっているわけです。ですからもしそれを考慮して0.025にすると、160トンじゃなくて200トンに近いんじゃないかと、実感としては160トンよ

りもうちょっと大きかったのじゃないかというのが県の担当者の雰囲気です。私もあつこの勾配からいって160よりもうちょっとあつたのじゃなからうかと、それでさっき図面ありましたがそこで別の図を書いてみました、その医王渡橋の100分の1の勾配のところで、そうしますとだいたい1メートル70ぐらいから1メートル90ぐらいの間に入ります、ですから先ほど新村委員がいわれたこの計算でほんとにまともな川の形が決まるんか、という点に関しては厳密なものじゃないですけど当らずしても遠からじとお答えしたいです。それと西村委員がいわれたこの移動河床ですね洪水の時に川底と一緒に動く。何センチ動いているかわかりません。その時のこの流速の計算というのは非常に複雑で私はわかりません。あくまでここでは便法でやっています。ですから、何けたまであっているかはわかりませんが、多分余裕高を考慮した設計断面としては十分な精度があるだろう。だからこれを言い出しますと、11年6月30日の東俣川の流量の推定。あのデコボコの河床のところはどういうふうに流量を推定したかというようなことまで全部だめになってしまいます。だから話が発散してしまいますので、精度はあまり高いとは思いませんが、十分な目安として設計には使える、真理探究じゃなくて、設計には使える数字だ。そういうふうに思います。地下水の話しですが先ほども言いましたように、砥川からしみ込んでいるのか、ここ扇状地ですから上から地表水として、地下深くじゃなくて浅く流下しているというのは扇状地の特徴です。もともと川から出たのか上流の地盤の中を下へ延々と旅してきたのかはわかりません。わかりませんが、砥川の流量、非常に少ないです。もしつうつうだったらあの流量は下流へ行った後なくなっているはずです。なくなるぐらいの時があっているはずです。ただ私さっき言いましたように上から下へ来る間にちょっとしみ込んでいるのじゃないかなという印象はありますが。それと先ほど言われた水利権用水路の問題。これは実際の状況から県の方とも一生懸命考えてどうすりゃあ水が取れるか。大阪市内の商業地の真ん中に一つだけ水田が残っていましたが、そこは水道の水を使っていました。そういうこともあります。橋台は使えるかどうかというのわかりません。橋台の根入れがどういう構造になっているかわかりませんから。ただそれをうまく多少補強すれば使えるかもしれないという希望的観測です。掘ってみないとわからないし、構造図を引っ張り出さんとわかりません。上流の地質の問題が植木委員からもおっしゃいましたが、248ミリの雨が11年6月30日のああいう降り方をしますと砥川右岸は多分至るところに山崩れが起きて、医王渡橋下だけの話しではすまないと思えます。そのような状況は私は今は考えたくない。それ考えてもしかたがないのです。現実はずごい山崩れが起こるはずです。そういうことは100年に一度。我々生きているうちにはもうないという希望的観測でこの改修案を作りました。それと、橋梁の間の堤防が垂れ下がっているというのは、それは余裕高を入れた高さ。橋梁の下空高に対して同じ高さなっているということです。それと、鋼矢板の話はこれは漏水の問題と根入れの補強の問題で、掘削は非常にしにくい、深く掘削しにくいところは崩れてきたりしまして、その時はもう鋼矢板を護岸の下だけに入れる。見るとこじゃないです。下だけに入れると。そういう便法があるということです。だからそれはコストの問題。鋼矢板はこの水だったらそれほど早く腐食するような代物じゃありません。多分今まで出された質問はこれぐらいだと思います。

宮澤部会長

適切にすいません、ありがとうございました。それじゃあ県の方で河川管理者としての意見をお願いいたします。はい、河川課長。

大口河川課長

じゃあ、委員さんから出された案の中の質問ですけど、まず河川管理者としての考え方をまず先言わせていただいてもよろしいでしょうか。言わせていただく中で質問答えたいと思います。

まず、洪水に対する水位の位置の考え方ですが、基本的には水位を下げることによって被害を及ぼさないようにということですから、引堤をやったりそれから掘削して掘り下げたり、それからダムによる調節をして水位を下げたり、そういう水位を下げることをまず考えるのが河川管理者としての責務だと考えております。そういう中で今高田先生が出された中での考え方なのですが、ご存じのように先ほど中島先生も言われましたけれども、最近の住民のニーズからして良好な河川環境が必要だということで、ただ単に川は治水・利水で水を流すだけの目的じゃないよという多様な自然環境や水辺空間の潤いのある生活環境をつくる役割を非常に果たしているということを理解していただきたいというのが1点です。そういう中で平成9年の河川法の改定により、河川法の目的は今までは治水と利水だけでした。そこに新たに河川環境の保全というものが位置づけられてきたということでの平成9年前後から河川改修においてはそういう環境も含めた中での護岸の改修をしるということで、今県といたしましてもそういう河川環境を考慮しながらやっているところです。そういうことですので、高田先生が、今までどうして県はこういう河川幅の中でできないかというような質問も出ているわけですけども、今の河川環境よりもさらに悪くするような五分・三分というような勾配で地元の方々が受け入れてくれるかれないかというのも大きな問題だと思っておりますので、そういう議論もしていただきたいと思っております。そういう中で、河川管理施設等構造令でいきますと、先ほど部会長さんも言われた構造令ですが、堤防は盛土に築造するものであり、いわゆる土堤を原則としている、ということでございます。なぜ土堤が原則だということは、土堤によって基礎地盤と一体となり修理等が非常に容易であるということ等が考えられます。さらに豊かな自然環境を有したり良好な生活環境を有するためにも、できるだけ緩い勾配が許される範囲でやるのがよろしいんじゃないかと思えます。そういう中で、洪水から堤防を守るためには石積み等の堤防の補強工はどちらにしても必要なことではございますけれども、裏法、要は宅地のある側に構造物を入れたり、それから河川敷内に納まるようにできるだけ構造物を入れてくようなことは原則的には河川管理者としては採用できないと考えておる中で、先ほどじゃあ一つずつお答えします。清水委員さんが言われました橋の桁の話ですけども、高田委員さん、脚をただ単純に取ればいいっていう話なのですが、ご存じのように鷹野橋にしても富士見橋にしても河川管理者と違う管理、いわゆる道路管理者は別なわけです。そこらとの話し合いも当然出てきますし、今、脚を取ることによって普通の考え方ではけた高が上ると。けた高が上れば今でさえ太鼓橋のやつがさらに太鼓橋になる可能性もあるので、そこらの住民との話し合いも必要じゃないかと考えております。脚を取るとは大事なのですがそこらもクリアしなければだめだと考えております。それから、西村さんから、橋と橋の間はという話しが、先ほど高田委員さん言われたとおりだと考えております。それから、浜委員さんから言われた、280トンの検証してあるんかということで、まだ高田委員さんの案での280トンの検証はしてございません。それから、財源が国庫補助になるのか県単になるのか、どうなるのかということですが、いずれにいたしましてもそこらの今の河川管理者としてのクリアができない限り県単・国庫。どういうお金でやるのだという話はちょっとここではまだすべきじゃないと考えております。それと先ほど西村委員さんの方から余裕高の中...5番、高田委員さんのマル5の話ですけども、余裕高の中へハイウォーター、要は最高水位を入れていいのかどうかという話なのですが、河川管理施設等構造令の中では構造上必要な余裕高であって、それを設計の中に織り込む、要は余裕高の中にハイウォーターを入れてくるようなことはまかりならんと書いてございますので、それについては

ご容赦願います。以上だと思っておりますけれど。

宮澤部会長

はい。今、高田委員さん、それから県の河川管理者としての河川課長からそれぞれ話しがございました。今重要なことは、要するに今河川課長の話しの中では難しいという話しでございました。これは法律的にということのことでございますが。しかし、これをただそういうことであってという形にするのか。この河川改修プラス何かでもって今の問題点を考えていくのか。ここら辺のところは今高田委員さんもこれからいろいろ今のところと練って行って、これはこれとして私は今のところすぐどうのこうのというこの結論を出すということじゃなくて、やっぱり考えていくとこだと思います。ですので、ここで一つのこの今も出されたことを全部検討課題にしてですね、高田委員さん、またこの...これはこれを一つの案として今おいといて、次のもう一人今日来ております、新村さんの案に移らさしていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。米山課長。要するにこの進行上のことでございますか。それとも...

諏訪建設事務所 米山ダム課長

いや、先ほどのお答えの中の伏没の話しです。

宮澤部会長

それはまあいいです。はい。伏没の話しも大事でございます。大事な話でございますけど、これ今その問題だけじゃなくともっと違う大きな問題点。つまり建設省の構造基準の問題が出てきております。ここら辺のところ非常にあれのとこだと思いますし、またこれは高田委員さんの方で再度またこれ詰めていただいたり、それから皆さんの方でもご意見をいただ、まだいっぱい持ってらっしゃると思いますので、ここはひとつこの段階に止めておいて、そしてもっとこの件について勉強されたいという委員の皆さんもおいでになれると思いますので、今の論議を含めてここで一つの提案という形で今日高田委員さんがご提案いただいたものでございますので、このところはこれでひとつ置いとくかさせていただくということで、いかがなものかなと思うんです。それで次に移らさしていただいて、それぞれまた今度は新村委員さんの意見、提案に対して皆さんもそれぞれいろいろあると思いますので、先ほどの地質の問題も含めてですね。そういうことも含めてしていきたいと思っておりますが、ちょっと次移らさしていただいてよろしゅうございますか。はい。それでは次に移らさしていただきます。新村委員さんの方からじゃあご提案をお願いいたします。

新村委員

じゃあ、ちょっとOHPをつか...(宮澤部会長 はい、結構でございます。どうぞ)

じゃあ私の方から。高田委員さんからは今お話しを聞きました。今度は私の方からはダムの必要性という形の中からそれぞれ委員の皆さんから出された課題点があります。特に私は5点ばかり絞ってここまでは一つ提案をさしてもらいたいと思っております。まず、掘り下げの件が一つ。取水の件が一つ。嵩上げの件が一つ。それから諏訪湖のバックウオーターと河川環境の点の一つ。それから最後に環境整備の点の一つと。これに絞って若干説明をさしてもらいます。

まず、ご覧いただきますように、今の絵はワカサギの採卵のところですよ。出荷量が全国一と誇るこの諏

訪湖のワカサギの採卵が、砥川が相当量を占めていることはご案内のとおりであります。独特の方法でこのワカサギの採卵をしているわけですが、この卵は全国の各湖沼へ送られていることも皆さんご承知のとおりであります。そして諏訪湖の漁獲高の相当量はこのワカサギによって占めてることもご承知のとおりだと思います。そうした中でこの採卵に最も大事なものは水量と水深であります。下諏訪町としましては、ワカサギは諏訪湖の宝でもあります。自然と融合してこれを享受するという町民生活の立場からこの事業をなくすわけにはいかない。従いまして今のような掘り下げということに対しては大変憂慮すべきことであるというように判断をしているところです。次は取水の問題になります。先ほど来高田先生も私もいただいております。それぞれの委員の皆さんからも質問を出されました。取水につきましては、現在でも大変苦勞をして取水をしていることは先ほど西村委員からも説明がありました。これをこれ以上の掘り下げはかなり上流の方に取水口を持って行って、いわゆる変更をしなければこれを補うことはできない。それには川の外側に水路を設けるしか方法がないわけです。ポンプアップや井戸というのはこれは考えるべきがないというのが実情であります。これが今申し上げました取水の関係です。次には嵩上げに関係することです。これも多くの委員さんからそれぞれ問題提起をさせていただいております。堤防の嵩上げによっては、もう私どもはいつも説明をさしてもらっていますが、七つの橋がこの砥川に架かっていることもご承知のとおりであります。これを嵩上げをするという形になりますと、道路橋をはじめ多くの問題点が出てまいります。例えば鉄道のJRの橋が通っています。これは下諏訪は単線のため、複線ではございません。単線のために架設の設置と前後に約数百メートルぐらいの工事用の仮線路を敷かなければこれを直すことができません。そのために沿線の用地の買収も当然出るでしょうし、線路の嵩上げなどを考えますと、概算で私どもの概算では15億から20億円はおそらく掛かるであろうというように言われています。これはどう考えてみても大変無理な話ではないかなと思っております。次は諏訪湖のバックウォーターと河川環境であります。これを一つの例ですが、これは諏訪市の角間川の下流の島崎川というところです。58年の災害があります。死者も出ました。その時に大改修をしたところです。当時はこの川沿いには農地が大変ありました。川幅は何倍にもなってしまうました。しかし勾配が緩いため諏訪湖の水位は元の日赤、旧日赤ですねの跡地辺りまできています。バックウォーターは何と河口から1300メートルもさかのぼっています。この影響で掘り下げても流下能力はほとんど変わらないという実態でもあります。水深が浅く大幅に拡幅したものであります。洪水時に諏訪湖の水位が上れば国道の角間橋の辺りまで達すると言われております。人が近づけない典型的な排水路の姿だと思っております。早急な災害復旧事業として取り組むためにはその当時としてはこれが精いっぱい策ではあったのかと思われております。そんな中で砥川は先ほども申しました。町の宝であります。過般開かれまして公聴会でも多くの人からこのバックウォーターについての話ですが、発言が出ております。その点でもご理解をいただきたいと思っております。次に環境整備の計画であります。この町は平成6年にダムがつけられた後の砥川の水辺環境はどうかというビジョンのために多額の費用を投じましてこれをつくりました。そしてこれは議会にもお渡しして十分な審議を得られて理解を得ているところでもありますが、こうした環境整備計画では自然豊かな河川環境を基調に現況の流下能力に支障を来さないよう留意をしながら、植生の再生による生物の生息に適した河川及び周辺環境の創設を創出を図っていきたくて考えてるところです。整備の考え方につきましては、人と河川との距離を縮め、親水性を高めるため川に近づきやすい環境の形成を図っていきたくて思うわけです。これは私は今下諏訪全町民の願いであり、私は将来このことをぜひとも実現をさせたいと願っているものであります。そのためには過般から大変論議をしております基本高水流量280トンに対してダムで80ト

ンカットをすることが最大の条件になってまいります。次に水遊びの関係であります、やはり環境の関係になります。これは昨年9月の風景です。堤防にはもっと緑を増やして水辺に簡単に下りていけるような施設があればいいとも思っているところですが、この町からこうした風景をなくしてしまうことはできません。こうしたことがどこでもできるような河川整備が望まれるところでもあります。従いまして、砥川にコンクリートをふんだんに使って排水路化することなどは町を私が預かる者としては到底賛同のできないところだと今は思っている次第であります。以上、極めて簡潔であります、今私が皆さんにお伝えしたい一つをしてここにOHPを使いながら説明をさせていただいた次第であります。以上です。

宮澤部会長

それで、新村さんのご主張であるダムプラス河川改修のことについてのご提案はいかがですか。

新村委員

従いまして、ダムのことにつきまして、河川改修等は私は今示されてる案等を見る限りでは大変な家屋の移転が伴うことはもう間違いがございません。そのことはおそらく大変な日時を要する。家屋の方々、住民の方々の理解を得るには簡単にいくものじゃありません。そんな意味からしてもすぐ間に合う存在ではない。いつできるかわからない。一人でも反対があればできない。そんなことを思う時に私はこの河川改修等に委員の皆さんが出された案については到底これは納得ができない。そうしたことを申し上げておきます。以上です。

宮澤部会長

今、新村さんの方からダムプラス河川改修ということで今まで自分、自ら出された案をお話ししながら、先ほどのとは逆説でこれしか残らないと、こういうお話しのご説明がございました。これについて皆さんのご意見をどうぞお話しいただきたいと思えます。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

今の新村委員のお話しはかねてからよく耳に残っていることでございます。町長として住民の生命と財産を守るという観点は全く私は異論がありません。私たちも住民の生命と財産を守るにはどういう選択肢があるかということで、ダムによらない総合的な多角的な治水案があるのだと言ってきております。その点は認識は同じであって、どういう選択肢を採るかということだろうと思えます。従いましてね、今、一番引っかかってくるのは、JRの鉄橋、7橋の全部それをひっくるめてやらなくちゃいけないという、いつも主張が出てくるので、私は何回も砥川堤防のとこを6年間、どこに何があるかっていうくらい、わかるくらいに歩いてみているのですけれど、あの7橋全部替えるという論理がどうしても私には納得ができない。先ほど高田委員のおっしゃった鷹野橋それから富士見橋の架け替え。これ複数橋脚がありますから明らかに流木がそれに掛かると。私はその2橋でもいいだろうと思うし、水防団の団長をなさった中島さんにもお聞きしたいのですけれども、その鷹野橋と富士見橋はこのままほっといていいかどうか。おそらくかなりの危険な橋だろうと私思うのです。ですからその辺は分けて考えて、西村委員の報告のと言いますかご意見のとこ見ますと、どのやつも非常に時間が掛かる、時間が掛かるといふ方の表現が私は多かったと見ているのですが、じゃあ100歩譲って、ダムをつくれれば何年掛かる

のだということと、じゃあダムはつくるまでの間に住民の生命と財産はどういうフォローの仕方で行うかということが私は最大の両者の共通なことであると思うのです。中島水防団長とほとんど非常にリスクがあったということも私たちも理解していますから、じゃあ私たちが両論併記でこういうことをやっている時に、じゃあ短期的に見通しの中でどういう施策が両者が歩み寄ることができるのか。架橋は、要するに2橋は、以外に架けなくては絶対にいけないのか、ですよ。それで砥川の2600メートル地帯の自然環境を守りたい。中島さんもおっしゃる。私も下諏訪に70年住んでおりますから、これはもう親水ゾーンというものは大変だと思います。その時にどちらを天秤に掛けるかっていう時私いつも考えるのは、じゃあカジカが砥川は泳がなくなる、という。それで自然環境は住民の目に触れるところであるところでもって破壊するのはしのびない。それは共通認識だと思うのです。だけど一步東俣の地籍にじゃあ何があるかといった時に、そこにはカジカもヤマメもおるでしょうし、蝶ヶ沢というのも新村委員もご存じなところで大変貴重な数少ない自然の宝庫。それを240億掛けて破壊することが一体どちらがどういうふうにするか。それは哲学の差だと思うのですけれど、現実の政策を考えなくちゃいけない。今年だってあり得る洪水に対してどういう施策を行政と我々住民はいい案を出してやるかという時は、手っ取り早くできるところから何とか手をつけていかなければ私は達成できないと思う。住民の皆さんの心配を私も重々感じています。なるが故にこうやってもう6回も7回も出ているわけですから、私は経済効率の問題、投資効率の問題含めて、ダム案というのは現在の長野県の県財政の中で選択として果たしていいのか。で、財政の問題を問わざるを得ないのは、いいですか。お金が掛かるのです。これは年月が掛かる。河川改修よりお金が掛かることは事実だろうと思うし、引堤案うんぬんというのはこれは論外です。光家土木部長が出したあれは全然論外ですけども、では今年どうするんだ。来年までに対症療法としてどこをどうすればいいかっていうことを具体的な施策としてやっていかない以上は大石ごろごろという住民の危機感、それは私わかります。だからそれを払しょくするためにはどうしても何て言いますかね、具体的な可能なところからやってかなくてはいけない。ですから新村委員にお聞きしたいのは先ほど部会長おっしゃって委員同士のやりとりをやるっていうのはどうもおっしゃっていたのだが、私はJRの鉄橋までいじらなくても、それで複線だなんなんていう論議じゃなくて、私は鷹野橋と富士見橋でいいだろうと思うのです。早い話しが一昨年の6月30日の時の洪水では承知川が大洪水になって、そしてJRの河床が全部洗われて、そしてJRがストップしたのです。何も水害は砥川流域だけではない。だったら砥川流域以外に承知川の上流にもダムをつくらなくちゃいけないという論理が出てくる。私は現実にハイリスクなところは承知川流域のところの鉄道が心配だと私は思うのです。ですから全部7橋架け替えというのは、新村さんの論理としてはわからないことないけれど、私はどうして2橋に限って歩み寄りができないのか、その辺を促進派と自認される方々に、じゃあ2橋はこのままでいいのか。じゃあ用地買収うんぬんっていうのは困難だったら、やはり世の中っていうのはやっぱり話し合いだろうと思うのです。用地買収も何もアタックしてなくて具体的な施策というものを提示しなくて、ただ大きな包みの中で心配だという論理や、それは無理だというのは、ちょっと私は現実にそぐわないと思いますので、私の新村案に対する、ダム案に対する、私の感じたことの一端をとにかく披歴さしていただきました。

宮澤部会長

はい。ちょっと整理しましょう。今新村さんの提案の仕方がちょっと私が当初感じてたものとちょっと違ったもんですから私もちょっと戸惑ったんですけど、つまり自らの案を述べていただいて、それ

でそれについて要するに他のあれはすると言うならばそれはまた...というふうに私はお聞きしておりましたものですから、そういうふうに実は私は受け取ったわけですから、こういうことになりましたと、それで今は要するに河川改修の案については高田委員さんのところでいろいろな意見が出るだろうと、で、懸案事項が出てくるだろうと。それで新村委員さんの意見はこの前見てみますとダム案ですからダムに対する、ダムと要するに今先ほどおっしゃられたように80トンはダムで20トンは河川でと。こういうお話しでございましたので、そういうご意見が出てくるのかなとこんなふうに思っておりました。そんなふうなところで、逆に先ほどの河川改修の方の案のことについてのご意見という形になってしまったので、ちょっとこれ私の方でもちょっと戸惑いながらさっき聞いてたのは事実でございます。ここで私が実は展開していただきたかったのはダムプラス河川改修。このことについて意見を述べていただきたかったわけでございます。その中に先ほど来固執してる地質の問題だとか様々な問題があるのではないかなあと。こういうふうに私は考えておまして、ここでもってさっきの問題が出てくるのではないかなあと。こういうふうに今二つの案に整理する段階、まあ二つ、たまたま今日二つ出てきたものですから、その案を取り上げる時にそういうふうに理解をしてたわけですから、それで、先ほど地質の問題があったわけなんです、そんなことで、誠に申し訳ございません。私のその意見をしっかりとお聞きしてなかったことが私これはミスタイクでございますのでおわびしながら、ダムプラス河川改修案についてのご意見というものをお述べいただくようお願いしたいと、こんなふうにお願ひしたいと思ひます。はい、どうぞ。

新村委員

今部会長さんから話しがありました。私はダムはもともともう推進ですから、従ってダムの必要性は今までずーっと述べてきましたし、ですから、それでももう私は事足りていいと。あとは河川改修。それについての今度は代替案等がずっと出ておりましたから、それについて私が述べたことで、ダムについてはもう述べなくても私も持論ですからいいなと思っておりました。

宮澤部会長

はい、わかりました。結構でございます。それじゃあそういうことで今確認し合ったところでございますので、ダムと河川改修。今その新村さんの案でございますが、200トンを河川改修で80トンをダムだということで、ダム案を具体的に出てきたわけでございます。ここでダムと今の問題についてのご意見をそれぞれお出しいただきたいと思ひます。どうぞ。はい、宮坂委員。

宮坂委員

先ほど新村委員が説明された5点についての意見は言っではまずいですか。ここで。

宮澤部会長

できたら、それは新村さんの意見でございますので、次の時、今、高田さんの案についてのことに関連してまいりますとまた意見意見のことになってしまつて、ダムのことについてもう一回ここで問題点がどこにあるのかっていうのをやっぱり流域住民の皆さん、それから皆さんにやっぱりこの部会として出していくのは初めてでございますので、これをやっぱり確認さしていただきたいなあとこういうことで今時間ももうあれで5時回っておりますので、そんなふうには実は思つてるわ

けであります。その中で次の問題についてさらに論議を深めていきたいと、んなふうに思っているとでございますので、できたらダムの問題について。その次の時に今の新村さんのご意見はご意見として、それに対して反対するご意見の場はこの次の時にできると思いますので、そのことについてはそういうふうにさせていただきたいと思います。ですから、今度はダム案と河川改修。今の案についての新村さんを代表とするご意見。これに対しての問題点とか賛同点とかそういうようなところでご意見を率直にどんどん出していただきたいと、こういうふうに思います。はい、どうぞ。

植木委員

聞きたいのですけども、ダムの問題って、これまでも何度か議論しているわけですね。それで、これから具体的に話しをしましょうということで案としてやってくるわけで、今新村委員の方のダム案に対してですね、これまでとは違う何か、また何かこういう考えなのだよと、いうものが示されないんですね、具体的には議論には移っていけないのじゃないかっていう気がするのですが、いかがですか。

宮澤部会長

はい。今植木委員からそういう話しもございました。いかがでございましょうか。はい、どうぞ、武井委員さん。

武井秀夫委員

新村委員に確認したいのですけど、要するにダムオンリーというお考えでございましょうか。ダムプラス河川浚渫とか河川改修とか、いう点がもしあったら、じゃあ具体的に補完するところをどんなふうにとらえておられるか。河川改修その他についての持論があたりでしたらお聞かせいただきたい。そういうことをよろしいですか。(宮澤部会長 それは結構です)

宮澤部会長

今、ちょっと植木委員さんからですね、出された問題は大事なことでございまして、今までダムの問題について、ダムの問題この具体案の代案でもって論議をしたことはないんですよ。それで、要するに今まで基本高水の問題。それから地質の問題等々も、地質の問題もこの皆さんの代案の中で松島委員さんから先ほど出されたんで、そのことについて二つの代案、例えばここに私のところに、これ個人のメールをあれしてもいけませんけど、岡谷市の堀ノ内に住まれるTさんっていう方でございましてけれど、地質も一つの意見だけじゃなくて対立する意見をお聞きしたいっていう、こういう私のところにそういうお手紙もいただいておりますので、今日片方の地質の案を申し上げたわけでございまして、そういうようなことで、結局今までダム案についてどうだと、こういうようなことを申し上げたわけじゃなくて、これで今代案についてそれぞれ触れてきているわけでございまして、そこんところで、もし今武井委員さんからも同じございましたんで、新村委員さんの方で具体的に確固たるこういう提案というようなものがありましたらまず先にお聞きをして、それで今の論議を進めていきたいと、んなふうに思っているとでございますが、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。新村委員さん。

新村委員

若干部会長さんの意にそぐわなかったような感じがあると思いますが、(宮澤部会長 はい)私はダ

ムは今まで20数年来この問題で苦労したわけですよ。地元とすれば、またもちろん県当局でも苦労してもらいました。たどりついたところが幾つかの案をそれぞれ検証してもらいました。でも、それらはいずれも不可能だと。不可能に近い。その不可能に近いってというのはいつも私たち申し上げていますが、例えば今、今回出されているような一つの案を採ってみても、嵩上げ、今武井先生からは二つの橋っちゅうやつありました。私が七つの橋と言ったのも嵩上げということを経験した委員さんが申されていますから、そうしたことを一つ取り上げてみても到底この嵩上げということになるとすれば、多く土地や建物が影響する。そうしたものを一体だれがどこでどういうふうにするかっていうのはまだ一つも住民には知らしてない。知らしてないのをここでポンポンと決めるって言ったとところで大変です。従ってそんな意味から言ってみてもそういう不可能に近いことは無理だと、いう形の中で私はダムがある。ただし河川改修はどう考える。私は河川改修今でもやってもらっています。県では。例えば土砂がたまればやってもらっています。そうして護岸が壊れればやってもらっています。それは当然私は必要です。ダムがいくらできててもそういうものは今後も引き続きやってもらわなければならない。そのように考えています。

宮澤部会長

はい。小沢さんに当てますので、ちょっとお待ちください。

ダムの問題点。そろそろいろいろな形の中からあると思いますけれど、それぞれ論議はされてきております。そういう中でこの問題。今、もう一回新村さんお聞きを申し上げますけど、新村さんのお考えは先ほど200トンに要するに河川で。河川改修も含めて。浚渫も含めて。それで80トンにダムでと。こういうお考えで、ということで、他の案のことはまた他の案のはよくわかりました。そういうことで、今、ダムの問題のことについて言ってるわけでありまして。それで、この間松島委員さんからまた後で地質の問題が不安だというお話があればまた手を挙げていただきますればそれでと思っておったところでございますが。それでそこら辺のところをちょっと整理をさせていただいてダムのことについての問題点をもう一回整理をしていきたいなあ、と、こんなふうになっております。で、小沢委員さんどうぞ。

小沢委員

問題は高田先生がおっしゃる280トンに流す時の工事、それと200トンに流す時の工事の内容ですね。家が何件動かさなきゃいけないのかとか、費用の問題とか、それをはっきりさせないといけない。それに関連する基本高水とか地質の問題はもう10日ぐらい経つと答えがもう少し深まりますから、そこで決めればよいことと思います。

宮澤部会長

はい。今、小沢さんから、ちょっとご理解いただいたようなお話をいただきました。他にどうでしょうか。はい、浜委員。

浜委員

今、二つの案をこう検証してみますと、どちらにおいてもこの自然環境の面から入りますとね、どちらにおいても自然環境を壊していく、ということになりますね。ダムにおいては点で壊れていく。それから河川改修ということになりますと、高田先生の案をよくまだその辺の絵が見えませんかからわかりま

せんが、例えば先ほど町長、新村委員が説明された諏訪市の島崎川。このような形にもし近いような形になっていくとするのであるならば、これは線で壊れていくということになります。今、小沢委員からも話しがございました。まず、高田委員の案とそれから200トン流す河川の改修というもの、一体どういふところが違ってくるのかということ。それによって私は基本的に砥川というあの川は、今の現状で残したいという気持ちは多くありますし、先ほど新村委員がおっしゃったように町民すべての願いであるというふうには私は思っております。ですから、その辺のところを、やはりこの二つの案を平行して論じていくのであるならば、もう少し高田案とそれからダムプラス河川改修案との姿をはっきりこの部会に提示していく。そのことによって下諏訪の流域住民にこの二つの案が新しいと言いますか、明確な形で示すことができるのではないかと、こんなふうには思っております。それで一つだけ、下諏訪の役場でも結構ですが、今の島崎川の絵がございました。写真がございましたが、これの法勾配ですね。これが一体どんなくらいの法勾配なのかっての、もしおわかりになればお話ししたいと思います。

宮澤部会長

はい。今、浜委員さんの方から、今二つの案が出てるけれど、二つの案を比べるにはその成熟度合いがあるじゃないかと。こういうお話しもございました。それは当然そうだと思います。ですから、これから案をそれぞれ絞っていきたいと思っておりますが、ダムの方についてダム案の形の中でご質問があればですね、ここでもって出すだけ出していただいて、それで今のような環境自然の、要するに地質の問題は安全性、ダムの安全性の問題だと思います。これは、今朝方からこの論議はされましたので、さっき小沢さんがお話しいただいたように、これは9日の日に来ていただくということをお願いしておりますので、また地質の問題のことを含めて松島委員さんとそれぞれの話しをしていただけるようにすればまたより深まると、いうふうにお話しいただいた小沢さんの理解に感謝を申し上げることでございますけど、そういうような形の中でダム案のことについて、今、先ほど今浜委員さんの言っているようなことよくわかるわけでございますが、そこまでとにかく皆さんの意見がどういうところまであるか、一応皆さんのダムのことについての問題点とかここに書いてございますので、それも全部私の方で集約されておりますけど、その他に特に問題点があれば、その中に地質の問題も入っております。他にあればどうぞ出していただければと思います。はい、笠原委員さん。

笠原委員

ダムの問題でいいわけですね。これこの間の対策案に対する意見というところにも大部分出ているのですけれども、ダム計画、それ自身の問題点としまして、これそもそものダムのこの始まりが、地元からの要望でなくて県の方が独自に調査をするということではまっているのじゃないかと、いうことです。それから基本高水の問題はこれからのまだ問題もありますので、これは僕はまだ280トンは必要ないと思っておりますが、これちょっと省略いたします。それから環境の問題ですね。今の浜委員さんからもありましたけれども、確かに砥川の方も改修すればこれは自然を壊すというような部分もあります。コンクリートを使うというような部分もありますけれども、ダムの場合は、もう規模として流れている川をせき止めるという、その自然に対して、これ川というのは本来流れるのが川なのです。砥川でもって改修するのはこれはその流れをストップさせるんじゃなくてどういうふうに流すかということの問題であって、流れをせき止めるとかっていうこととは全然違うわけです。流れを止めるということによってそこにいろいろなものがたまってヘドロの問題とかですねいろいろな問題も起こります。それ自

身が非常に環境に対して負荷を与えるという問題があると思います。それからそのダム本体だけではなくて、そこまでいろいろ工事するための要するに取り付け道路の問題とかですね、そういうことがまた自然に対して非常に影響があるのではないかとこのように考えます。それから地質の問題はまたちょっと別に、ここではやりません。それから、財政の問題もいろいろ出ておりますけれども、今までのつくられたダムとかそういうことを見ますと、最初の予算でできているっていうのはほとんどございません。もうちょっとデータも持っております。ひどいのは10倍ぐらい掛かっているとかですね、そういうことがございます。だから実際にこれはこれからの議論の中でも出てくるでしょうけど、実際に240億でできるのかどうかということが非常に問題でございます。それから最後に超過洪水という問題がございます。これは以前からも出ていますけど、自然がすごいと。最近大量の雨が降るといようなことがありまして、ダムでストップできる以上のもし雨がもし降った場合は、これ非常に災害が起こるということで、これこの間砥川の方のあれはもう堤防根っこから全部決壊したというようなシミュレーションがありましたけれど、もしダムの場合にそれがもし超過洪水が起こったらどういう被害が出るかということのシミュレーションもぜひしていただきたいと思います。それで、最後に河川改修ですが、場合によってはそれでも超過洪水っていうことは起こり得ますので、その時の対策はどうするかと。僕はちょっと乱暴に、道路を西大路道路を使っちゃったらどうだろうなんていう乱暴な意見も出しましたけれども、その中で放水路っていうような意見も出てくるんじゃないかと、こんなふうに思っております。

宮澤部会長

ありがとうございます。宮坂委員。

宮坂委員

まず、ダムは点とおっしゃいました。これは私はダムは面ではないかと、まず思っています。それから砥川が、現状で残したいという浜委員のご意見でして、これはすべての住民の願いであるとおっしゃっておりますが、果たしてそうでありましょうか。例えば堤防がぜい脆弱であるということはこれはだれしも認めていることであります。特に流域、天井川の流域に住まれている方はこれは非常に脆弱で危険であるという認識を持っているはずであります。その改修をしなくて果たしてその住民がオッケーをするのであろうか。それと、もし堤防を頑固にするというのであれば、これはもうコンクリートを使わざるを得ない。というのは我々例えば家を建てる場合にですね、敷地には当然これでコンクリートを最小限で使うわけですね。ですからその辺の矛盾が私にダムを推進される方には大いにあると思うのです。片方では環境を、環境を守れ、環境を守れとおっしゃりますが、実際はですねある程度のところでオッケーを出さないと認めないとこれはいかなれないと思うのです。だから私が言いたいのは住民の全員が、住民がすべてがですね、現状の砥川を守れとおっしゃっているのではない。だから多少コンクリートっていうのは必要を認めているということを言いたいわけです。それと、東俣川のところのダム地点なのであるけれども、よく県の方おっしゃいますが、ダム地点には守るべき自然はないということを断定されています。それでは、お聞きしたいのですけれどね、それで守るべき自然でどこにあるのですか。それについて一回も言及されていない。それは県の方、特に下諏訪町ですねダムの説明図を書かれた方、そういう発言されていらっしゃいます。その辺をお聞きしたいと思います。

宮澤部会長

他にどうでしょうか。はい、佐原さん。

佐原委員

ワカサギについてダムが必要だっていう発言がありましたけれども、じゃあダムができた時にヘドロ問題ってというのが起きるわけです。例えば黒部ダムとその下にできた出し平ダムですね。あれで大雨が降った時に水を出したら真っ黒なヘドロが黒部川を流下して富山湾まで行ってしまって、黒部川の魚はもちろん富山湾の魚、漁業者が壊滅的な打撃を受けていて、カレイや何かの漁業がもうできないと。生きてけないと。ダムをつくった時に東俣川でも同じだと思うのですね。ヘドロの問題が起こったらワカサギとか下の漁業は果たしてやってけるのか。そういう問題が大きいと思います。それからもう一つ堆砂問題ですね。一応60万トンの堆砂を100年で見込んであるということですがけれども、いずれその堆砂をどういうふうに処理するのか。そのことが言われてない。それから、ダムとかコンクリートには寿命があって、100年とか、ここは半永久的だとか、200年とかいう話もありますけれども、それだけ経った時にあのダムをどうするのか。高さ71メートルで幅261メートルの大きなコンクリートがあって、その老朽化した時にどういうふうにそれを処理するのか。そこまできちんと考えて住民に提示してからやるべきだと思うのです。もしやるならば。

宮澤部会長

他にどうでしょうか。はい、西村委員さん。

西村委員

私は1点、どうしても時間が気になるものですから先ほどの武井委員さんの方からもお話しがありましたが、ダムに代わる案はすべて時間が掛かるという私はずっと言い続けております。これが感覚でもの言っているものですから確かに時間が掛かるかどうかわからないのですが、ここまで20年調査を進めていよいよ実施設計に入る段階のダムがそのまんまスタートしてダムが完成するまでの時間ってというのがもし県でおわかりになったら教えていただきたい。もう一つ、高田先生の方からも出ました河川改修。これから調査を始めてそれができるまでにどのくらい掛かりそうだという予測。こういったものがわかれば非常に有り難いと思います。この時間ってというのはやっぱり災害というのは100年100年って100年先の話しじゃなくて、私は今年の梅雨の話しをしていると、いうふうにいつも理解をしています。できるまでのリスクってというのはこれは仕方がないと思うんですね。それができてからやっぱりその安全を、やっと安息というか、ってことですから、それまでのリスクってというのはこれ仕方がないというふうに思っていますけれど、ですから早くつくるために私はダムがいいだろうということで最有力という話しをしたわけでございまして、そこの時間という問題をちょっと教えていただければ大変有り難いというふうに思います。それと、もう...よろしいですか。実は災害マップをちょっと出していただくと非常に有り難いのですが、もし出ませんでしょうかね。出ませんか。設計の方。出ますか。あまりこんなことは言いたくは実はないのですけれど、我々砥川の流域に住んでいる人、住民と言ってもいいのでしょうか、私個人の考えですけど、やっぱり先ほどスライドにでたように砥川で慣れ親しんで遊んだわけでございます。非常に水に親しんだのは我々でございまして、実はこの災害ってというのは非常に危険な場所で堤防が決壊した場合のシミュレーションですから医王渡橋は実はもっと上にありますが、この実際この色の中に住んでいる、ここに何人が委員がいるわけですが、私は砥川の先

端の2メートルの浸水のところですね。隣の中村さんが赤い左の赤いところ。そのお隣の中島さんですか、中島さんは医王渡橋の方ですからもうちょっと上ですが決壊すると危険があると、いうこと。それから浜議員も多分入っているかなというふうに思いますけれど、要するに我々いつも危険にさらされている立場でものをしゃべっているのですが、こんなことを言ったら大変失礼かもしれませんが、ダムでなくてと言っている意見の方は皆さん白いところに住んでらっしゃる。非常に災害の危険がないというふうに思っています。こんなそんなつもりで話しをしているとは思いませんけれど、本当に真剣に考えていただけてるのかなあというふうに今は思うわけでございます。山手の武居に住んでいる方、それから高木に住んでいる方、岡谷に住んでいる方、四つ角に住んでいる方と。こういらっしゃいますが皆さん白いところに住んでらっしゃる。非常にもうちょっと我々の命も考えていただきたい。こう思います。これは蛇足でございます。

宮澤部会長

他にいかがでございますか。浜委員。

浜委員

先ほどの宮坂委員のご意見に対してお話しよろしいですか。

宮澤部会長

答えなくていただかなくても。

浜委員

超過洪水の問題が出ました。はい。これ超過洪水は起こり得るという判断もあるわけですね。これ笠原さんからもお話しがございましたが、これもし起こり得るとすればこれ基本高水で言いますとどのくらいのものの考え方で超過洪水が起こるのかということが、もしですね事務局の方でわかればちょっとお答え願いたい。

宮澤部会長

はい。今、ちょっとそれも次の、それわかった上で次の意見がございませうか。いいですか。それじゃそのことも次の宿題に。はい、じゃあ武井委員さん。

武井秀夫委員

ダムの功罪についてはもう言い尽くされているので、またここでおさらいするのは非常に気が重いのですけれども、下諏訪ダムは222万トンの貯水量で240億を掛けて、堤高が75ですか。71ですか。そういう形の重力式コンクリートダムですよ。それで、利水・治水の多目的ダムだということなのです。利水と治水が共存するというダムということ。先ほど佐原委員からもありましたけれども、堆砂の問題、ヘド口の問題、様々な問題ありますね。ですから、渇水の時にはダムに水をためなくちゃいけない。大水になるようだったら空にしとく。そんなマジックなことができるかということで、私は基本的に多目的ダムの中の利水に関しての渇水、それから利水のことですね、非常に矛盾点をはらんでいるということですね。それで重力式ダムであって多目的ダムといった時にどうしてもそこに触れざる

を得ないのは、利水の問題なのですよね。ですから、利水のワーキンググループ昨日あったし、下諏訪の1千トンという水が下諏訪の1万8千トンで30年度のシミュレーションなると3500トンくらい減ってくるという昨日のワーキンググループのシミュレーション見ている。そうすると右下がりの中で下諏訪の千トンの水が一体5千トンを高度の政治的理由によっておりたという下諏訪町が千トンになぜつきあわなくちゃいけないかと。その辺は非常に私は矛盾を感じるわけです。それで非常にハイコストの水を私たちはそこから取らなくちゃいけない。そういうことで、非常に矛盾を含んでいるダム案が、に対しては非常に様々なことを言いたいのですが、地震を起こすとか、あるいは環境の方に対してもやができて周囲の田んぼがどうこうなるというような、そういうディテール(detail:細部、細目)まではここでは開陳しませんが、功罪の罪の方が非常にあるのでその点をどうお考えか、利水の点もどうしても言わざるを得ないということで問題提起をしたいのです。当たり前のことなのですが。

宮澤部会長

他にいかがですか。はい、中島委員。

中島委員

このダム問題っていうのはどういうところから起こったかという、反対派の皆さん方は最初にダムありきという言葉をよくお使いになる。それで田中知事もそういう言葉を使っている。そうじゃないん。これは下諏訪町の災害の歴史の中から町民が不安を感じてそういう問題が起こっているということなんです。特に四六災害。医王渡橋の上の星ヶ丘へ上るところが大幅に崩れた。この四六災害を経験した中で特にそのころからダム問題っていうのは機運が高まってきているわけですね。それでもこういうような状態が何回か繰り返された時に、もしかしたら砥川が決壊するであろうという町民が不安を抱いて、そしてそういう中からダム問題が浮かび上がってきている。だから町もそういう議会でもダムを決議してそして県会でもそれを認められているわけですね。そういう順序があってダム問題が起こってきている。従って最初にダムありきでも何でもなし。先ほど超過洪水なんていう話も出てきました。超過洪水が起きた時にはどこ、他の下流で通れば、高田先生が先ほど言ったような案にしてもですね、超過洪水が起こったりはどこだってあふれちゃう。それはもうわかりきった原理じゃないですか。私は高田先生のおっしゃったその案は私は非常にいい案だというように思っています。けれども、その裏付けはどうなのかということがね、私は非常に疑問を感じている。というのは、検討委員会の中でですね、砥川は排水路だとみんな学者先生たち言っているのです。一説を読んでみましょうか。「そのために排水路の機能を十分に発揮するようにしなさいかん。融雪工を大きくしたような形にすればいい」これは側溝を意味している。それからですね、「排水路の中の河床に自然保護を過剰に求めるべきではない。また、普通の川だと思って市民が見ている姿勢を改めなさいかん。あれは排水路である」。こういう発想の中からこの高田先生のおっしゃられるこの河川整備ということが成されるならば、私は非常に疑問を感じる。砥川というのは一番町民が、あの医王渡橋から下流までというのは、一番町民が日常触れているところです。だから、それが単なる排水路になったり、雪を流す川になったらどういうことなのかと。これは先ほども県の方から説明あったように、9年に河川法が改修されて河川の保全を...

宮澤部会長

中島委員さん、お気持ちよくわかります。今ダムありきじゃないっていうことで、先にこれがあった

ということでしていただいて、この後ですね、また煮詰まってきた中でもって検討いたしますので、その問題のことについてのことにつきましては、次回に回していただければ有り難いと、こんなふうに思います。ご自身のご意見は止めるつもりもまったくございません。今大事なところ入っていくとよくわかりますが、それは次なんで。今ダム案についての問題点を今列挙して、今ダムはっていうそのことはよくわかります。四六災害よくわかりました。あと、今私の進め方についてのいろいろご不満のあろうかと思いますが、それぞれの案をですぬ出さないとそれぞれの皆さん方にですぬご理解をしていただけない。今先ほど浜委員さんおっしゃられたように、片方の案だけそれだけついてても何にもならない。だからそれぞれの案の問題点をしっかりと出してそれに対して議論をしようと、こういうことで進めてるわけです。今、6時15分前でございます。それで、時間がなくて本当に私も残念でありまして、最初地質の問題でもちょっとつまずいちゃってご理解をいただけなかった部分がございます、私の説明の仕方が悪かったなあと反省をしてるところですが、私このダム案の意見等。これ先ほど言ったようにもう成熟してきている案でございますので、ここにそれぞれの案が出ております。これを...、じゃなくて、おれはこういうものじゃなかったと、ないという案がございます、今日新村さんの方からそういう手が挙がったものですから、今日、今、ダムプラス河床案でもって、今私もこれ大体二つの大きく分かれてる中の一つの案だと思いましたがそれを部会進行の上に採用したわけでございます。そういうことでここにある案以外にですね、ダムの問題について再度意見を申し上げたいと。利水の問題はこの5日の日に全部やります。順番立ててきているつもりでございます。ですので、これでやりましたら、9日の日、2月9日の日に他の案がもし、おれこういう案があると、いう案がありましたら今高田先生の延長案、それから新村委員さんの、高田委員さんと今新村委員さんの組み合わせ案、そういうような形の中でこれ基本になる今案の検討をしているわけでございます。この案の中でそれぞれ、これから今度は利水、それから積み残しになりました先ほど小沢さんから出た基本高水、まだ問題があるということと。それから地質の問題。そういうことでもってみんなそれぞれに触れていこうと思って両方の案を出していただいたわけでございます。そんなことで部会の中で、今いろいろな意見もあろうと思います。そういう中でもう一回、かえりませんが、ダムのことについてまだおれあるんだよと、ダムプラス河川案についてあるんだよと、いう方おられたらどうぞお手を挙げて発言していただきたいと思えます。ちょっと待ってください。佐原さん、どうぞ。

佐原委員

ダムの問題についてよろしいですか。はい。安全度について二つなのですけれども、今まで地震に、地震時に被害を受けたダムがあるのか。例えばひびが入ったとか、それからダム堤でなくてもダムの山腹が崩壊したとか、そういうのがあったら例を全部出していただきたい。どのくらいの被害であったか。その時の地震はどのくらいであったか。それからもう1点、ダムに湛水(たんすい)を始めたら地震を誘発したという例が言われているわけです。例えば西大滝ダムですとか。そういう例も出していただきたいと思えます。

宮澤部会長

他にいかがでしょうか。はい、清水さん。

清水委員

それじゃあ、ダムについて一つ発言をさしてもらいますが、先ほど新村町長の方から、新村委員の方からダム、具体的なあれがなかったと、提案がなかったというふうな部会長の指摘もあったのですが、一つは私も全く同じだと思うのですが、それはダムというものは今まで私どもダム建設ということで県が提示されてきたもの、それを基本に考えているわけですね。ですから、そこからやっぱダム問題というのは、ダム建設というのは出発をしてくと、こういうふうになると私考えています。それで、先ほど来ずっと意見がありまして、ダムをつくることによって自然が失われると、こういう発言がございました。確かにダムをつくることによって失われる自然もあることもそれ確かでしょう。ただ、もとをたせばですねあそこは昔開墾地でありまして平地あるいは一部の傾斜地も畑であったところですね。今森林化されているから自然破壊だというのだよと言えばそれもその指摘もそのとおりだと思います。ただ、一つ先ほど検討してきました掘削案ですか。これによって砥川下流の自然も失われるわけですね。(宮澤部会長 それさっき出ました) はい。それで、先ほど新村委員の方からも説明ありましたが、ワカサギの養殖という一つのこの下諏訪町の産業と同時に、産業であると同時にそれは一つは生活の糧でもあるわけですね。それから水生生物あるいは鳥類ですね、ヨシキリなどの鳥類、コイを生息する場所である。その自然の持つ意味合いというのが砥川下流域と上流域では違うということがね、一つは指摘をしておきたいと思うのです。ですから砥川、ダム建設地の自然というのは一部失われますけれども、それと同様な自然というのはまだまだ大部分が残されるのだということは私は強調しておきたいと思うんです。ダムをつくるのが自然破壊だと言えぱそうですけれども、湛水することによって新たなこの水資源というのはまたできるわけですね。そのことも申し上げたいと思います。それから、先ほど西村委員から時間的なこの心配というのが出されましたけれども、これは私ども地元としてダム建設に、本来でいきますと私どもの地元っていうのは一番ダムを必要としない地域なのです。このダム建設問題が始まってから10年近く時間を掛けてこのダムの是非論について地元民はしっかりこの議論をしてきて、ご存じのように今日に至ってもうほとんど地権者との交渉も済んでおるとい状況の中でですね、時間的な経過から言えば一番早くこの治水対策ができると、こんなふう考えていますので、一番有力ではないかと私はこんなふう考えています。

宮澤部会長

いいですか。どうぞ高田委員さん。

高田委員

何人かの方は非常に誤解されてます。砥川を私が提案したものにすると、もうコンクリートの固まりで生き物一匹ないという、そういうことになるような発言なってます。私はこの島崎川ですか、この護岸是最悪の護岸です。私だったらこんな設計しません。現実に私は確かに今の材料はこういう材料しかないんでこういうことなってるんですが、私は自分でこれではどうしようもないということで、すき間がいっぱいできて草が生えてヘビやカエルが入るような、そういうコンクリートブロックをあるコンクリートブロック会社につくらして、それを広めようということを今始めました。まだどこも買ってくれませんが。ですから私はこの狭い川でこういう洪水疎通能力を高めるにはどないしたらいいかという点で、生き物と共存できるというのを、私が相談を受けた場合は一番最大に考えたい。それで一割勾配のコンクリート面は五分にしたいと。そして水際にフトンカゴかなんか並べてそこに表土を置いてツルヨシが出てくるぐらいにしたいと。そういうことを考えたいんです。現実にこういう提案が県の方で採り入

れられてお金が出てそれで進むかどうかというのは、西村委員が言われてる時間の問題です。これはお金だけの問題です。現実に11年6月の出水でしばい岩の上のヒノキ林に土砂が入りました。そしたらすぐに災害普及工事で堤防が嵩上げされました。ところが砥川、医王渡橋の下流数十メートルの道路が三差路になってるところは土のうを積んだままです。結局これが地方自治のお金の問題なんです。災害が起これないとお金が出ないんですよ。これがね、砥川が、先ほど中島委員が言われたそういう点でダムだったら大騒ぎしてみんなで飛びつくわけです。ただ一番地道な身近な問題に対しては県はお金を持ってないんですよ。それが今まで問題です。だから結局ここでいろんな計画をつくっても延々時間が掛かる。そのうちに忘れられるという、そういう可能性、まあこんだけみんなで大騒ぎしてるんですからそれはないと思うんですけど。そこら辺の問題も考えていただきたい。

もう一つこれはついでに言わせてもらいますが、先ほど大口河川課長から橋を架け替えたなら太鼓橋になると。今ある赤砂とかそういうもん見ましたら全部太鼓橋です。しかし私は課長にお願いしたいのは太鼓橋にならない橋を考えて欲しい。例えばアーチのトラスにしたら桁高いりません。太鼓橋になりません。そういうことを何で考えてくれないんかということです。それと福沢川を余裕高に入れんのは許されない。そうしたら福沢川を含めた東俣川・砥川・福沢川を含めたちゃんとした流出計算をやって足し合わせて欲しい。それはやってないんです。だから、いわれなき不可能論なんです。

宮澤部会長

はい、他にいかがでございましょうか。今のご意見それぞれ皆さんそれぞれあれですが、新村さんいいですか。さっきちょっと手挙げてたもんですから。すいません。

新村委員

大分時間も経ってまいりました。私どもどうしても公務なものだから、もう毎日毎日欠かせない行事があるのです。私はできれば6時までには切っていただきたい。それともう一つは今まで出たものも県当局で説明をしてもらえないものいくつかありました。今日傍聴されている方々はそうすると例えば佐原さんのおっしゃるヘドロ。宮坂さんおっしゃる自然保護がどうして守れない。そういうのは言いっぱなしでいきますと傍聴者の皆さん方は県は何も答えられないじゃないか。じゃあそのとおりじゃないかっちゃうように聞かれる方もあろうかとも思いますから、私はその点部会長さんにもう少し整理していただいて、今日はそういう意味だから皆さんご了解願いたいと言って、できれば時間までに私は恐縮ですけど、6時に、1時間延びていますから切っていただきたいとそのように願いますが、他の委員さんにお聞きをいただいて、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

宮澤部会長

今、それぞれ意見が出てまいりました。私は今日1月の29日にですけれど、ここの日にちには総合治水案を少し絞り込んでいきたいと、こういうことで、その絞り込むということの作業の中で今それぞれ高田委員さんとそれから新村委員さんの意見が出ました。それは代表的な意見だと思ひました。これに対するいろいろな変更とか今のいろいろなご意見、それぞれあると思ひます。それを次の段階で、今まで先ほどもお話ししましたように、いろいろな問題がまだ解決されておひりません。基本高水、カバー率、それから先ほどの地質の問題。ここら辺のところを再度そのことについて、地質は例えば国土交通省。2月の9日っていうことでお願ひをしてござひますけれど、そういうような問題。それから基本高

水の方はワーキングの方にそれぞれ9日までにお出しいただきたいということでお話しをさせていただきます。それから先ほど来佐原さん、それから武井さんから出ておりますように利水の問題。これが取り組まなければなりません。これもひとつのこの問題解決の問題であります。ですから、これに取り組んだ上で再度皆さんにもそれぞれのご検討する時間をいただきながら、高田委員さん、それから新村委員さん、それぞれの委員さんにおかれましては今のおつくりになられていただいた案をもうちょっと詰めていただきたい。そのためにですね、今の問題、どうしても事務局それから幹事会、これがどうしてもお手伝いしないとこれはもう高田先生大変お忙しい中今入試をひかえておる時でございますし、大変申し訳ないわけでした。そんなことで事務局ないしは幹事会のお手伝いをいただくと。こういふことでこの次の案まで、法律的にですね例えば省令、先ほど言いました省令とか構造令、これは制令でございますが、こういうものにだめなものやっぱりだめだと、やっぱり思います。ですからその部分を考えていただいたどうなのか。先ほど今いろいろな人の意見が出ました。そういうようなものを入れた中で今の二つの案を中心に次の利水もまたなおかつ検討し、そして次の2月9日の日にはそういうことでもっと詰めていきたいと。こんなふう考えているところでございますが、このことについての進め方についてご意見をお伺いしたいと思います。はい、どうぞ。高橋委員。

高橋委員

それでいいと思うのですが、先ほど河川課長から説明のありましたね問題ですけれども、高田委員の絵ではですね非常に安全も高いしいいのですが、器さえつくればいいよという話しではないのですよと、いう説明がございましたね。ということは河川法に定められた河川の環境保全という問題が出てくるわけですね。そうしますとボリュームだけ流れればいいよと。さっきちょっと配水池の話も出ましたけれども、そういう意味でですね、この精神条項なのですよ。河川の環境保全っていう問題。具体的に何があれのですかというものは実はないわけですが、今言われたように法律があるわけですから、この辺を高田先生の方は言葉悪いのですが無視しているのじゃないかなと、という気はしているわけですね。その条項に対してね。ですからその辺もですねクリアできるものかどうか、ちゅうようなもう少し突っ込んだものものでねやっつかないと、絵を見るとなるほど十分流れるなあというだけの話しですから、その辺も一つ先生にちょっとその辺もね配慮したもので再度検討していただきたいなとこんなふうに思います。

宮澤部会長

今、同じ趣旨のご質問がございました。今そのようなことも含めましてこの次2月の9日。この日にちはですねちょっとスタート時間が遅いわけでございますけれど、ここでもって再度詰めさしていただいて、それでこのご意見をもっともって詰めていただくと。こういうふうをお願いをしたいと思うんですが、もう一回あれですが、今ご賛同の意見を高橋さんからいただきましたが、他の委員の皆さんどうでございましょうか。はい、中村委員さん。

中村委員

すいません。これだけ作ったわけですね。これ論議っていうのはどうなるのですか。

宮澤部会長

それなんです。これを論議をしていく中で今皆さん例えば宮坂さんがさっき自分の出した案ということもございました。今典型的な案が二つ示されたわけございまして、その他の案についての取り扱いをどうするかと。これ中村委員さんのおっしゃられるとおりです。このことについてもお図りさしていただいておりますが。いかがでございますか。はい、どうぞ。

高田委員

私が提案したように河川で大部分、あるいは全部を吸収しよう。ダムで一部カットして残りを河川で吸収しよう。その他の案は遊水池とか、補助工法的なものだと思うのですね。その効果をピーアールしていただいたらいいと思うのですけどね、そのうちの沈砂池に対して私はちょっと疑問だと思うのです。

宮澤部会長

中村委員さん、よろしゅうございますか。私もそういうようなことで先ほども申し上げましたけど、再度今高田委員さんの方からもフォローしていただきましたけれど。どうですか、他に。よろしゅうございますか。それぞれの意見は皆さんそれぞれの意見であります。ですから沈砂池の問題もいろいろあると思いますが、一つの大きな柱が二本今日できました。その案についてそれぞれもっともっと深く追究していきたい。一応今日は総合治水のここまで、私は29日今日はここまで皆さんと一緒にさせていただければなあと、こんなふうに思っていたわけでございます。その次の段階の中で今の様々な問題をお話をさせていただくと。それからですね、国土交通省からですね私の方に昨日な2月の9日の日には日曜日なので休みの日って言いますか、すいません、日曜日って言うのは、なんですけども出てきてもらいたいとこういうお話しをした時にですね、何か特にご質問、お聞きしたいものがあればというようなことも言われておりますので、今事務局の方からそういうような検討項目もあつたら一緒に出して欲しいと、いうことで言われております。だから先ほど私が報告したことは報告したことで一応皆さんにご了承いただいたとこういうことです。報告内容についてはですね。お考えは別でございますが。そういうようなことでその問題。それから基本高水ワーキングの問題、預けてあります今の小沢委員をはじめとした問題。そういうものを2月の9日の日に利水をひとつ終えて、検討を終えて、それから入っていきなと。こんなふうな思っているところでございますが。そういう進め方でよろしゅうございますか。はい、佐原委員さん。

佐原委員

質問ですけれども、2月3日の日曜日に第2回公聴会として利水の公聴会があるわけですけれども、これはどういうふうに進めるか伺いたいと思います。

宮澤部会長

はい。それも重要なことでございますが、今はその進め方でよろしいかどうかということをもまず確認してから、その次の佐原さんの質問に移らさせていただいてよろしゅうございますか。私もこの終わった時にわっと時間になって終わってしまいますんで、次何やるんだや、どこまでやるんだやということが私の方からしっかりとご説明できなんでいるもんですから、どうも私の進行の意図がなかなか通じなくて、その前段のところで時間を要してしまうというのが常にあるような気がしまして、大変ご

迷惑をお掛けしてることをお許しいただきたいと思うんですが、それですのでそういうような形で今回2月の9日の日にはさせていただきたいと、こんなふうに思うんですが、いいでしょうか。どうぞ、浜委員。

浜委員

部会長に前にちょっと申し上げましたが、9日の件でございますが、利水の関係が伴うわけですか。私ちょっと9日がどうしても都合で難しいのですが。

宮澤部会長

今、9日という日に都合が悪いということで今利水の...、総合治水になるんで当然関係してくるというふうに思うわけなんです。そういう状況はちょっと困ってしまうかなと思うんですが。とにかく今の両市長さん、町長さんのスケジュール。それからワーキングの座長さんのスケジュールというのは優先するということでございました。じゃあそのことについては、そうとは言っても2月9日か10日か11日でなければ休みの日でなければ、今とてもとても国土交通省も忙しくてっていうことでございますので、その3日以外のところではちょっとないということでございますが。いかがでございましょうか。皆様のご意見をお伺いします。どうぞ、清水さん。

清水委員

私は部会長の提案のとおりでよろしいと思います。

宮澤部会長

はい。それじゃあその日、浜座長さん、利水の関係の座長さんおいでにならないということになります。はい、浜委員さん。

浜委員

高橋委員が利水の関係のねワーキングのメンバーですのでよく熟知されておりますので、その辺また高橋先生に一つお願いをして、どうしても9日がはずせないものですから、大変恐縮ですがお願いいたします。

宮澤部会長

そんなお話しでございます。9日の日に総合治水案をまとめるということではありません。まとめるように努力はいたしますが、それでもって延びれば私は次のまた機会を設けたらと思っておりますが、一応ここまでの段階としてはそういう形の中で運営をさせていただいて、コールをしてきたところでございますので、清水委員さんから今ありました、浜委員さんからもそういうようなお話しございましたので、一応9日の日に話しをさせていただきたいと。国土交通省にも9日ということで話ししてございますもんですから、できたらそういうふうにさせていただきたいと、こんなふうに思うんですが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。はい、それじゃあご了承いただいたということで進めさせていただきます。

次に佐原さんからの質問。2月3日の日をどういうふうに公聴会をするのかということでございます

が、事務局の方から後でそれを示さしていただきたいと思いますが、配ってありますか。配ってある問題のことはどうぞお手元を見ていただきたいと思いますが。ないですか。なければ私の方であれです。あれですけど、まず最初にですね治水の問題のことに今問題になっているところ、これを利水のワーキングの方で...配ってありますか...今皆さんのところに「公聴会の開催について」ということで資料をお配りであるということでございます。やり方のことについてでございますが、この前の基本高水の、治水の時に基本高水が問題になるんでということで、まず基本高水のことについてお話しをさせていただきました。検討委員会からのお話しでございます。ですので、最初に今回も利水の検討委員会のワーキンググループの方から説明をお願いして、それについてご意見をお伺いさせていただくという考え方にしております。この前武井秀夫委員さんの方から5分は絶対に守ってもらいたいと、こういうきつご達しがございましたので、事務局と相談しまして5分になりましたら鈴を鳴らすと。こういうふうに考えております。そういうことでこの前もやりましたですけど、あんまりいただいたらずに長くやってもいいってもんでもございませぬので、この前私の方でも時間がなかった分はそれぞれ意見をお寄せくださいと。そして皆さんの委員さんのところへお手元にお届けさしたはずでございますが、そういう形で文書に書いていただければそれも吸収できるような形のことをさせていただこうと。こういうふうに考えております。ですから最初に岡谷の皆さんには初めてでございますから、私の方でごあいさつさせていただいて、その後ワーキングの方からご説明を1時間ほど。それでその後意見をいただくということで、12時半には終わらさしていただきたいと。こういう考え方を、考えてございます。一応そういうことでございますが意見ございましたら、はい、どうぞ。武井委員さん。

武井秀夫委員

今部会長の方からですね絶対5分というような私からの提案っていうふうに、ちょっと若干ニュアンスが違うのです。前は5分ないし7分ということで町民に会報の形で伝達してある以上はその時間を守って多くの人から意見を聞いて欲しいというのが趣旨でございますので絶対5分を守れというふうなことでは提案しておりませぬ。その辺誤解をしないでください。ですから、それが人数によっては10分であってもいいと思うのです。この間みたいな形でただらといたのじゃあせっかく出席の方が積み残しになってやっぱりフラストレーションが残るのだらうと思っておりますので、その点ご留意くださいということです。それから部会長、これはその他というところに入っていいのでしょうか。現在の時間帯は。

宮澤部会長

ちょっと待ってください。まだ公聴会の話しをお願いします。そういうことで一応今回につきましては一人5分以内でよろしくお願ひしますと、こういうことでコールをしていただいているようでございます。ですので、そのように、その中でお話しいただくように考えたいと思っております。これ主観の問題がございませぬので、どの人の意見がどう、理路整然とされてるのなかなか判断につきにくい問題もございませぬので、私はこの前お話ししているように機会均等で一応5分になったら鈴を鳴らさしていただくこと、こういうふうに事務局としては打ち合わせをしてるところでございます。はい、どうぞ。佐原さん。

佐原委員

利水ワーキングから1時間ほど説明があるというお話しでしたが、それは昨日、治水・利水ダム等検討委員会に報告されたものが報告されるわけですか。この部会にはまだそれが報告されておられませんけれども。

宮澤部会長

浜委員さんどうですか。

浜委員

おっしゃるとおりでございます。検討委員会で昨日発表したのをすべてお話し申し上げます。

宮澤部会長

それと、この前利水の21日でございますか、利水の問題点で出された問題もございませぬ。その点にも触れていただけますようお願いしたいんですが。

浜委員

その点につきまして今すべて資料のいるものについては資料と。あとはお答えできるものはお答えすると。こういうふうになっております。

宮澤部会長

今、私の方からその、この前の論議もちょっとお願いしたいということで付け加えさしてもらいましたですけど、佐原さん、何かご意見ございましたら。どうぞ。

佐原委員

部会に示されずに何もそれについて討論も意見も質問も出されていないわけですね。だからここにいらっしゃる部会の方たちは2月3日にどういう説明がなされるのかっていうようなことがわかってないと思うのですよね。そういう状態で公聴会がなされてもいいのでしょうか。

宮澤部会長

私はこのことは先からお話しをしてきたつもりでございますし、そこで佐原さんはじめ皆さんの意見を公聴会で求めるわけではございませんので、その意見も含めて次の機会に議論をするわけでございますから、そこで今の説明についてだれだれさんどうだということになればこれは私は問題だと思えますけど、そういうものはしないということで過日のことも町民の、市民の皆さんのご意見をお聞きすると、こういうことで皆さん方が佐原委員さんはじめ皆さん方がどういうふうに判断されるかということだと思えますので、その出されてる意見をです。その時にまた皆さんもお聞きになられるわけでございますから、私はそういうふうによろしいのではないかと考えておりますけど。どうぞ、武井委員さん。

武井秀夫委員

今の佐原さん、佐原委員のおっしゃったことをもっともだと思うのです。ですから、私たちは部会で地域住民の意見を聞いてそれを全部成案として持っていくという、こういうオープンの会合を開いてい

るわけですね。今まではそういうことについて部会の議を経なくてそのまま公聴会にいっちゃうっていうのはワンクッション、手続きが落ちちゃうと私は思うのですが。委員の方々どうなのでしょう。というのはかねがね部会長もおっしゃるように、部会から出した意見っていうのは検討委員会であるいはワーキンググループで、それをこちらが出したボールに対して向こうからボールが返ってきて、それをディスカッションしてそうして進行していくというのが大原則だということをかねてから部会長さんがおっしゃっているとすればですね、今回の昨日のワーキンググループのことはもれ伺ってるだけで、あるいは新聞報道だけで見て部会員はみんな見てるだけなんです。それでそれについてのディスカッションは外したまま公聴会ってことになると、あるいはそこで5分というような制限うんぬんなんです。私は論議が一体深まるかということと、我々自体の特別委員、委員が含めて、まだまだ未消化、聞きたいことがあるということがひな壇に並んで完全に発言権を失ってしまうという形で公聴会が行われるのはちょっと整合性に欠けるんじゃないかと私は思いますので、他の委員の方々のご意見を聞いていただきたいと思います。

宮澤部会長

はい。今、武井さんと佐原さんからございました。私の方から意見をその時に皆さん方に求めるのではない方式で、皆さんから意見をお聞きするということだというふうに思いました。申し上げました。そのことについて議論をしていただきたいと思います。ちょっと新村さんから言われてるように15分遅れましたですけれど。今と違う意見をお願いします。違う意見の方。はい、清水さん。同じ意見ですか。同じ意見だったら、違う意見の方をお願いします。違う意見なら結構ですよ。清水さん。清水さん、先にすいません。先に笠原さん、違う意見ならお願いいたします。

笠原委員

違うっていうのはどういうことですか。

宮澤部会長

今のご論議と違う意見です。皆さんに聞いている。

笠原委員

いやいや、みんなの意見を聞くということだから、同じ意見だっていいのじゃないのですか。同じって人それぞれだから全く同じ意見っていうことはあり得ないので、それぞれの意見だと思いますけれども。

宮澤部会長

多数決で決めますか。それとも。

笠原委員

いやいや、そういうことじゃなくて、要するにですね、ちょっと部会の全体のスピードがちょっと早すぎる。これは僕は前にも言ったんですけども、結局最初からこれワーキンググループとのキャッチボールだというお話だったんですけども、なかなかワーキンググループの、利水の問題だってワー

キンググループがこないうちにこの利水が始まっちゃったわけですね。だから本来ならば...

宮澤部会長

誤解もいろいろあると思うのですがね。

笠原委員

そうですか。この前の利水のこれやっている時には...

宮澤部会長

ちょっとですね笠原さん、ちょっと整理させていただきたいと思います。今の公聴会の問題のことに
ついてご意見をお願いします。

笠原委員

それで、さっきから話しが出ていますけれども、要するに公聴会でも、やっぱり部会でもうちょっと
本来ならもんだ後公聴会をやるべきじゃないかなというふうに思いましたので。それと...

宮澤部会長

清水さんお願いします。

清水委員

私はねこのぐらいのことは許される範囲だと思います。これ全くねこの2月3日の公聴会の時に私ど
もはないということであれば多少問題あるかと思うのですが、私どももここへ参加をしているわけ
ですから、ワーキングの報告もその場で聞かれるわけですね。ですからそういった面で私は非常に部会が
あったり検討委員会があったりワーキングがあったり、非常に種々雑多なこの会合をやってかなければ
いけないということですね、このぐらいのことは私は許される範疇（はんちゅう）だと思います。

宮澤部会長

他にどうですか。はい、中島さん。

中島委員

今、清水さん言われたようにですね、私はそれは前後してもそれほど大した意味はないだろうと。公
聴会の意見をいきなり聞くということであっても我々もあの前回の公聴会ではこういう一般の人たち
から市民から意見があったのだなあと。またそれをふまえて我々も今度は部会の時に意見を述べること
も可能であるわけですから、それほど私はとらわれる必要はないような気がします。

宮澤部会長

他に、いかがでございますか。検討委員会の皆さん、最終的にご判断されますので、検討委員会の皆
さんからもご意見があればぜひともお聞きしたいと思います。他の河川の実情やそれからこの状況、
追われてる状況、それからそれぞれのこの部会を開くにあたっての市町村長さんのスケジュールの日程

等々のこともございまして、もうこの状況にしかないという状況できているということはどなたもご存じだというふうに思います。私も先ほどから申し上げてるように、これ必ず二つに分かれちゃうんですね。ここが判断の基準の枠の中にあるかないかっていうことだと思っんです。はい、松島委員さん。

松島信幸委員

昨日ですね、浜さんの方から発表がありました。それでちょっと一番問題になったのは大熊さんの方からもうちょっと幅のあるデータも並べて出して欲しいと、いう意見がありましたですね。これはちょっと内容が部会の人たちは真意が伝わってないと思うのですよね。だからちょっと問題点はあるかなと思います。

宮澤部会長

はい、浜委員さん。

浜委員

昨日、大熊委員さんから出された問題につきましては今表を作成して明日の部会には出すようにいたしておりますので、そんなようにご理解ください。

宮澤部会長

はい。もう一度申し上げます。明日の公聴会は市民の皆さんがどういうふう感じているか。この利水問題をどういうふう、2月3日のですね部会は、どういう考え方をお持ちかということ承るためにやるわけです。で、それを受けた上で皆さん方が部会でそれも含めて討議をしていただいて、この前武井さんともお約束しましたですけど、そういう中에서도一つ案をつくった。総合治水案をつくった時に、再度今度はその案について意見をいただくような機会の公聴会をしましょうということもお話ししたような気がするんですね。ですから、そこら辺のところも現実問題としてですねそういうようなことで進めてきているつもりでございます。部会のところのところについて皆さん方がそこでもって意見を求められるのなら別ですけど、この前意見はそれぞれ出ました。それから今利水のワーキングの座長さんおっしゃられたように、それからワーキング部会でもいろいろ出てきております。そういう意見をつぶさに話しをする。また部会で論議されることも出るでしょう。そのことにつきましても、今度の次の公聴会で今の利水も治水も含めて住民の皆さんから出るでしょう。今回、皆さん方のおっしゃられることもよくわかりますが、ここまでのことにつきましても、前回も私はご提案申し上げて、それでこういうことでどうでしょうかと。日程的にもご了承いただいて進んできたものだと、こんなふうに思います。そのところでまだ再度それがだめだということんなれば、それは変更するしかありませんので、今皆さんにお聞きしております。それが要するに許容の枠の中にあるのか、外にあるのかという問題だと私は思っております。いかがでございましょうか。これについて。はい、小沢委員さん。

小沢委員

私は議事録を読んでみると、県の方はこういうことを言っておられたのかと、議事録が非常に参考になるのです。ここで聞いたのじゃわかんないのです。ところが議事録は第3回の草案がただで4回目5回目も見えておりません。そうすると、どうもスケジュールの方が先にいきすぎているのじゃないか

と思います。幹事会の方を非難しているつもりありません。夜も遅くまで頑張っておられるんですけど、物理的につくるのが無理な状況だと僕は思いますんで、議事録が出て十分にわかるまで、もうちょっとペースをダウンしないと、なぜそこまで無理をして急がなければいけないのか。なぜ3月中に答えを出さなければいけないのか、私そのスケジュールについてはここの部会でなんにも討論はしてないと思います。

宮澤部会長

弱りましたですね。今の公聴会の今の話しを申し上げてるんですが、まず公聴会の話し決めちゃいましょう。もし延ばすということでしたら延ばされて結構です。皆様のご意志ですから。それから、今私どもは検討委員の皆さんからなんで意見を求めたかっていうと、今私ども検討委員会がおかれている状況。実は今度上川とそれから黒沢川とそれから松島さんの地元の三つの川。これが新たに加われました。それで論議がされてないところは予算のところもつかないということで、今回来年度予算の中にも相当削られています。ということは、その河川の皆さん方は下諏訪の皆さんと同じように待てるわけですよ。早く部会を作って早く論議に入ってもらいたい。こういうことなんですね。ところが昨日のあのところも私ども全部入ってるわけです。検討委員の中でもですね。それで誠に申し訳ございませんが、これ知事から指名されたわけですが、皆さんから言われてるのはですね、高田先生もその度その度大阪からきてですねずーっと指名されてですね、そういう論議をみんな展開しているわけなんですね。ですので、要するに折衷できる案はですね、ところはですね、折れていただいて、できないところはできないで結構でございますが、そういうことで、今小沢委員さんのことも大事なことであります。笠原委員さんもおっしゃられることは大事なことでございますが、そういうようなことで、この間私ども砥川のことについては3月に一つの方向性を3月末までにしなければならぬということ、これはできる限りそうして欲しいということで要望されてるわけでありまして。そういうことも含めてですね、これはそういうところのこともご理解をいただいて話を進めさせていただきたいんであります。はい、浜委員。

浜委員

私は部会長のおっしゃるとおりだと思います。議論がですね積み残していきそうな議論も僕はあると思います。今までの中で。しかし一応のスケジュールをこなしてみてもですね、またその時点で3月31日までにはまだ時間があります。利水の座長の立場で言わせていただきますと、今度の公聴会につきましては私はやっぱり客観的な意見として住民の意見をですねきちっと聞いた上でそのご意見に対してもしこちらからお答えする部分があるならお答えをしていくと、いうスタンスですね、また先ほど部会長おっしゃりましたように、最終的に利水とそれから治水の合同の公聴会。これもやっぱり予定されているわけです。しかしその日程はまだ決めておらないわけですから、その中で調整ができるのかどうか。その範囲であるならばやはりそうしていかないと問題が、と言いますか、スケジュール的にも大変問題があると。もう一つは今部会長おっしゃったように、先ほど外に駒沢の付近の方がいらっやいましてね、なぜ駒沢が部会ができないんだというお話しで今日は来たんだと、ということでお話しがございました。他の河川の方々も待ち望んでいるわけでございますので、その辺も皆さんにご理解をいただきながら進めていただければ有り難いと、こんなふうに思っています。

宮澤部会長

今、ワーキングの座長さんからお話しございました。9日の後のスケジュールを入れてないのはいさうこととございます。ですので、そういうことで進めております。それぞれ大変状況、厳しい状況の中でやりくりしております。9日の実は私結婚式ございまして、ここんこへ来て朝用意をして松本までまた帰って、そして2時にここへ来るという、こういうスケジュールを私は自分でもってやっております。実は今日も二つ会議6時からの会議を持っております。実は3日の日もですね私の松川村という後援会ですね総会を1時からやっております、その中でもって私12時30分に終わってから自分の来るまで飛んでいってそこに出るというそういうスケジュールを自分でもって作ってるわけです。他の人たちのスケジュールができればいいんですが、私ども、私どもはいくらでもスケジュールやりくりします。部会長として、責任ですが。しかし町村長さんたちはどうしても無理だということになって、この日しかないということだもんですから、そういうふうな形をしたはずでございます。それは皆さんもご了承していたはずだと私は理解しております。今浜委員さんからの意見もございました。もう一回申し上げます。3日の日は公聴会。皆さんの意見を聞くという公聴会をさせていただいてよろしゅうございますか。よろしゅうございますか。それじゃあもう既にこういうようなお話しも出ている、一般の人たちに出ているところとございますし、このことについては過去においてお話しをさせていただいた経過もございますのでお願いしたいと。はい、どうぞ。

青山政策秘書室長

これは部会長さんなり浜座長さんのご了解の上のお話しですけれども、昨日検討委員会の方で今お話しになりました利水のワーキンググループの報告書が出まして、新聞等でも既に今日報道されております。それで3日の日に今公聴会あるとすれば、報告書だけでもですね特別委員さんの方へはご送付してやった方がいいのじゃないかと、こう感じますが、その決定をお願いしたいのですが。

宮澤部会長

いやあ、幹事長さん、大変有り難いご提案をありがとうございました。報告書、大至急皆さんのところお手元へお届けして説明までというまではいきませんが、という提案が今幹事長の方からありました。そういうことをさせていただきたいということでございますが、そのことも含めて2月の3日、よろしゅうございますか。どうぞ、武井委員さん。

武井秀夫委員

言葉じりをとらえるようで大変恐縮なのですが、お疲れのところ。先ほどですね3月いっぱいという要望もあるというような発言がございました。部会長から。どこからの要望でございましょうか。

宮澤部会長

何度もお話し申し上げてますけれども、知事がですね私ども砥川部会をなんとかして早く作った意味。それから今のこの砥川のおかれてる状況。これ県議会の方からやんやの催促で、それで私ども県議会の中にいる人間として、それで年度末までにはあげようと。それでこれは浅川がとにかく3月31日までもうこれ急務でございます。これはもうそれに砥川も合わせていこうと。これは検討委員長さんと私ども、そういう打ち合わせでもってこのことまでできてます。これは全私ども検討委員はそのことで、そ

ういう了承のもとに進めておりますけれど、何かそのことについてご質問ですか。

武井秀夫委員

要するにですね、では今の部会長の説明では、県議会からの方の要望で3月いっぱいということなのですか。要するに砥川部会に関して。浅川部会に関してはその縛りがあると、一般的に聞いておりますけれども、砥川部会は県議会の方からそういうふうになさいという要望なのでございますか。

宮澤部会長

私の方から県議会の私ども立場としてあれなんですけれど、何か違うことがどちらからかお話しあるんですか。逆に武井さんにお伺いしますが。

武井秀夫委員

いやあ、そういうことでなくて一般的に...

宮澤部会長

それだったらそういうことでございます。私どもそういうふうに...

武井秀夫委員

県議会からということでございますね。

宮澤部会長

県議会も。

武井秀夫委員

じゃあそれは了解しました。県議会の要望ということ。

宮澤部会長

いやあ、そういうことじゃなくて、私どもは今までの経過の中で含めて県議会からはもっと早い要望ですよ。でも、検討委員会の中でもって論議をして、それで私どもは3月31日それぞれの先生方のスケジュールを合わせて浅川と一緒に形でもって出そうよと。こういうことは私ども確認してこれに入っております。

武井秀夫委員

意見としてそれはそういうふうな形で、成り行きだということだったらわかるのですが、その辺は私ちょっと理解しておりません。どうしても3月いっぱい...

宮澤部会長

武井さん。それ違うとっからそういう情報が入って何か、ここは部会のところでございますので、今言ったことことがすべてでございます。

武井秀夫委員

違う情報ということではなくて、初めから3月議会、浅川についてはそういうような縛りがあると聞いていて、緊急性はないと砥川の場合は、向こうはいろいろの補償の問題があると。いや、緊急性っていうのはですね、今ブーイングが出ましたけど、

宮澤部会長

それなにかご勘違いされてらっしゃるというふうに。

武井秀夫委員

じゃあ、勘違いだというならそれでよろしいです。

宮澤部会長

私ども検討委員全員そういうふうな形で臨んでおります。清水委員さん。

清水委員

先ほど来結論を急ぎすぎるのじゃないかというお話しがあるわけですが、しかしこの浅川ダムと砥川、浅川とそれから砥川部会の緊急性ということが議論されてきたわけですね。この二つについてはできるだけ早く結論を出そうということで部会の立ち上げも早かったわけです。やっぱこれはそれぞれが理解しておく必要あると思うのですね。2月3日ですけれども、これが例えば議論の大きな分かれ目だとか、あるいは結論の大きな分かれ目なるということであれば、これはやっぱり許せないと思うのですが、2月3日の段階まだそこまではいってないと思いますので、私はこのぐらいのことは許容される範囲だと思いますので、無事2月3日に。

宮澤部会長

はい、ありがとうございます。先ほどそういうことで、ご了承いただきました。今の私どもも、砥川と浅川は同じピッチでいかしていただきたいということでお話しをさせていただきたいと思います。それから今の小沢さんの意見。これは大変重要な問題だと思います。議事録の問題。と言いますのは、前回自分がどういう発言をしたかっていうことも残念ですけど前回の発言と食い違う発言をされる方も中においでになりました。そういうこともございましたんで私も重要なことであるべく急ぐように事務局の方をお願いをしたいと思います。はい。

小沢委員

やはりどう考えてもスケジュールの方が議論よりも内容よりも先行していると考えざるを得ません。

宮澤部会長

それからもう一つ、2月29日までは決めてございますが、その後決めてございません。ご承知のとおりだと思います。その後まだ検討する余地があったらその2回3回やればいいと私は思います。そういう形の中で話しを進んでいるところでございますので、私どもは集中的に。それから申し訳ございま

せんけれど、浅川よりも相当時間は長くやっているつもりでございます。これは松島委員さんが両方に出ておいでになられるんで後でもし十二分にご理解したいと思います。ですので、よくよくですね、時間的ですよ。私日にちのこと言ってるんじゃないですよ。ですから相当長くやっていると思います。民主的に皆さんのご意見をなるべく聞こうということで進めているつもりでございます。それから、そのことだけはお含みいただきたいと思います。よろしゅうございますか。何かここでもってもう遅れついででございますけれど、何かご意見がありましたら率直にお話しいただきたいと思います。ええ。はい、どうぞ。清水委員さん。

清水委員

まあ急ぎすぎるとい議論もあるのですが、逆に私どもはね、ある程度このスケジュールを決めたらスケジュールのように沿ってねやっていたかかないとそれじゃあ変更した時に今度出られるかと言えば出られない状況も生まれてくるわけですよ。ですからある程度はやっぱ許されない範疇はだめですけども、そうでない限りはスケジュールを組んで、それでやっぱ進めていっていただきたいと、こんなふうに思います。

宮澤部会長

ありがとうございます。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

その点はですね皆共通の認識だと思うのです。今宮澤部会長、結婚式があって大変いろいろってことで、私も今日午後休診ですし、この間の21日は一日全休でみんな犠牲をしいてやってきていることなので、その点に関しては共通だと思います。ですから、スケジュールどおり皆さんの合意があるのだったらそれは進行していただいていいから、この公聴会をそこでなさるといことだったらそれもやむを得ないと私は思います。

宮澤部会長

はい、笠原委員さん。

笠原委員

さっきちょっと途中みたいになっちゃったのですけれども、結局早すぎるっていうのはですね、小沢さんが言っていたように議事録が間に合わない。それから、ワーキンググループとのボールのキャッチボールが十分にできてないという。それからこの間もですね、この皆さんのこの意見のこのデータですね。これ当日いただいてちょっと午前中もうみんな見れなかったっていうのは、これ本来だったらこういうようなのは事前に送っていただいて見てくれば余計よかったんですけど、これもうとでも事務の方にそういうことをね言うような時間的な余裕がないからそういうことになったと思うんですよ。だからそういう意味で全体のスピードが僕はちょっと早すぎるじゃないかと。ただし日程は皆さんのあれで決めてきますから、それはそれで僕はいくらでも何とか合わせてできるだけ出るようにいたしますけれども、主にその三つぐらい。それからこの間のレポートなんか結構厳しかったです。正直言いますと。その4点ぐらいで、全体のスピードがちょっと早いと。ちょっとなかなかついていくのが大変だ

と、いうことを言いたかったのです。はい。

宮澤部会長

そのことは十二分にわかりました。ただ一つだけお話ししますが、この前の事務局の名誉もありますので、当日お配りした、それから今日武井さんの遅れてしまった。これは完全に武井さんの件についてはこれは事務局のミスでございますが、予定された日までにそのあれが出なかったわけでございます。それだもんですから、この間の時にお配りさしていただいたと。っていうことですので、それぞれの意見がちゃんと16日までに、1月の16日までということではございましたが、それまでにきておればその前にお配りできたということで、そのことについてはこの間も話しをさせていただいたつもりでございます。それで、そういう経過をふまえていただいて理解をしていただいたということで歩み寄っていただいたと、こんなふうと思うところでございますので、どうか、もし仮に先ほどお話ししましたように国土交通省等々にご質問ございましたら1月の31日までにお出しいただきたいと思います。これは事務局諏訪でもお渡ししてもらえば結構でございます。それからもう一つ集中的にさせていただくということは最初にもご理解いただいて、武井さんから、武井秀夫委員さんから、それはそうだと。それどころじゃないと。こういうこと言われたんですけれど、議事録に書いてございますが。その中でですね、私が一番あれなのは、一週間くらいがいいんじゃないかなと思ったのはですね、前回おっしゃられた発言を忘れてしまってるという経過もございます。まあそんなこともございまして、いろいろ早く集中的にやるということについてはいろいろお話しもあるかもしれませんが、申し訳ございません、2月の9日までは何とかこのペースで最初にお約束したところでございますので進めさせていただきたい。その後またそれぞれのところで集中的に今はやってございますので、あんまり今日の地質もそうでございますが、民主的にやることでしているつもりでございますので、どうか個々のところのご意見、それから等々、それぞれ出していただいてもかまいませんけれど、どうかももう一度申し上げますが、心静かにお願いしたいと。こういうことをお願いしたいと思います。何か質問ございますか。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

その他に入っているのでしょうか。あのですね部会長も一日の司会でへとへとだと思うので簡潔に申し上げます。要するに今日冒頭にですね国土（交通）省に行かれたということですね。それは私たち新聞で1月の22日の長野日報で次回国の担当者招くということで私たち理解しておりました。そしてその次の段階でやはり長野日報で県治水利水検討委員会は23日に29日に開く会合に国の関係者が参加できないということで急きょ宮澤部会長が訪問して見解を求めた。こういうことで報道によって私たちは特別委員ないしは全員の方々、全部それ理解しているのは報道によって理解しているということですね。それで今朝議事録を点検した結果、高田委員さんから何問かの質問を国土交通省へ送ってどうこうということ部会長から説明ございましたけど、残念なのは私たち議事録を前回の議事録を今もお話しがあったけどとても見る機会がない。そうすると私たちとしては21日の7時まで段階で国土交通省から来るということで理解しておりましたので、そうすると部会意志の決定というのは1月21日の段階ではあくまで国土交通省がこちらに来ると。その時に大口河川課長さんからもお話しがあって、とてもそのエキスパートを呼ぶのは解散しちゃって無理だと。そういうことに関しての説明を得るのは3カ月かかるというふうに大口河川課長さんがおっしゃったと思うのですね。そうすると、部会意志は2

1日の7時の段階で向こうから来るということを私たちは容認して部会は終わって、それが部会意志の決定だと思ったので、それがやむを得ずということはわかりますけれども、こういう重大決定っていうのは部会意志を尊重しながら、やはり今日は縷々(るる)説明をいただきました。部会長から。だけれどもそれが事実的に無理だったら今日の段階で国土交通省からは召致できないという、ではどういう選択肢があるかというやり方もあったのだらうと私はちょっと納得がいかなかったので、その他のところでその辺をお聞きしたかった。あるいはそのことを指摘したかったということです。

宮澤部会長

何度もお話しを申し上げました。部会長・副部会長というのはそれだけの私は権限があると思っています。部会をスムーズに進めるための努力をするのは私どもの役目であります。今のお話しではございましたら、そのすべてのことにこういう緊急事態のことについてもお話ししろとこういうことでございますけど、私は前回河川課長が来られないと、かもしれないという時に多分高田委員さんからそのお話ございました。私も議事録は見たわけでございませぬ。要するにそういうお話しがあったと。来られない場合については質問も項目を書いて、それでもって聞きに行ってもいいじゃないですかっていうことは前回お話しがあったと思うんですよ。それでですね、何かですね何か私こだわっておいでになられると思うんですけど、私どもは検討委員会ですもんあれして部会を開いて、それで部会っていうのはこの前も申し上げましたですけどね、検討委員会の人たちも私は部会の必要性をずっと述べてきた人間なんですよ。でも検討委員会の中には部会を開く必要はないんじゃないかと、こういう意見もあったんですよ。ですから私は部会の意志というものを限りなく尊重したいという立場で私は運営してるつもりなんです。ですからね、そういうようなことで一つ一つ、例えば小沢さんのことについても検討委員会にキャッチボールして今もらっています。そのことについていろいろ問題がみんなあるから、そういう話しをしてるところですが、それじゃあ2月の9日。私ははっきり申し上げます。また、国土交通省が来てくれるっていう答えはいただいておりませぬから。はっきり申し上げますけれど、国土交通省はそのことはもう県で説明してるはずだと。県で説明してることに對して何で国がまた出てかなきゃいけないんだと。こういうやりとりまであったんですよ。何で県で言ってることが信用できないのか。どうしてなんですかって逆に私どもはまず一番初め開口一番言われましたよ。それで私は申し訳ない。県の方々も一生懸命説明してるんだけれど、という話しを申し上げました。だけれど、そこら辺のところのやりとりまでであるということもすね、もし先ほど申し上げました。私のあれしたのに対してあれな方がおられたら、テープどうぞ持ってって聞いてくださいと。議事録もありますよ、私どもが国土交通省と。何かね論点がですねどうもずれているんでないかと思っ、私そのことだけもう一度お願いします。そういうことを全部皆さんに図らないとこれ進めていけませんか。他の意見、どうでしょうか。浜委員。

浜委員

確かに部会長おっしゃるようになりますね23日の日にもし来られない場合には高田委員さんからのいろんな質問事項について国土交通省に問い合わせをして、それで書面でというお話しがあったように私は記憶していますし、高田委員さんに横ですから聞いてみてもそういう論議はあったということです。ですから、あの時点では国土交通省を呼べるかどうかということは確定してはいなかったと、いうふうにも思っております。それで、部会長、大変この部会の運営については心を悩ませ、また東京までそうした形で飛んで行かれてご努力をされていること。私大変有り難いこの運営の方法だなあというふ

うに思っておりますし、非常に努力されている気持ちをです無にするようなことは私は申し上げたくないわけございまして、これからも部会長、放り出さずに一つ一生懸命お願いしたいとこんなふうに思います。

宮澤部会長

はい。

武井秀夫委員

あのですね、部会長の労に対して私は多としているからこうやって休診もしたりしても言っているのです。それに対して部会長を非難しているということではなくて、部会の組織決定としてそういうことを私たちは議事録を起こさないとわからなかった。あの7時の段階で私も疲れていて電話しが来たりしているから、そこまでは高田先生がそういう試案を出されて質問状を出すってということまではちょっとこの辺にあったのですが、部会長が向こうへ行かれるということに関して私は関知してなかったから、どうしてこうなったのだろうかという単純な質問をしているので、ぜひ誤解して欲しくないのは、整合性のある部会が運営して欲しいという、もちろんしておられると思うけど、今回の場合も緊急避難ということがありますから、それは部会長や高田先生やあるいは高橋先生がそういうことで合意されたというだったら了解はいたしますが、あくまで21日の時点では私はそういう理解であったということをぜひ理解していただきたい。ただね。

宮澤部会長

武井さんのお気持ちはよくわかりました。よくわかりましたので、誤解しないように私もしっかりと努めますが、そこら辺のところは先ほどご説明させていただいたとおりでございますので、どうかご理解をしていただきたい。こういうことでございます。

武井秀夫委員

私も部会長に当初から身を切って協力するというを自分で表明しています。ですから、様々なハードルを越えてやっているのですから、その部会と部会長との意志がちょっとしたことでさてつがくると部会意志をスムーズに抽出できないからその点にご配慮いただきたい。あくまで組織原則というものを守っていただきたいっていうことを提案しただけです。以上です。

宮澤部会長

ご理解いただいたということで、今の武井委員さんのお話は私もしっかりと肝に銘じるつもりでございますし、一つだけ、こんな私の愚痴だと思って聞いていただきたいんですが、皆さん方は手を挙げてなったメンバーでございます。私どもは意志とは別に指名されてなったメンバーでございます。それだけにご承知しておいていただきたいと、こういうことでございます。よろしゅうございますか。他にご意見がなければこれで第6回目の部会を閉じたいと思います。それでですね3日の日朝早くて誠に恐縮でございます、このときには委員のみなさん方には正しく理解していただくということで発言の場はありません。欠席をされる委員さんも多いということで、それは了承した上で進めているということでよろしく願いいたします。以上でございます。